明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務七五）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同七六）　七三
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同七七）　七三

省令

○総務省令第七十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十三日

総務大臣　松本　剛明

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　略］	［略］	［略］
三　警察職員数	当該年度の四月一日現在における警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）別表第二に定める当該都道府県の地方警察職員である警察官の定員の基準数（同令附則第二十三項の規定により加えられたものは、含まれないものとする。）	人
［四　略］	［略］	［略］
五　道路の延長	前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、令和六年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中四のただし書の規定を準用する。	キロメートル
［六～八　略］	［略］	［略］

改正前

（測定単位の数値の算定方法）

第五条　法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　警察職員数	当該年度の四月一日現在における警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）別表第二に定める当該都道府県の地方警察職員である警察官の定員の基準数（同令附則第二十五項の規定により加えられたものは、含まれないものとする。）	人
［四　同上］	［同上］	［同上］
五　道路の延長	前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、令和五年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中四のただし書の規定を準用する。	キロメートル
［六～八　同上］	［同上］	［同上］

九　漁港における係留施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二の漁港台帳（以下この表において「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設（係船浮標及び係船くいを除く。）の延長の合計数。ただし、当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）及び港湾法第三条ただし書の規定によつて同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要港湾に指定されているものに係るものを除く。 ［2　略］ 3　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつたこと等により漁港管理者、地方団体が組織する組合若しくは港務局の構成団体又はこれらの管理する漁港における経費の負担割合（以下この表中九及び十において「漁港の管理状況」と総称する。）に変更があつた場合における関係地方団体の係留施設の延長は、総務大臣が必要と認める場合に限り、その年の四月一日現在における漁港の管理状況により2の規定を適用して算定した数値を用いることができる。	メートル
［十～二十六　略］	［略］	
［削る］		
二十七　［略］	［略］	
二十八　［略］	［略］	
［二十九　十八歳以下人口］	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における十八歳以下の人口（以下「十八歳以下人口」という。）	人
［三十～三十九　略］	［略］	
四十　災害復旧事業費の	1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に	千円

九　漁港における係留施設の延長	1　前年の三月三十一日現在において漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二の漁港台帳（以下この表及び附則第二十一条第一項第一号の表において「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設（係船浮標及び係船くいを除く。）の延長の合計数。ただし、当該地方団体が経費を負担しない施設（企業庁、企業局その他これに類似するものが経費を負担する施設を含む。）及び港湾法第三条ただし書の規定によつて同法の規定の適用を受ける漁港のうち国際拠点港湾又は重要港湾に指定されているものに係るものを除く。 ［2　同上］ 3　前年の四月一日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつたこと等により漁港管理者、地方団体が組織する組合若しくは港務局の構成団体又はこれらの管理する漁港における経費の負担割合（以下この表中九及び十並びに附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五において「漁港の管理状況」と総称する。）に変更があつた場合における関係地方団体の係留施設の延長は、総務大臣が必要と認める場合に限り、その年の四月一日現在における漁港の管理状況により2の規定を適用して算定した数値を用いることができる。	メートル
［十～二十六　同上］	［同上］	
二十七　幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるもの（以下「一号認定子ども」という。）に限る。）の数（特別利用教育を受ける子どもの数を含む。）	人
二十八　［同上］	［同上］	
二十九　［同上］	［同上］	
［新設］		
［三十～三十九　同上］	［同上］	
四十　災害復旧事業費の	1　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に	千円

財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

掲げるものを除く。）、平成二年度から令和五年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成四年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた地方債及び当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。以下「災害復旧事業債」という。）の当該年度分の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであつた分を除く。以下同じ。）

［一～八　略］

［２・３　略］

［四十一・四十二　略］

四十三　平成十六年度から令和五年度までの各年度において「平成十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十七年二月八日付け総財地第十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度補正予算

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成十六年度　千円

［略］　［略］

財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

掲げるものを除く。）、平成二年度から令和四年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成四年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた地方債及び当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。以下「災害復旧事業債」という。）の当該年度分の元利償還金（繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであつた分を除く。以下同じ。）

［一～八　同上］

［２・３　同上］

［四十一・四十二　同上］

四十三　平成十六年度から令和四年度までの各年度において「平成十六年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十七年二月八日付け総財地第十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度補正予算

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、平成十六年度　千円

［同上］　［同上］

て国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十七年度において「平成十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十八年二月九日付け総財地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十八年度において「平成十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十九年二月十五日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年六月十五日付け総財地第百三十九号各都道府県総務部長及び

て国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十七年度において「平成十七年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十八年二月九日付け総財地第三十四号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般単独事業及び臨時高等学校整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成十八年度において「平成十八年度国の補正予算等に係る地方債の取扱いについて」（平成十九年二月十五日付け総財地第三十九号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十一年度において「平成二十一年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十一年六月十五日付け総財地第百三十九号各都道府県総務部長及び

各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年度において「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道路等整備事業に係る地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十三年度国の補正予算（第四号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担

各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）及び「平成二十一年度国の補正予算（第二号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年一月二十九日付け総財地第十六号各都道府県総務部長及び各指定都市財政局長あて総務省自治財政局地方債課長通知）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十二年度において「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道路等整備事業に係る地方債（以下「平成二十二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十三年度国の補正予算（第四号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十一月三十日付け各都道府県財政担当課、市町村担

当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年

当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年十二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十六年度において「平成二十六年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十七年二月三日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十七年度において「平成二十七年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年一月二十日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十七年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十八年度において「平成二十八年度補正予算（第一号）により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年七月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十八年度国の補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十八年十月十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十八年度国の補正予算（第三号）に係る地方債の取扱いについて」（平成二十九年

一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十一月八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和元年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あ

一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十八年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成二十九年度において「平成二十九年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年二月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十九年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、平成三十年度において「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年八月三日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年九月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「平成三十年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十年十一月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「平成三十年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和元年度において「令和元年度一般会計の予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和元年十一月八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和元年度国の補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和二年一月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あ

て事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年五月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年六月二十四日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年九月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和二年度補正予算（第三号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年一月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年十二月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和四年度において「令和四年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のう

て事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債（以下「令和元年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和二年度において「令和二年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年五月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和二年六月二十四日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年七月三十一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和二年度一般会計の予備費の使用に伴う地方債の取扱いについて」（令和二年九月十五日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和二年度補正予算（第三号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年一月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和二年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額、令和三年度において「令和三年度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱い等について」（令和三年十二月二十日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和四年度において「令和四年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱い等について」（令和四年十二月二日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）

ち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに令和五年度において「令和五年度補正予算（第一号）」に係る地方債の取扱いについて」（令和五年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）、「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年一月二十六日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和五年度一般会計予備費の使用等に係る地方債の取扱いについて」（令和六年三月一日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靱化施策に係る地方債（以下「令和五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額

［２　略］

四十四　地方税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

１　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十八日付け総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度減収補填債」という。）、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額

千円

［２　同上］

四十四　地方税の減収補填のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

１　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十五年度において「平成十五年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十六年三月十九日付け総財地第八十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十五年度減収補填債」という。）、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十八日付け総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度減収補填債」という。）、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る

千円

について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補塡債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補塡債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補塡債」という。）、平成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補塡債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補塡債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補塡債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補塡債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について

起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補塡債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補塡債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補塡債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補塡債」という。）、平成二十一年度において「平成二十一年度地方債同意等予定額について（平成二十二年三月九日付け総財地第六十七号及び第六十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十一年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十一年度減収補塡債」という。）、平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十二年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補塡債」という。）、平成二十三年度において「平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補塡債」という。）、平成二十四年度において「平成二十四年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月二十二日付け総財地第三十五号、総財務第十七号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十四年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十四年度減収補塡債」と

同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補塡債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補塡債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補塡債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補塡債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補塡債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月二十五日付け総財地第二十二号、総財務第十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、令和元年度において「令和元年度地方債同意等予定額について（令和二年二月二十六日付け総財地第十七号、総財務第八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和元年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度減収補塡債」という。）、令和二年度において令和二年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第二十一号による改正後の令和二年総務省告示第百二十七号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度減収補塡債」という。）、令和三年度において令和三年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百八十七号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度減収補塡債」という。）、平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十六年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補塡債」という。）、平成二十六年度において「平成二十六年度地方債同意等予定額について（平成二十七年二月十三日付け総財地第二十一号、総財務第三十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十六年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度減収補塡債」という。）、平成二十七年度において「平成二十七年度地方債同意等予定額について（平成二十八年二月二十九日付け総財地第二十三号、総財務第二十二号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十七年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度減収補塡債」という。）、平成二十八年度において「平成二十八年度地方債同意等予定額について（平成二十九年二月二十八日付け総財地第五十三号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十八年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度減収補塡債」という。）、平成二十九年度において「平成二十九年度地方債同意等予定額について（平成三十年二月二十六日付け総財地第二十二号、総財務第十八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十九年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度減収補塡債」という。）、平成三十年度において「平成三十年度地方債同意等予定額について（平成三十一年二月二十五日付け総財地第二十二号、総財務第十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成三十年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度減収補塡債」という。）、令和元年度において「令和元年度地方債同意等予定額について（令和二年二月二十六日付け総財地第十七号、総財務第八号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき令和元年度減収補塡債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度減収補塡債」という。）、令和二年度において令和二年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第二十一号による改正後の令和二年総務省告示第百二十七号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得

いう。）、令和四年度において令和四年度地方債同意等基準（令和四年総務省告示第百二十五号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度減収補塡債」という。）並びに令和五年度において令和五年度地方債同意等基準（令和五年総務省告示第百七十一号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度減収補塡債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額の百分の七十五に相当する額	
［２・３　略］	
四十五　平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	１　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の２の規定を準用する。） ［２　略］
四十六　個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十	地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度の減収額及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による同年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号）附則第三項及び第四項の規定により算定した減収見込額並びに地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として総務大臣が調査した額の合算額（以下「平成六年度減税補塡債」という。）、令和三年度において令和三年度地方債同意等基準（令和三年総務省告示第百八十七号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度減収補塡債」という。）並びに令和四年度において令和四年度地方債同意等基準（令和四年総務省告示第百二十五号）第二の二の１の㈥に規定された減収補塡債として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度減収補塡債」という。）の額のうち都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税に係る額、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額の百分の七十五に相当する額
［２・３　同上］	
四十五　平成十三年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	１　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の２の規定を準用する。） ［２　同上］
四十六　個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十五年度から平成十	地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号。以下「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度の減収額及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による同年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号）附則第三項及び第四項の規定により算定した減収見込額並びに地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として総務大臣が調査した額の合算額（以下「平成六年度減税補塡債」という。）

八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすこととできることとされた地方債の額	う。）、地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成七年度の減収額、租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減税補塡債」という。）、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減税補塡債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「改正前の特例交付金法」という。）第十三条の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度減税補塡債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補塡債」という。）並びに改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度減税補塡債」という。）	
四十七　臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことがで	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三	千円

八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	う。）、地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成七年度の減収額、租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減税補塡債」という。）、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減税補塡債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「改正前の特例交付金法」という。）第十三条の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度減税補塡債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度減税補塡債」という。）並びに改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補塡債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度減税補塡債」という。）	
四十七　臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に起こすことがで	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の	千円

きることとされた地方債の額

条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成三十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成三十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和元年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和元年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和

きることとされた地方債の額

額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十九年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成二十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和

二年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和三年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和四年度臨時財政対策債」という。）及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和五年度臨時財政対策債」という。）

四十八　平成二十五年度から令和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額	千円
四十九　令和元年度から令和五年度までの各年	［2　略］	

（以下「令和元年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和二年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和三年度臨時財政対策債」という。）及び同項の規定により令和四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「令和四年度臨時財政対策債」という。）

四十八　平成二十五年度から令和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため、平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額	千円
四十九　令和元年度から令和四年度までの各年	［2　同上］	

度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	う。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）及び令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定したものに係る額並びに令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額
［２　略］	［２　略］

［２　略］

３　第一項の表第十三号から第二十六号までの規定によつて測定単位の数値を算定する場合において、当該年度の四月二日以後五月一日までの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつたため当該期間内において通学する学校又はその設置者に変更を生じた幼児、児童、生徒又は学生があるときは、当該幼児、児童、生徒又は学生の数は、当該年度の四月一日現在において通学していた学校を設置する若しくは当該学校の存する地方団体の数値とし、当該児童、生徒又は学生を有する学級及び学校の数並びに当該学校の教職員数は、児童数、生徒数又は学生数によつて関係地方団体に按分した数値（都道府県の端数処理については整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、市町村の端数処理については第四十九条第二項第八号から第十三号までの規定を準用する。）とする。

［４　略］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～三　略］	［略］	［略］
	四　補正予算債償還費	［１　略］	［略］
			［(1)～(19)　略］
			(20)　令和五年度補正予算債
			ア　公共事業等（令和五年度一般会計の予備費の使用（令和六年一月二十六日閣議決定）及び令和五年度一般会計の予備費の使用（令和六年三月一日閣議決定）に係るものに限る。）に係る経
		２　平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正	

度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	う。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）及び令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定したものに係る額並びに令和元年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額
［２　同上］	［２　同上］

［２　同上］

３　第一項の表第十三号から第二十七号までの規定によつて測定単位の数値を算定する場合において、当該年度の四月二日以後五月一日までの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつたため当該期間内において通学する学校又はその設置者に変更を生じた幼児、小学校就学前子ども、児童、生徒又は学生があるときは、当該幼児、小学校就学前子ども、児童、生徒又は学生の数は、当該年度の四月一日現在において通学していた学校を設置する若しくは当該学校の存する地方団体の数値とし、当該児童、生徒又は学生を有する学級及び学校の数並びに当該学校の教職員数は、児童数、生徒数又は学生数によつて関係地方団体に按分した数値（都道府県の端数処理については整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、市町村の端数処理については第四十九条第二項第七号から第十三号までの規定を準用する。）とする。

［４　同上］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	種別
都道府県	［一～三　同上］	［同上］	［同上］
	四　補正予算債償還費	［１　同上］	［同上］
			［新設］
			［(1)～(19)　同上］
		２　平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正	

予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県八十・〇％分」という。） イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県七十二・〇％分」という。） ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県六十・〇％分」という。） エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県五十・〇％分」という。）
五　地方税減収補塡債償還費	
地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	［削る］
	(1)～(19)　［略］ (20)　令和五年度減収補塡債
六　財源対策債償還費	
平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和五年度財源対策債」という。）	［削る］
	(1)～(19)　［略］ (20)　令和五年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和五年度財源対策債」という。）

予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
五　地方税減収補塡債償還費	
地方税の減収補塡のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	(1)　平成十五年度減収補塡債 (2)～(20)　［同上］ ［新設］
六　財源対策債償還費	
平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又	(1)　平成十五年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十五年度財源対策債」という。） (2)～(20)　［同上］ ［新設］

は許可を得た地方債の額	［(1)～(3)　略］
七　減税補塡債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	［削る］
臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	［削る］
緊急防災施策等債償還費	
平成二十五年度から令和五年度まで施策等債	［(1)～(10)　略］

は許可を得た地方債の額	［(1)～(3)　略］
七　減税補塡債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	［(4)～(6)　略］
臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	［(1)～(19)　略］
八　臨時財政対策債償還費	
平成二十五年度から令和五年度まで緊急防災施策等債	［(11)　令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債　(20)　令和五年度臨時財政対策債］
九　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	

は許可を得た地方債の額	［(1)～(3)　同上］
七　減税補塡債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	［(4)　平成十五年度減税補塡債　(5)～(7)　同上］
臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度まで施策等債	［(1)　平成十五年度臨時財政対策債　(2)～(20)　同上］
八　臨時財政対策債償還費	
平成二十五年度から令和四年度まで緊急防災施策等債	［新設］
九　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	
平成二十五年度から令和四年度まで施策等債	［(1)～(10)　同上］
緊急防災施策等債償還費	［新設］

緊急防災・減災事業債分	［(1)～(4)　略］	［略］
	(5)　令和五年度国土強靭化施策債	［略］
	ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分	［(1)～(19)　略］
	(ア)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県国土強靭化施策債六十・〇％分」という。）	(20)　令和五年度補正予算債
	(イ)　(ア)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県国土強靭化施策債五十・〇％分」という。）	ア　公共事業等（令和五年度一般会計の予備費の使用（令和六年一月二十六日閣議決定）及び令和五年度一般会計の予備費の使用（令和六年三月一日閣議
	イ　緊急自然災害防止対策事業分	
十　国土強靭化施策債償還費	［一～五　略］	［略］
令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	六　補正予算債償還費	［1　略］
東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額		2　平成十六年度から令和五年度までの各年度において
での各年度において		

緊急防災・減災事業債分	［(1)～(4)　同上］	［同上］
	［新設］	［同上］
		［(1)～(19)　同上］
十　国土強靭化施策債償還費	［一～五　同上］	［同上］
令和元年度から令和四年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	六　補正予算債償還費	［1　同上］
東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額		2　平成十六年度から令和四年度までの各年度において
での各年度において		

決定）に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村八十・〇％分」という。）	国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村七十二・〇％分」という。）	
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
ウ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村六十・〇％分」という。）	
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村五十・〇％分」という。）	
(ｱ) 令和五年度市場公募都市に係るもの	
(ｲ) 令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	

国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	［削る］
		(1)～(18)　［略］
		(19)　令和五年度減収補塡債
		ア　令和五年度市場公募都市に係るもの
		イ　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)・(2)　略］
		(3)　平成十五年度財源対策債
		義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの
		［(4)～(22)　略］
		(23)　令和五年度財源対策債
		ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
		(ｱ)　令和五年度市場公募都市に係るもの
		(ｲ)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
		(ｱ)　令和五年度市場公募都市に係るもの
		(ｲ)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

七　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十五年度から及び平成十七年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)　平成十五年度減収補塡債
		ア　平成十五年度市場公募都市に係るもの
		イ　平成十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		(2)～(19)　［同上］
		［新設］
八　財源対策債償還費	平成十三年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)・(2)　同上］
		(3)　平成十五年度財源対策債
		ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの
		イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの
		［(4)～(22)　同上］
		［新設］

	(7)　令和五年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	[(1)～(3)　略]
九　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	[削る]
十　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	[削る]
十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債	平成二十五年度から令和五年度東日本大震災全国緊急防災	[(1)～(10)　略]

		[(1)～(3)　略]
		[(4)～(6)　略]
		[(1)～(19)　略]
	(20)　令和五年度臨時財政対策債	
	ア　令和五年度市場公募都市に係るもの	
	イ　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
	(11)　令和五年度東日本大震災全国緊急防災	[(1)～(10)　略]

九　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	[(1)～(3)　同上]
		[(4)　平成十五年度減税補填債
		ア　平成十五年度市場公募都市に係るもの
		イ　平成十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		[(5)～(7)　同上]
十　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	[(1)　平成十五年度臨時財政対策債
		ア　平成十五年度市場公募都市に係るもの
		イ　平成十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
		[(2)～(20)　同上]
十一　東日本大震災全国緊急防災施策等債	平成二十五年度から令和五年度東日本大震災全国緊急防災	[(1)～(10)　同上]
		[新設]

償還費	和五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	施策等債 緊急防災・減災事業債分 ア　令和五年度市場公募都市に係るもの イ　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
十二　国土強靭化施策債償還費	令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)～(4)　略］ (5)　令和五年度国土強靭化施策債 ア　防災・減災・国土強靭化緊急対策事業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村国土強靭化債六十・〇％分」という。） (i)　令和五年度市場公募都市に係るもの (ii)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの (ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度市町村国土強靭化債五十・〇％分」という。） (i)　令和五年度市場公募都市に係るもの (ii)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　緊急自然災害防止対策事業分 (ｱ)　令和五年度市場公募都市に係るも

償還費	和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十二　国土強靭化施策債償還費	令和元年度から令和四年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［(1)～(4)　同上］ ［新設］

(イ)　令和五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　の	
2　「港湾費」の測定単位について種別補正を行う場合においては、港湾ごとの当該年度の四月一日現在における種別によつて補正するものとする。	2　「港湾費」の測定単位について種別補正を行なう場合においては、港湾ごとの当該年度の四月一日現在における種別によつて補正するものとする。
［3　略］	［3　同上］

（段階補正係数の算定方法）

第八条　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、経費の種類ごとに当該経費に係る測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に別表第二(1)に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	経費の種類	地域区分
［略］	［略］	［略］
指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する都道府県	社会福祉費	指定都市の区域
		中核市の区域
		福祉事務所設置町村の区域
		その他の区域
［略］	［略］	［略］
指定都市、児童相談所設置中核市（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四の児童相談所設置市で中核市であるものをいう。以下同じ。）、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する都道府県	こども子育て費	指定都市の区域
		児童相談所設置中核市の区域
		その他の中核市の区域
		福祉事務所設置町村の区域

（段階補正係数の算定方法）

第八条　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、経費の種類ごとに当該経費に係る測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に別表第二(1)に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	経費の種類	地域区分
［同上］	［同上］	［同上］
指定都市、児童相談所設置中核市（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四の児童相談所設置市で中核市であるものをいう。以下同じ。）、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する都道府県	社会福祉費	指定都市の区域
		児童相談所設置中核市の区域
		その他の中核市の区域
		福祉事務所設置町村の区域
		その他の区域
［同上］	［同上］	［同上］
中小企業支援市（中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第二条に定める市をいう。以下同じ。）を包括する都道府県	商工行政費	中小企業支援市の区域
		その他の区域

中小企業支援市（中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第二条に定める市をいう。以下同じ。）を包括する都道府県	商工行政費	中小企業支援市の区域
		その他の区域

2　市町村の次の各号に掲げる経費について段階補正を行う場合において、段階補正係数が別表第二(2)に定める率を超えるときは、同表に定める率をそれぞれ当該経費に係る段階補正係数とする。

［一・二　略］

三　その他の教育費

［四・五　略］

六　こども子育て費

七～十二　［略］

［3　略］

（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によって算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあっては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正に用いる密度は、国土交通省において実施した令和三年度全国道路交通情勢調査による調査区間別の十二時間交通量及び道路延長に基づき、総務大臣が算定した道路一キロメートル当たり十二時間平均交通量とする。 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{(B+C)\times 0.781}{A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値
	二　その他の土木費	人口	

2　市町村の次の各号に掲げる経費について段階補正を行う場合において、段階補正係数が別表第二(2)に定める率を超えるときは、同表に定める率をそれぞれ当該経費に係る段階補正係数とする。

［一・二　同上］

三　その他の教育費のうち人口を測定単位とするもの

［四・五　同上］

［新設］

六～十一　［同上］

［3　同上］

（密度及び密度補正係数の算定方法）

第九条　密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によって算定した数とし、同表に掲げるもの以外のものにあっては人口密度（当該地方団体の人口を面積で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）によるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	密度の算定方法
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正に用いる密度は、国土交通省において実施した平成二十七年度全国道路交通情勢調査による調査区間別の十二時間交通量及び道路延長に基づき、総務大臣が算定した道路一キロメートル当たり十二時間平均交通量とする。 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{(B+C)\times 0.800}{A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値
	二　その他の土木費	人口	

三　中学校費教職員数	密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B + C + D}{A \times 5{,}909{,}000}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 41,900 × b1 × b2 算式の符号 ［略］ b2　スクールバス等の数に 145.68 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 1,025,000 × c1 ×（c2 + c3） 算式の符号 ［略］ c2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.025、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.020、100 分の 15 地域の市町村にあつ	B　次の算式によつて算定した額 算式 $\sum_{n=6}^{7} \{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$ $A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］ ［略］
三　中学校費教職員数	密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B + C + D}{A \times 5{,}847{,}000}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 36,900 × b1 × b2 算式の符号 ［同左］ b2　スクールバス等の数に 160.76 を乗じて得た数を、符号 b1 の数値で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 1,101,000 × c1 ×（c2 + c3） 算式の符号 ［同左］ c2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.023、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.019、100 分の 15 地域の市町村にあつ	B　次の算式によつて算定した額 算式 $\sum_{n=5}^{7} \{A_n \times (1 - C_n / B_n) + D_n \times (1 - F_n / E_n)\}$ $A_n \times (1 - C_n / B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n / E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］ ［同左］

ては 1.017、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.014、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.012、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.007、100 分の 3 地域の市町村にあつては 1.003、その他地域の市町村にあつては 1.000 を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が 1.000 に満たないときは、1.000 とする。

c3　次の算式によつて算定した数

算式

$\alpha+\beta+\gamma$

算式の符号

α　当該都道府県の区域内の市町村の給与の差による地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.007、2 級地の市町村にあつては 0.006、3 級地の市町村にあつては 0.006、4 級地の市町村にあつては 0.004、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

β　当該都道府県の区域内の市町村の寒冷の差による別表第 4（1）の地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.152、2 級地の市町村にあつては 0.254、3 級地の市町村にあつては 0.380、4 級地の市町村にあつては 0.575、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の寒冷の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除

ては 1.019、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.015、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.013、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.007、100 分の 3 地域の市町村にあつては 1.004、その他地域の市町村にあつては 1.000 を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が 1.000 に満たないときは、1.000 とする。

c3　次の算式によつて算定した数

算式

$\alpha+\beta+\gamma$

算式の符号

α　当該都道府県の区域内の市町村の給与の差による地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.007、2 級地の市町村にあつては 0.006、3 級地の市町村にあつては 0.006、4 級地の市町村にあつては 0.005、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

β　当該都道府県の区域内の市町村の寒冷の差による別表第 4（1）の地域区分が 1 級地の市町村にあつては 0.169、2 級地の市町村にあつては 0.284、3 級地の市町村にあつては 0.424、4 級地の市町村にあつては 0.642、その他地域の市町村にあつては 0.000 を当該区域内の寒冷の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除

して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

γ　当該都道府県の区域内の市町村の積雪の差による別表第４(3)の地域区分が１級地の市町村にあつては0.078、２級地の市町村にあつては0.157、３級地の市町村にあつては0.392、４級地の市町村にあつては0.864、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

D　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$11,150,000 \times d$$

［略］

学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六四八を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇一九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇二六を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒

四　特別支援学校費　学級数

して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

γ　当該都道府県の区域内の市町村の積雪の差による別表第４(3)の地域区分が１級地の市町村にあつては0.068、２級地の市町村にあつては0.137、３級地の市町村にあつては0.343、４級地の市町村にあつては0.755、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の積雪の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

D　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$10,532,000 \times d$$

［同左］

学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六四〇を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・〇一九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数に〇・〇二六を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒の数に〇・〇〇一を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する生徒

四　特別支援学校費　学級数

五　その他の教育費	の数に〇・〇三五を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に一・八四九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に〇・〇四九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六九〇を乗じて得た数との合計数を測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

五　その他の教育費	の数に〇・〇三八を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に一・八三五を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する生徒の数に〇・〇四九を乗じて得た数と学校基本調査規則によつて調査したその年の五月一日現在における当該都道府県立の特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数に〇・六八二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{B \times C \times 90.458}{A}$ A　測定単位の数値 算式アの符号 B　当該都道府県内の市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数 C　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。） 算式 $\frac{a}{882.936}$ a／b×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 a　当該都道府県内の市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度費用額の合計

額

b　当該都道府県内の市町村ごとの前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数の合計数

算式イ

$$\frac{B \times 22.092}{A}$$

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　当該都道府県内の市町村ごとの私立幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）の在籍人員数の合計数

算式ウ

［｛B × 153.524 ＋ C × 102.350 ＋ D × 51.175 ＋ E × 111.748 ＋ F × 74.499 ＋ G × 37.249 ＋ H × 67.221 ＋ I × 44.814 ＋ J × 22.407 ＋（K × 47.794 ＋ L × 31.862 ＋ M × 15.931）× α ＋ N × 80.802 ＋ O × 53.868 ＋ P × 26.934 ＋ Q × 48.481 ＋ R × 32.321 ＋ S × 16.160 ＋ T × 24.241 ＋ U × 16.160 ＋ V × 8.080 ＋（W × 20.057 ＋ X × 13.381 ＋ Y × 6.705）× β｝× 1.358 ＋｛（Z × 84.527 ＋ AA × 56.361 ＋ AB × 28.181）× γ ＋（AC × 22.923 ＋ AD × 15.287 ＋ AE × 7.650）× δ｝× 1.954］／ A

B × 153.524、C × 102.350、D × 51.175、E × 111.748、F × 74.499、G × 37.249、H × 67.221、I × 44.814、J × 22.407、K × 47.794、L × 31.862、M × 15.931、（K × 47.794 ＋ L × 31.862 ＋ M × 15.931）× α、N × 80.802、O × 53.868、P × 26.934、Q × 48.481、R × 32.321、S × 16.160、T × 24.241、U × 16.160、V × 8.080、W × 20.057、X × 13.381、Y × 6.705、（W × 20.057 ＋ X × 13.381 ＋ Y × 6.705）× β、｛B × 153.524 ＋ C × 102.350 ＋ D × 51.175 ＋ E × 111.748 ＋ F × 74.499 ＋ G × 37.249 ＋ H × 67.221 ＋ I × 44.814 ＋ J × 22.407 ＋（K × 47.794 ＋ L × 31.862 ＋ M × 15.931）× α ＋ N × 80.802 ＋ O × 53.868 ＋ P × 26.934 ＋ Q × 48.481 ＋ R × 32.321 ＋ S × 16.160 ＋ T × 24.241 ＋ U × 16.160 ＋ V × 8.080 ＋（W × 20.057 ＋ X ×

算式

［｛B × 245.780 ＋ C × 163.853 ＋ D × 81.927 ＋ E × 178.899 ＋ F × 119.266 ＋ G × 59.633 ＋ H × 107.615 ＋ I × 71.743 ＋ J × 35.872 ＋（K × 76.514 ＋ L × 51.009 ＋ M × 25.505）× α ＋ N × 129.358 ＋ O × 86.239 ＋ P × 43.119 ＋ Q × 77.615 ＋ R × 51.743 ＋ S × 25.872 ＋ T × 38.807 ＋ U × 25.872 ＋ V × 12.936 ＋（W × 32.110 ＋ X × 21.422 ＋ Y × 10.734）× β｝× 1.141 ＋（Z × 61.468 ＋ AA × 44.725 ＋ AB × 26.927 ＋ AC × 19.128 ＋ AD × 32.339 ＋ AE × 19.404 ＋ AF × 9.725 ＋ AG × 8.028）× 0.997 ＋｛（AH × 135.321 ＋ AI × 90.229 ＋ AJ × 45.115）× γ ＋（AK × 36.697 ＋ AL × 24.472 ＋ AM × 12.248）× δ｝× 1.925 ＋（AN × 33.830 ＋ AO × 33.830 ＋ AP × 9.174 ＋ AQ × 9.174）× 0.889］／ A

B × 245.780、C × 163.853、D × 81.927、E × 178.899、F × 119.266、G × 59.633、H × 107.615、I × 71.743、J × 35.872、K × 76.514、L × 51.009、M × 25.505、（K × 76.514 ＋ L × 51.009 ＋ M × 25.505）× α、N × 129.358、O × 86.239、P × 43.119、Q × 77.615、R × 51.743、S × 25.872、T × 38.807、U × 25.872、V × 12.936、W × 32.110、X × 21.422、Y × 10.734、（W × 32.110 ＋ X × 21.422 ＋ Y × 10.734）× β、｛B × 245.780 ＋ C × 163.853 ＋ D × 81.927 ＋ E × 178.899 ＋ F × 119.266

＋ G × 59.633 ＋ H × 107.615 ＋ I × 71.743 ＋ J × 35.872 ＋（K × 76.514 ＋ L × 51.009 ＋ M × 25.505）×α＋ N × 129.358 ＋ O × 86.239 ＋ P × 43.119 ＋ Q × 77.615 ＋ R × 51.743 ＋ S × 25.872 ＋ T × 38.807 ＋ U × 25.872 ＋ V × 12.936 ＋（W × 32.110 ＋ X × 21.422 ＋ Y × 10.734）×β｝× 1.141、Z × 61.468、AA × 44.725、AB × 26.927、AC × 19.128、AD × 32.339、AE × 19.404、AF × 9.725、AG × 8.028、（Z × 61.468 ＋ AA × 44.725 ＋ AB × 26.927 ＋ AC × 19.128 ＋ AD × 32.339 ＋ AE × 19.404 ＋ AF × 9.725 ＋ AG × 8.028）× 0.997、AH × 135.321、AI × 90.229、AJ × 45.115、（AH × 135.321 ＋ AI × 90.229 ＋ AJ × 45.115）×γ、AK × 36.697、AL × 24.472、AM × 12.248、（AK × 36.697 ＋ AL × 24.472 ＋ AM × 12.248）×δ、｛（AH × 135.321 ＋ AI × 90.229 ＋ AJ × 45.115）×γ＋（AK × 36.697 ＋ AL × 24.472 ＋ AM × 12.248）× δ｝× 1.925、AN × 33.830、AO × 33.830、AP × 9.174、AQ × 9.174、（AN × 33.830 ＋ AO × 33.830 ＋ AP × 9.174 ＋ AQ × 9.174）× 0.889 及び［｛B × 245.780 ＋ C × 163.853 ＋ D × 81.927 ＋ E × 178.899 ＋ F × 119.266 ＋ G × 59.633 ＋ H × 107.615 ＋ I × 71.743 ＋ J × 35.872 ＋（K × 76.514 ＋ L × 51.009 ＋ M × 25.505）×α＋ N × 129.358 ＋ O × 86.239 ＋ P × 43.119 ＋ Q × 77.615 ＋ R × 51.743 ＋ S × 25.872 ＋ T × 38.807 ＋ U × 25.872 ＋ V × 12.936 ＋（W × 32.110 ＋ X × 21.422 ＋ Y × 10.734）×β｝× 1.141 ＋（Z × 61.468 ＋ AA × 44.725 ＋ AB × 26.927 ＋ AC × 19.128 ＋ AD × 32.339 ＋ AE × 19.404 ＋ AF × 9.725 ＋ AG × 8.028）× 0.997 ＋｛（AH × 135.321 ＋ AI × 90.229 ＋ AJ × 45.115）×γ＋（AK × 36.697 ＋ AL × 24.472 ＋ AM × 12.248）×δ｝× 1.925 ＋（AN × 33.830 ＋ AO × 33.830 ＋ AP × 9.174 ＋ AQ × 9.174）× 0.889］／ A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

13.381 ＋ Y × 6.705）×β｝× 1.358、Z × 84.527、AA × 56.361、AB × 28.181、（Z × 84.527 ＋ AA × 56.361 ＋ AB × 28.181）×γ、AC × 22.923、AD × 15.287、AE × 7.650、（AC × 22.923 ＋ AD × 15.287 ＋ AE × 7.650）×δ、｛（Z × 84.527 ＋ AA × 56.361 ＋ AB × 28.181）×γ＋（AC × 22.923 ＋ AD × 15.287 ＋ AE × 7.650）×δ｝× 1.954 及び［｛B × 153.524 ＋ C × 102.350 ＋ D × 51.175 ＋ E × 111.748 ＋ F × 74.499 ＋ G × 37.249 ＋ H × 67.221 ＋ I × 44.814 ＋ J × 22.407 ＋（K × 47.794 ＋ L × 31.862 ＋ M × 15.931）×α＋ N × 80.802 ＋ O × 53.868 ＋ P × 26.934 ＋ Q × 48.481 ＋ R × 32.321 ＋ S × 16.160 ＋ T × 24.241 ＋ U × 16.160 ＋ V × 8.080 ＋（W × 20.057 ＋ X × 13.381 ＋ Y × 6.705）×β｝× 1.358 ＋｛（Z × 84.527 ＋ AA × 56.361 ＋ AB × 28.181）×γ＋（AC × 22.923 ＋ AD × 15.287 ＋ AE × 7.650）×δ｝× 1.954］／ A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式ウの符号

［同左］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和６年４月17日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が同法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の授業料減免対象学生数とする。符号C及び符号Dにおいて同じ。）

［略］

E　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号F及び符号Gにおいて同じ。）

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和５年４月20日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和４年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が同法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の授業料減免対象学生数とする。符号C及び符号Dにおいて同じ。）

［同左］

E　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和４年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号F及び符号Gにおいて同じ。）

［略］

H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号I及び符号Jにおいて同じ。）

［略］

K　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［略］

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の入学金減免対象学生数とする。符号O及び符号Pにおいて同じ。）

［略］

［同左］

H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和４年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号I及び符号Jにおいて同じ。）

［同左］

K　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和４年度授業料減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［同左］

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「令和４年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の入学金減免対象学生数とする。符号O及び符号Pにおいて同じ。）

［同左］

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号 R 及び符号 S において同じ。）

［略］

T　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号 U 及び符号 V において同じ。）

［略］

W　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［略］

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「令和４年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号 R 及び符号 S において同じ。）

［同左］

T　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「令和４年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号 U 及び符号 V において同じ。）

［同左］

W　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和４年度入学金減免対象学生数」（以下「都道府県立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［同左］

Y　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AD において同じ。）

AA　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AE において同じ。）

AB　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の

Y　都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とする。符号 AF において同じ。）

AC　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AD　都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AE　都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AF　都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AG　都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AH　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AI　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AJ　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AK　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AL　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AM　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち

Z　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和４年度授業料減免対象学生数」（以下「私立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AA　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AB　私立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AC　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和４年度入学金減免対象学生数」（以下「私立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

AD　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AE　私立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準

「準非課税世帯：１／３区分」の数

AN　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「私立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AO　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AP　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「授業料理工農系支援対象者数」の数

AQ　私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金理工農系支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（a × 3）／（b × 3 ＋ c × 2 ＋ d）／ 166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度授業料減免額（実績）」

［略］

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（e × 3）／（f × 3 ＋ g × 2 ＋ h）／ 70,000

算式の符号

e　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和５年度入学金減免額（実績）」

［略］

γ　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（i × 3）／（j × 3 ＋ k × 2 ＋ l）／ 590,000

算式の符号

非課税世帯：１／３区分」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（a × 3）／（b × 3 ＋ c × 2 ＋ d）／ 166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和４年度授業料減免額（実績）」

［同左］

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（e × 3）／（f × 3 ＋ g × 2 ＋ h）／ 70,000

算式の符号

e　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和４年度入学金減免額（実績）」

［同左］

γ　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（i × 3）／（j × 3 ＋ k × 2 ＋ l）／ 590,000

算式の符号

i　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度授業料減免額（実績）」

j　符号 AH に同じ。

k　符号 AI に同じ。

l　符号 AJ に同じ。

δ　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（m×3）／（n×3＋o×2＋p）／160,000

算式の符号

m　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和５年度入学金減免額（実績）」

n　符号 AK に同じ。

o　符号 AL に同じ。

p　符号 AM に同じ。

［削る］

［削る］

i　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和４年度授業料減免額（実績）」

j　符号 Z に同じ。

k　符号 AA に同じ。

l　符号 AB に同じ。

δ　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（m×3）／（n×3＋o×2＋p）／160,000

算式の符号

m　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「私立専門学校」の「令和４年度入学金減免額（実績）」

n　符号 AC に同じ。

o　符号 AD に同じ。

p　符号 AE に同じ。

2　新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成二十七年八月二十一日付け府子本第二百七十一号、二十七初幼教第十九号、雇児保発〇八二一第二号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき作成された子どものための教育・保育給付費支弁台帳（以下この号において「教育・保育給付支弁台帳」という。）に記載された当該年度の四月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

3　新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、教育・保育給付支弁台帳に記載された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保

育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和五年内閣府告示第二十九号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和四年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

4‖　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和四年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

5‖　私立幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）在籍人員数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年十一月二十二日付け府子本第六百八十四号、元初幼教第十号、子小発一一二二第一号、子保発一一二二第一号、子子発一一二二第一号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳に記載された当該年度の四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数とする。以下この表において同じ。

六　生活保護費	町村部人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{[B + \{C - (D \times 0.977)\} \times 0.989] \times 100}{A}$ D × 0.977 及び {C − (D × 0.977)} × 0.989 に限る。 算式イ $\frac{[B + \{C - (D \times 0.964)\} \times 0.983] \times 100}{A}$ D × 0.964 及び {C − (D × 0.964)} × 0.983 に限る。	［削る］	［削る］

七　社会福祉費	人口	数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］ ［2～5　略］ 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

七　社会福祉費	人口	数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］ ［2～5　同上］ 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ(1)、算式エ(2)、算式エ(3)、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア（1） $\frac{\alpha \times B \times 19.121}{A}$ 算式ア（1）の符号 A　測定単位の数値 B　当該都道府県内の市町村ごとの私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（子ども・子育て支援法第23条第4項に規定する満三歳未満保育認定子ども（以下この表において「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係るものに限る。）の合計数 α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{348{,}691}$ ｛(a－b)×12×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 a　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等費用額（満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）の合計額 b　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等利用者負担額の合計額 c　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等在籍人員数（満3歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）の合計数 算式ア（2）

$$\frac{\alpha \times B \times 8.754}{A}$$

算式ア（2）の符号

A　測定単位の数値

B　当該都道府県内の市町村ごとの私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{200,592}$$

（a × 12 × 0.25）／ b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等費用額（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計額

b　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計数

算式イ

［ {B × 0.780 ＋ C × 1.463 ＋ D × 0.976 ＋ E × 0.976 ＋ F × 1.463 ＋ G × 1.463 ＋ H × 0.976 ＋ I × 0.976 ＋ J × 8.780 ＋ K × 5.854 ＋ L × 8.780 ＋ M × 5.854 ＋（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.488 ＋（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.488 ＋（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 2.927} × 0.995］／ A

B × 0.780、C × 1.463、D × 0.976、E × 0.976、F × 1.463、G × 1.463、H × 0.976、I × 0.976、J × 8.780、K × 5.854、L × 8.780、M × 5.854、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.488、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.488 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 2.927 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）
C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）
D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資格者分）の計）
E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）
I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）
J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）
K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）
M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）
N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）
O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Q　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
R　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分）
S　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
T　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
U　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
V　児童数（3 歳未満）（地方公務員・特例給付分）
W　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
X　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 3 子以降分）

算式ア

$$\frac{B \times 69.85}{A}$$

算式アの符号

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 69.74}{A}$$

算式イの符号

［略］

B　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者を除く。）

算式ウ

$$\frac{B \times 58.11}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数

Y　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）

算式ウ

$$\frac{B \times 0.834 + C \times 0.070}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　児童扶養手当支給者数

C　町村部人口

算式エ（1）

$$\frac{B \times 25.22}{A}$$

算式エ（1）の符号

［同左］

算式エ（2）

$$\frac{B \times 24.51}{A}$$

算式エ（2）の符号

［同左］

B　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数

算式エ（3）

$$\frac{B \times 20.80}{A}$$

算式エ（3）の符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数

算式オ

［｛B × 1.227 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.778 ＋ E × 1.004 ＋ F × 1.994 ＋ G × 0.917 ＋ H × 0.572 ＋ I × 0.557｝× 27.481］／ A

B × 1.227、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.778、E × 1.004、F × 1.994、G × 0.917、H × 0.572 及び I × 0.557 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式オの符号

A　測定単位の数値

B　当該都道府県内の市町村ごとの家庭的保育事業に係る子どもの数の合計数

C　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業A型に係る子どもの数の合計数

D　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業B型に係る子どもの数の合計数

E　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業C型に係る子どもの数の合計数

F　当該都道府県内の市町村ごとの居宅訪問型保育事業に係る子どもの数の合計数

G　当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数の合計数

H　当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数の合計数

I　当該都道府県内の市町村ごとの保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数の合計数

J　当該都道府県内の市町村ごとの特例保育給付に係る子どもの数の合計数

算式カ

$$\frac{B \times 260.488 + C \times 142.927}{A}$$

算式カの符号

A　測定単位の数値

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

{a －（b － c）／1,000}／40

{a －（b － c）／1,000}が負数となるときは0とする。

算式の符号

a　当該都道府県の児童相談所における虐待相談対応件数

b　測定単位の数値

c　当該都道府県の区域内の令和４年度における指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計

C　符号Bを6で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式キ

$$\alpha \times B \times 1.452$$

A

算式キの符号

A　測定単位の数値

B　当該都道府県内の市町村ごとの子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 0.25}{c} \times \frac{1}{8{,}445}$$

｛(a－b)×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付支給額の合計額

b　当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付支給額（子ども・子育て支援法第７条第10項第２号に掲げる幼稚園に係るものに限る。）の合計額

c　当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数

２　私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成二十七年八月二十一日付け府子本第二百七十一号、二十七初幼教第十九号、雇児保発〇八二一第二号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき作成された子どものための教育・保育給付費支弁台帳（以下この号において「教育・保育給付支弁台帳」という。）に記載された当該年度の四月一日現在の私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員（子ども・子育て支援法第

［次ページへ］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「二・三号認定子ども」という。）に限る。以下この号及びこの表市町村の項第八号において同じ。）数の合計数とする。以下この表において同じ。

3‖　前年度私立保育所等費用額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された費用の額（子ども・子育て支援法第二十七条第三項第一号及び第二十八条第二項第二号に規定する費用の額の合算額をいう。）のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

4‖　前年度私立保育所等利用者負担額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条から第六条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

5‖　前年度私立保育所等在籍人員数は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。

6‖　児童数（３歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「令和四年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（令和五年二月二十七日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

7‖　児童数（３歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数の管内

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

市町村の計とする。

8‖　児童数（３歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

9‖　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

10‖　児童数（３歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

11‖　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

12‖　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数に同報告書における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「小学

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

14　児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

15　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

18　児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

19　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告

（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

20　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

21　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

22　児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の管内市町村の計とする。

23　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

24　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における

［削る］　［削る］　［削る］　［削る］　［削る］　［削る］

	様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。
	26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。
	27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。
	28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。
	29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。
	30　児童扶養手当支給者数は、令和三年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第八号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。
	31　町村部人口は、当該都道府県の人口のうち町村（福祉事務所設置町村を除く。）に係る人口とする。
［削る］	32　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和四年十月分として厚生労働省が通知した「市
［削る］	
［削る］	
［削る］	
［削る］	
［削る］	
［削る］	2　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、令和五年十月分として厚生労働省が通知した「市

町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

3　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の「都道府県合計」、「宿泊型自立訓練」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」及び「就労定着支援」の「都道府県合計」を合算した数とする。

4　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）」の「都道府県合計」及び「自立生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

33　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「療養介護」の「都道府県合計」、「生活介護」の「都道府県合計」、「短期入所（ショートステイ）」の「都道府県合計」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の「都道府県合計」、「宿泊型自立訓練」の「都道府県合計」、「就労移行支援」の「都道府県合計」、「就労継続支援（A型・B型）」の「都道府県合計」、「就労定着支援」の「都道府県合計」、「児童発達支援」の「都道府県合計」及び「放課後等デイサービス」の「都道府県合計」を合算した数とする。

34　［同上］

35　家庭的保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業A型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業A型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業B型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業B型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業C型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業C型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の

	居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
［削る］	40　小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
［削る］	41　小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
［削る］	42　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
［削る］	43　特例保育給付事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。
［削る］	44　児童相談所における虐待相談対応件数は、前年度の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第四十九　児童相談所における養護相談の理由別対応件数」のうち「(2)虐待相談の相談種別・経路」の「㉝計」列の「⑩計」行の数とする。第十条第十八項において同じ。
［削る］	45　子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年十一月二十二日付け府子本第六百八十四号、元初幼教第十号、元少発一一二二第一号、元保発一一二二第一号、元子発一一二二第一号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳（以下「施設等利用給付支弁台帳」という。）に記載された当該年度の四月分の施設等利用給付認定子ども（子ども・子育て支

	［削る］	
	［削る］	
八　衛生費	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア 720,000円×B_1＋345,000円×B_2＋C_1×1,000×0.6＋C_2×1,000×0.45＋$\sum_{n=15}^{24}(D_n \times 1{,}000 \times E_n)$＋$\sum_{n=15}^{令5}(F_n \times 1{,}000 \times G_n)$＋$\sum_{n=15}^{令5}(H_n \times 1{,}000 \times I_n)$＋$\sum_{n=27}^{令5}(H'_n \times 1{,}000 \times I'_n)$＋$\sum_{n=21}^{令5}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n)$＋$\sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 14{,}900円 \times A \times 1{,}000 \times I2'_n)$＋$\sum_{n=27}^{令5}(J_n \times 1{,}000 \times K_n)$＋$\sum_{n=27}^{令5}(L_n \times 1{,}000 \times M_n)$＋$\sum_{n=27}^{令5}(N_n \times 1{,}000 \times O_n)$＋$\sum_{n=27}^{令3}(N'_n \times 1{,}000 \times O'_n)$ 算式アの符号 ［略］

		援法第三十条の八第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）数とする。以下この表において同じ。
		46　前年度子育てのための施設等利用給付支給額は、前年度分として施設等利用給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第十五条の六に定める施設等利用費の支給額とする。以下この表において同じ。
		47　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、前年度分として施設等利用給付支弁台帳に記載された施設等利用給付認定子ども数とする。以下この表において同じ。
八　衛生費	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア 720,000円×B_1＋345,000円×B_2＋C_1×1,000×0.6＋C_2×1,000×0.45＋$\sum_{n=15}^{24}(D_n \times 1{,}000 \times E_n)$＋$\sum_{n=15}^{令4}(F_n \times 1{,}000 \times G_n)$＋$\sum_{n=15}^{令4}(H_n \times 1{,}000 \times I_n)$＋$\sum_{n=27}^{令4}(H'_n \times 1{,}000 \times I'_n)$＋$\sum_{n=21}^{令4}(H2_n \times 1{,}000 \times I2_n)$＋$\sum_{n=27}^{令3}(H2'_n \times 15{,}000円 \times A \times 1{,}000 \times I2'_n)$＋$\sum_{n=27}^{令4}(J_n \times 1{,}000 \times K_n)$＋$\sum_{n=27}^{令4}(L_n \times 1{,}000 \times M_n)$＋$\sum_{n=27}^{令4}(N_n \times 1{,}000 \times O_n)$＋$\sum_{n=27}^{令3}(N'_n \times 1{,}000 \times O'_n)$ 算式アの符号 ［同左］

$E_{15} = \underline{0.028}$

$E_{16} = \underline{0.032}$

［略］

$E_{20} = \underline{0.03183}$

$E_{21} = \underline{0.03065}$

$E_{22} = \underline{0.03007}$

$E_{23} = \underline{0.02956}$

$E_{24} = \underline{0.02967}$

［略］

$G_{15} = \underline{0.021}$

［略］

$G_{20} = \underline{0.02387}$

$G_{21} = \underline{0.02299}$

$G_{22} = \underline{0.02255}$

$G_{23} = \underline{0.02217}$

$G_{24} = \underline{0.02225}$

［略］

$I_{15} = \underline{0.021}$

［略］

$I_{20} = \underline{0.02387}$

$I_{21} = \underline{0.02299}$

$I_{22} = \underline{0.02255}$

$I_{23} = \underline{0.02217}$

$I_{24} = \underline{0.02225}$

$I_{25} = \underline{0.02249}$

［略］

$I_{28} = \underline{0.0230}$

［略］

$I_{30} = \underline{0.02286}$

$I_{合元} = \underline{0.01082}$

$I_{合2} = \underline{0.01227}$

［略］

$I_{合4} = 0.00503$

$I_{合5} = 0.00634$

［略］

$I'_{28} = \underline{0.0276}$

［略］

$I'_{30} = \underline{0.02743}$

$E_{15} = \underline{0.032}$

$E_{16} = \underline{0.033}$

［同左］

$E_{20} = \underline{0.03185}$

$E_{21} = \underline{0.03066}$

$E_{22} = \underline{0.03008}$

$E_{23} = \underline{0.02958}$

$E_{24} = \underline{0.02973}$

［同左］

$G_{15} = \underline{0.024}$

［同左］

$G_{20} = \underline{0.02389}$

$G_{21} = \underline{0.02300}$

$G_{22} = \underline{0.02256}$

$G_{23} = \underline{0.02219}$

$G_{24} = \underline{0.02230}$

［同左］

$I_{15} = \underline{0.024}$

［同左］

$I_{20} = \underline{0.02389}$

$I_{21} = \underline{0.02300}$

$I_{22} = \underline{0.02256}$

$I_{23} = \underline{0.02219}$

$I_{24} = \underline{0.02230}$

$I_{25} = \underline{0.022}$

［同左］

$I_{28} = \underline{0.0231}$

［同左］

$I_{30} = \underline{0.01150}$

$I_{合元} = \underline{0.01083}$

$I_{合2} = \underline{0.00191}$

［同左］

$I_{合4} = 0.00503$

［同左］

$I'_{28} = \underline{0.0277}$

［同左］

$I'_{30} = \underline{0.01380}$

$I'_{令元}$ ＝ 0.01298	$I'_{令元}$ ＝ 0.01299
$I'_{令2}$ ＝ 0.01472	$I'_{令2}$ ＝ 0.00229
［略］	［同左］
$I'_{令4}$ ＝ 0.00603	$I'_{令4}$ ＝ 0.00603
$I'_{令5}$ ＝ 0.00760	
［略］	［同左］
$I2_{21}$ ＝ 0.02554	$I2_{21}$ ＝ 0.02555
$I2_{22}$ ＝ 0.02756	$I2_{22}$ ＝ 0.02758
$I2_{23}$ ＝ 0.02464	$I2_{23}$ ＝ 0.02465
$I2_{24}$ ＝ 0.02720	$I2_{24}$ ＝ 0.02725
$I2_{25}$ ＝ 0.02748	$I2_{25}$ ＝ 0.027
［略］	［同左］
$I2_{28}$ ＝ 0.0230	$I2_{28}$ ＝ 0.0231
［略］	［同左］
$I2_{30}$ ＝ 0.02286	$I2_{30}$ ＝ 0.01150
$I2_{令元}$＝ 0.01082	$I2_{令元}$＝ 0.01083
$I2_{令2}$＝ 0.01227	$I2_{令2}$＝ 0.00191
［略］	［同左］
$I2_{令4}$＝ 0.00704	$I2_{令4}$＝ 0.00704
$I2_{令5}$＝ 0.00887	
［略］	［同左］
$I2'_{30}$ ＝ 0.01371	$I2'_{30}$ ＝ 0.00690
$I2'_{令元}$ ＝ 0.00649	$I2'_{令元}$ ＝ 0.00650
$I2'_{令2}$ ＝ 0.00736	$I2'_{令2}$ ＝ 0.00115
［略］	［同左］
$K_{令4}$＝ 0.05669	$K_{令4}$＝ 0.00214
$K_{令5}$＝ 0.00333	
［略］	［同左］
M_{30} ＝ 0.06669	M_{30} ＝ 0.06670
［略］	［同左］
$M_{令4}$＝ 0.06803	$M_{令4}$＝ 0.00256
$M_{令5}$＝ 0.00400	
［略］	［同左］
$O_{令4}$＝ 0.07937	$O_{令4}$＝ 0.00299
$O_{令5}$＝ 0.00466	
［略］	［同左］
算式イ	算式イ
720,000 円×（B ＋ C）× 0.7 ＋ D × 1,000 × 0.4 ＋	720,000 円×（B ＋ C）× 0.7 ＋ D × 1,000 × 0.4 ＋

$$\sum_{n=15}^{24}(E_n \times 1{,}000 \times F_n) + \sum_{n=15}^{24}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) +$$

$$\sum_{n=15}^{令5}(I_n \times 1{,}000 \times J_n) + \sum_{n=27}^{令5}(K_n \times 1{,}000 \times L_n) +$$

14,900 円× A

$$\sum_{n=20}^{令3}(M_n \times 1{,}000 \times N_n) + \sum_{n=27}^{令3}(O_n \times 1{,}000 \times P_n) +$$

32,900,000 円× Q_1 + 1,697,000 円× Q_2 + （R + S +

T + U）× 1,000 × 0.5 + $\sum_{n=11}^{令5}(V_n \times 1{,}000 \times W_n)$ +

$$\sum_{n=令元}^{令5}(V'_n \times 1{,}000 \times W'_n) + (X \times 1{,}000 \times Y + Z \times$$

1,000 × AA + X2 × 1,000 × Y2 + Z2 × 1,000 ×

AA2）× $\frac{\alpha}{0.30}$ + X3 × 1,000 × Y3 + X4 ×

Y4 + $\sum_{n=令4}^{令5}(X5_n \times 1{,}000 \times Y5_n) + \sum_{n=令4}^{令5}(X5'_n \times 1{,}000 \times$

$Y5'_n$) + Z3 × 1,000 × AA3 + Z4 × 1,000 × AA4 +

1,523,000 円× AB + 182,102,000 円× AC

算式イの符号

［略］

$$\sum_{n=15}^{24}(E_n \times 1{,}000 \times F_n) + \sum_{n=15}^{24}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) +$$

$$\sum_{n=15}^{令4}(I_n \times 1{,}000 \times J_n) + \sum_{n=27}^{令4}(K_n \times 1{,}000 \times L_n) +$$

15,000 円× A

$$\sum_{n=20}^{令3}(M_n \times 1{,}000 \times N_n) + \sum_{n=27}^{令3}(O_n \times 1{,}000 \times P_n) +$$

32,900,000 円× Q_1 + 1,697,000 円× Q_2 + （R + S +

T + U）× 1,000 × 0.5 + $\sum_{n=11}^{令4}(V_n \times 1{,}000 \times W_n)$ +

$$\sum_{n=令元}^{令4}(V'_n \times 1{,}000 \times W'_n) + (X \times 1{,}000 \times Y + Z \times$$

1,000 × AA）× $\frac{\alpha}{0.30}$ +X2 × 1,000 × Y2 + X2'×

1,000 × Y2'+ 1,523,000 円× AB + 192,700,000 円×

AC

算式イの符号

［同左］

F_{15} ＝ 0.019	F_{15} ＝ 0.022
［略］	［同左］
F_{20} ＝ 0.02122	F_{20} ＝ 0.02124
F_{21} ＝ 0.02043	F_{21} ＝ 0.02044
F_{22} ＝ 0.02004	F_{22} ＝ 0.02006
F_{23} ＝ 0.01971	F_{23} ＝ 0.01972
F_{24} ＝ 0.01978	F_{24} ＝ 0.01982
［略］	［同左］
H_{15} ＝ 0.014	H_{15} ＝ 0.016
［略］	［同左］
H_{20} ＝ 0.01592	H_{20} ＝ 0.01593
H_{21} ＝ 0.01532	H_{21} ＝ 0.01533
H_{22} ＝ 0.01503	H_{22} ＝ 0.01504
H_{23} ＝ 0.01478	H_{23} ＝ 0.01479
H_{24} ＝ 0.01484	H_{24} ＝ 0.01487
［略］	［同左］
J_{15} ＝ 0.011	J_{15} ＝ 0.012
［略］	［同左］
J_{20} ＝ 0.01194	J_{20} ＝ 0.01195
J_{21} ＝ 0.01149	J_{21} ＝ 0.01150
J_{22} ＝ 0.01127	J_{22} ＝ 0.01128
［略］	［同左］
J_{24} ＝ 0.01113	J_{24} ＝ 0.01115
J_{25} ＝ 0.01124	J_{25} ＝ 0.011
［略］	［同左］
J_{30} ＝ 0.01029	J_{30} ＝ 0.00518
［略］	［同左］
$J_{令2}$ ＝ 0.00552	$J_{令2}$ ＝ 0.00086
［略］	［同左］
$J_{令4}$ ＝ 0.00226	$J_{令4}$ ＝ 0.00226
$J_{令5}$ ＝ 0.00285	
［略］	［同左］
$L_{令4}$ ＝ 0.02551	$L_{令4}$ ＝ 0.00096
$L_{令5}$ ＝ 0.00150	
［略］	［同左］
N_{20} ＝ 0.02653	N_{20} ＝ 0.02655
N_{21} ＝ 0.02554	N_{21} ＝ 0.02555
N_{22} ＝ 0.02506	N_{22} ＝ 0.02507

N_{23} ＝ 0.02464	N_{23} ＝ 0.02465
N_{24} ＝ 0.02473	N_{24} ＝ 0.02478
N_{25} ＝ 0.02499	N_{25} ＝ 0.025
N_{26} ＝ 0.024	N_{26} ＝ 0.025
［略］	［同左］
N_{28} ＝ 0.0230	N_{28} ＝ 0.0231
［略］	［同左］
N_{30} ＝ 0.02286	N_{30} ＝ 0.01150
$N_{令元}$＝ 0.01082	$N_{令元}$＝ 0.01083
$N_{令2}$＝ 0.01227	$N_{令2}$＝ 0.00191
［略］	［同左］
W_{15} ＝ 0.021	W_{15} ＝ 0.024
［略］	［同左］
W_{20} ＝ 0.02387	W_{20} ＝ 0.02389
W_{21} ＝ 0.02299	W_{21} ＝ 0.02300
W_{22} ＝ 0.02255	W_{22} ＝ 0.02256
W_{23} ＝ 0.02217	W_{23} ＝ 0.02219
W_{24} ＝ 0.02225	W_{24} ＝ 0.02230
W_{25} ＝ 0.02249	W_{25} ＝ 0.022
［略］	［同左］
W_{30} ＝ 0.02057	W_{30} ＝ 0.01035
$W_{令元}$＝ 0.00973	$W_{令元}$＝ 0.00974
$W_{令2}$＝ 0.01104	$W_{令2}$＝ 0.00172
［略］	［同左］
$W_{令4}$＝ 0.00503	$W_{令4}$＝ 0.00503
$W_{令5}$＝ 0.00570	
V'_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	V'_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満に端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
$W'_{令元}$＝ 0.01298	$W'_{令元}$＝ 0.01299
$W'_{令2}$＝ 0.01472	$W'_{令2}$＝ 0.00229
［略］	［同左］
$W'_{令4}$＝ 0.00603	$W'_{令4}$＝ 0.00603
$W_{令5}$＝ 0.00760	
［略］	［同左］
Y ＝ 0.00302	Y ＝ 0.00302
X2　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月	

３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y2 ＝ 0.00380

X3　令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y3 ＝ 0.00634

X4　令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥及び⑧において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y4 ＝ 0.00380

［略］

AA ＝ 0.00302

Z2　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に

［同左］

AA ＝ 0.00302

係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA2 ＝ 0.00380 Z3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA3 ＝ 0.00634 Z4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA4 ＝ 0.00380	
［略］	［同左］
$X5_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） $Y5_{令4}$＝ 0.00503 $Y5_{令5}$＝ 0.00634 $X5'_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） $Y5'_{令4}$＝ 0.00603 $Y5'_{令5}$＝ 0.00760	X2　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Y2 ＝ 0.00503 X2'　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） Y2'＝ 0.00603 Z　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た上水道及び簡易水道事業債脱炭素化事業分に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） AA ＝ 0.00302
［略］	［同左］

２　都道府県立病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「都道府県立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数（「病院事業債に係る元利償還金等について（照会）」（令和五年十一月七日付け総財準第百三十号。以下この表において「元利償還金等調査」という。）において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「許可病床数」の「結核」、「精神」及び「感染症」の欄の数をいい、前年の七月一日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が令和二年七月二日から令和五年七月一日までの間継続して零である病床の種別に属する病床（感染症病床を除く。）の数を除く。以下この表において同じ。）並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「施設全体の最大使用病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。）を合算した数に、都道府県立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、都道府県立病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）

２　都道府県立病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該都道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「都道府県立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数（「病院事業債に係る元利償還金等について（照会）」（令和四年十一月一日付け総財準第百三十三号。以下この表において「元利償還金等調査」という。）において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「許可病床数」の「結核」、「精神」及び「感染症」の欄の数をいい、前年の七月一日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が令和元年七月二日から令和四年七月一日までの間継続して零である病床の種別に属する病床（感染症病床を除く。）の数を除く。以下この表において同じ。）並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（元利償還金等調査において報告された「病床機能報告制度において報告した病床数等に関する調」の表頭「施設全体の最大使用病床数」の「一般」及び「療養」の欄の数をいう。以下この表において同じ。）を合算した数に、都道府県立病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とし、都道府県立病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（ただし、当該都道府県立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［略］

３　都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　3年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該都道府県立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［同左］

３　都道府県立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「都道府県立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがＡよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、Ｂ又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A又はC ≦ B ≦ D ≦ Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A又はD ≦ B ≦ C ≦ Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6及び（C － D）× 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

4　都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがＡよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、Ｂ又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B －

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがＡよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、Ｂ又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A又はC ≦ B ≦ D ≦ Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A又はD ≦ B ≦ C ≦ Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6及び（C － D）× 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

4　都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがＡよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、Ｂ又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B －

C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「令和五年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和五年四月三日付け総財公第二十八号。以下この表において「令和五年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれ

C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

5　都道府県立病院事業債元利償還金は、「令和四年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和四年四月一日付け総財公第六十号。以下この表において「令和四年度繰出基準」という。）に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成四年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に令和四年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれ

ぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

6　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の都道府県立病院事業債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１　３(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この６において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したも

ぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

6　平成十五年度から令和四年度までの各年度分の都道府県立病院事業債同意等額は、令和四年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したもの

のを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を

のを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和四年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり三十万円を上回る額、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり三十六万円を上回る額、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十万円を上回る額、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十七万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成

上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　都道府県立大学附属病院事業債元利償還金は、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和五年八月九日付け総財公第五十九号、総財営第七十六号、総財準第九十五号。以下この表において「繰出金等について」という。）によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

8　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の都道府県立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルする地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　都道府県立大学附属病院事業債元利償還金は、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和四年八月三日付け総財公第百六号、総財営第六十五号、総財準第九十一号。以下この表において「繰出金等について」という。）によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成五年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

8　平成十五年度から令和四年度までの各年度分の都道府県立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該都道府県立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額、平成二十六年度から令和二年度までの各年度において同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四

トル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

9　都道府県病院事業一般会計出資債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［10～15　略］

16　平成十一年度から令和五年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十一年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意

十万円を上回る額、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十七万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

9　都道府県病院事業一般会計出資債同意等額は、令和三年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［10～15　同上］

16　平成十一年度から令和四年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十一年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率

等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

17　広域化推進事業（「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成三十一年一月二十五日付け総財営第八十五号、生食発第〇一二五第四号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業及び国庫の補助金（生活基盤施設耐震化等交付金のうち、広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業に限る。）を受けて施行する事業をいう。以下同じ。）に係る令和元年度から令和五年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

18　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［新設］

17　広域化推進事業（「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成三十一年一月二十五日付け総財営第八十五号、生食発第〇一二五第四号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業及び国庫の補助金（生活基盤施設耐震化等交付金のうち、広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業に限る。）を受けて施行する事業をいう。以下同じ。）に係る令和元年度から令和四年度までの各年度分の都道府県上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

19～20　［略］

21　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.823＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.521］／A

算式ウの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}668}$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}740}$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式エ

$\frac{B \times 0.345}{A}$

［略］

算式オ

$\frac{B \times 0.274}{A}$

19～20　［同上］

21　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.778＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.532］／A

算式ウの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}262}$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{7{,}020}$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式エ

$\frac{B \times 0.337}{A}$

［同左］

算式オ

$\frac{B \times 0.266}{A}$

［同左］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 15{,}000}$$

算式カの符号

［同左］

B　「令和 3 年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和 4 年 5 月 20 日付け保国発第 0520 第 1 号。以下この表において「令和 3 年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第 1　令和 3 年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「2．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第 9（その 1）　令和 3 年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の 1 ／ 2［33］」欄の数値及び「都道府県様式第 6 － B　令和 3 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「6．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第 6 － B　令和 2 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「7．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第 10　令和 3 年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.99644179

21 七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下「

［略］

算式カ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.09}{A \times 14{,}900}$$

算式カの符号

［略］

B　「令和 4 年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（令和 5 年 5 月 11 日付け保国発第 0511 第 1 号。以下この表において「令和 4 年度事業実績報告」という。）に定める「都道府県様式第 1　令和 4 年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」中「2．療養給付費等負担金の額に関する調」「新国庫補助対象給付費［23］」欄の数値から「都道府県様式第 9（その 1）　令和 4 年度療養給付費負担金対象費用額算出表（都道府県（全体分））」中「保険基盤安定繰入金の 1 ／ 2［33］」欄の数値及び「都道府県様式第 6 － B　令和 4 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「6．本年度退職被保険者等に係る額」「調整対象基準額」「本年度退職被保険者等に係る額［52］」欄の数値の合算値を控除し「都道府県様式第 6 － B　令和 4 年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表（都道府県分）」中「7．前期高齢者に係る額」のうち、「②前期高齢者納付金」「合計［61］」欄の数値から「①前期高齢者交付金」「合計［58］」欄の数値を控除した数値を加えた数値に「都道府県様式第 10　令和 4 年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「2．負担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　0.98041362

22 七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下「

表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下22及び23において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

23～26　［略］

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ及び算式キにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア（1）

$$\frac{\alpha \times B \times 3.921}{A}$$

A　測定単位の数値

算式ア（1）の符号

B　当該都道府県内の市町村ごとの私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（子ども・子育て支援法第23条第４項に規定する満三歳未満保育認定子ども（以下この表において「満３歳未満保育認定子ども」という。）に係るものに限る。）の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{367{,}016}$$

｛（a－b）×12×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保

九　こども・子育て費　十八歳以下人口

表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下21及び22において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

21～25　［同上］

育所等費用額（満３歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）の合計額

b　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等利用者負担額の合計額

c　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等在籍人員数（満３歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）の合計数

算式ア（2）

$$\frac{\alpha \times B \times 1.884}{A}$$

算式ア（2）の符号

A　測定単位の数値

B　当該都道府県内の市町村ごとの私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（満３歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{212{,}698}$$

（a × 12 × 0.25）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等費用額（満３歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計額

b　当該都道府県内の市町村ごとの前年度私立保育所等在籍人員数（満３歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計数

算式イ

［｛B × 0.162 ＋ C × 0.304 ＋ D × 0.203 ＋ E × 0.203 ＋ F × 0.304 ＋ G × 0.304 ＋ H × 0.203 ＋ I × 0.203 ＋ J × 1.826 ＋ K × 1.217 ＋ L × 1.826 ＋ M × 1.217 ＋（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.101 ＋（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.101 ＋（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.609｝× 1.035］／A

B × 0.162、C × 0.304、D × 0.203、E × 0.203、F × 0.304、G × 0.304、H × 0.203、I × 0.203、J × 1.826、K × 1.217、L × 1.826、M × 1.217、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.101、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.101 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.609 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）

D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資格者分）の計）

E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）

J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）

K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）

M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）

N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）

O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）

Q　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）

R　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分）

S　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

T　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）

U　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）

V　児童数（3 歳未満）（地方公務員・特例給付分）

W　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

X　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 3 子以降分）

Y　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）

算式ウ

$$\frac{B \times 0.181 + C \times 0.097}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　児童扶養手当支給者数

C　町村部 18 歳以下人口

算式エ

$$\frac{B \times 4.15}{A}$$

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」に限る。）

算式オ

［｛B × 1.247 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.791 ＋ E × 1.019 ＋ F × 2.659 ＋ G × 0.975 ＋ H × 0.826 ＋ I × 0.666｝× 5.648］／ A

B × 1.247、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.791、E × 1.019、F × 2.659、G × 0.975、H × 0.826 及び I × 0.666 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式オの符号

A　測定単位の数値

B　当該都道府県内の市町村ごとの家庭的保育事業に係る子どもの数の合計数

C　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業 A 型に係る子どもの数の合計数

D　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業B型に係る子どもの数の合計数

E　当該都道府県内の市町村ごとの小規模保育事業C型に係る子どもの数の合計数

F　当該都道府県内の市町村ごとの居宅訪問型保育事業に係る子どもの数の合計数

G　当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数の合計数

H　当該都道府県内の市町村ごとの小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数の合計数

I　当該都道府県内の市町村ごとの保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数の合計数

J　当該都道府県内の市町村ごとの特例保育給付に係る子どもの数の合計数

算式カ

$$\frac{B \times 54.767 + C \times 30.02}{A}$$

算式カの符号

A　測定単位の数値

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

{a －（b － c）／1,000}／40

{a －（b － c）／1,000} が負数となるときは0とする。

算式の符号

a　当該都道府県の児童相談所における虐待相談対応件数

b　国勢調査令によつて調査した令和２年10月1日現在における当該都道府県の人口

c　当該都道府県の区域内の令和６年度における指定都市及び児童相談所設置中核市の人口の合計

C　符号Bを6で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式キ

$$\frac{\alpha \times B \times 0.414}{A}$$

算式中の符号

A　測定単位の数値

B　当該都道府県内の市町村ごとの子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 0.25}{c}\times\frac{1}{9{,}588}$$

｛（a－b）×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付支給額の合計額

b　当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付支給額（子ども・子育て支援法第７条第10項第２号に掲げる幼稚園に係るものに限る。）の合計額

c　当該都道府県内の市町村ごとの前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数の合計数

2　私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成二十七年八月二十一日付け府子本第二百七十一号、二十七初幼教第十九号、雇児保発〇八二一第二号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき作成された子どものための教育・保育給付費支弁台帳（以下この号において「教育・保育給付支弁台帳」という。）に記載されたその年の四月一日現在の私立保育所在籍人員数及び私立認定子ども園在籍人員（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げるもの（以下「二・三号認定子ども」という。）に限る。以下この号及びこの表市町村の項

第十号において同じ。）数の合計数とする。以下この表において同じ。

3　前年度私立保育所等費用額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された費用の額（子ども・子育て支援法第二十七条第三項第一号及び第二十八条第二項第二号に規定する費用の額の合算額をいう。）のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

4　前年度私立保育所等利用者負担額は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条から第六条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

5　前年度私立保育所等在籍人員数は、前年度の十月分として教育・保育給付支弁台帳に記載された私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。

6　児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、「令和五年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（令和六年三月七日付けこども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室事務連絡）に基づいてこども家庭庁に報告された支給状況報告（以下「児童手当支給状況報告」という。）（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

7　児童数（３歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

8　児童数（３歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）及び（施設等受給資格者

分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

9　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

10　児童数（３歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

11　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

12　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数に同報告書における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数の管内市町村の計とする。

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児

童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

14　児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

15　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

18　児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

19　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給

対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

20　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

21　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

22　児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の管内市町村の計とする。

23　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。

24　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。

26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

30　児童扶養手当支給者数は、令和四年度実施事業として地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下この表市町村の項第十号において同じ。）に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第９号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

31　町村部18歳以下人口は、当該都道府県の18歳以下人口のうち町村（福祉事務所設置町村を除く。）に係る18歳以下人口とする。

32　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「児童発達支援」の「都道府県合計」及び「放課後等デイサービス」の「都道府県合計」を合算した数

とする。

33　家庭的保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の家庭的保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

34　小規模保育事業Ａ型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業Ａ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

35　小規模保育事業Ｂ型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業Ｂ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

36　小規模保育事業Ｃ型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模保育事業Ｃ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41　特例保育給付事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

42　児童相談所における虐待相談対応件数は、前年度の

四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第四十九　児童相談所における養護相談の理由別対応件数」のうち「(2)虐待相談の相談種別・経路」の「㉝計」列の「⑩計」行の数とする。第十条第十九項において同じ。

43　子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年十一月二十二日付け府子本第六百八十四号、元初幼教第十号、元少発一一二二第一号、元保発一一二二第一号、元子発一一二二第一号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳（以下「施設等利用給付支弁台帳」という。）に記載された当該年度の四月分の施設等利用給付認定子ども（子ども・子育て支援法第三十条の八第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）数とする。以下この表において同じ。

44　前年度子育てのための施設等利用給付支給額は、前年度分として施設等利用給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第十五条の六に定める施設等利用費の支給額とする。以下この表において同じ。

45　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、前年度分として施設等利用給付支弁台帳に記載された施設等利用給付認定子ども数とする。以下この表において同じ。

46　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 3.556}{A}$$

A　算式アの符号

A　測定単位の数値

Ｂ　当該都道府県内の市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数の合計数

Ｃ　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a}{b \times 12}$$

960,849

ａ／ｂ×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　当該都道府県内の市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度費用額の合計額の合計額

ｂ　当該都道府県内の市町村ごとの前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数の合計数

算式イ

$$\frac{B \times 0.782}{A}$$

算式イの符号

Ａ　測定単位の数値

Ｂ　当該都道府県内の市町村ごとの私立幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）の在籍人員数の合計数

47　新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載されたその年の四月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

48　新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の一号認定子どもに係る前年度費用額の合計額は、教育・保育給付支弁台帳に記載された特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保

育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁告示第九号）による改正前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号。以下「公定価格基準」という。）に基づき算出された費用の額のうち、令和五年十月の新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもに係る額の合計額とする。以下この表において同じ。

49　前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和五年十月一日現在の新制度移行私立幼稚園の在籍人員数及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。

50　私立幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）在籍人員数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」（令和元年十一月二十二日付け府子本第六百八十四号、元初幼教第十号、子小発一一二二第一号、子保発一一二二第一号、子子発一一二二第一号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳に記載された当該年度の四月一日現在の私立幼稚園の在籍人員数とする。以下この表において同じ。

十　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア （B × 4.074 ＋ C × 10.414）／A ［略］ 算式イ	

九　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア （B × 4.132 ＋ C × 10.281）／A ［同左］ 算式イ	

Ｂ×0.062／Ａ	
算式の符号	
［略］	
Ｂ　所得段階別第１号被保険者数における、第１段階被保険者数に0.850を乗じて得た数、第２段階被保険者数に1.000を乗じて得た数及び第３段階被保険者数に0.025を乗じて得た数（それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数	
２　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況㈡地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。	
３　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⑬施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。	
４　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について（年報）」（平成十四年一月二十三日付け老発第〇一二三〇〇二号厚生労働省老健局長通知。以下「介護保険事業状況報告（年報）」という。）によって令和三年度分として厚生労働省に報告された「一般状況⑷所得段階別第１号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第１段階」の表側「第１段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第二段階被保険者数は、「イ　第２段階」の表側「第２段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第三段階被保険者数は、「ウ　第３段階」の表側「第３段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数とする。	

Ｂ×0.065／Ａ	
算式の符号	
［同左］	
Ｂ　所得段階別第１号被保険者数における、第１段階被保険者数に1.00を乗じて得た数、第２段階被保険者数に1.25を乗じて得た数及び第３段階被保険者数に0.25を乗じて得た数（それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数	
２　居宅介護サービス等受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について」（平成十二年五月十七日付け老発第四百八十七号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「介護保険事業状況報告（月報）」という。）によって令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値及び「一般状況㈡地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数を合算した数とする。	
３　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によって令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⑬施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。	
４　第一段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において、「介護保険事業状況報告について（年報）」（平成十四年一月二十三日付け老発第〇一二三〇〇二号厚生労働省老健局長通知。以下「介護保険事業状況報告（年報）」という。）によって令和二年度分として厚生労働省に報告された「一般状況⑷所得段階別第１号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第１段階」の表側「第１段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第二段階被保険者数は、「イ　第２段階」の表側「第２段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数、第三段階被保険者数は、「ウ　第３段階」の表側「第３段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値の合計数とする。	

七十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 0.195）／A		
	［略］		
	2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和５年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第５表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割２割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割５割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割７割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。		
	［１・２　略］		
	3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （0.0385 × B + 0.0111 × C + 10.1231 × D）／A		
	［略］		
	［４・５　略］		
	6　市町村数は、令和五年二月一日現在における市町村数とする。		
	7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （0.0522 × α + 0.0333 × β + 0.0047 × γ）／A		
	［略］		
	［８・９　略］		
	10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （0.0752 × B + 0.0412 × C + 0.0376 × D）／A		
		十一　農業行政	農家数

七十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 0.199）／A		
	［同左］		
	2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和４年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第５表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割２割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割５割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割７割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。		
	［１・２　同上］		
	3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （0.0388 × B + 0.0112 × C + 10.1060 × D）／A		
	［同左］		
	［４・５　同上］		
	6　市町村数は、令和四年二月一日現在における市町村数とする。		
	7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （0.0527 × α + 0.0336 × β + 0.0047 × γ）／A		
	［同左］		
	［８・９　同上］		
	10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （0.0770 × B + 0.0422 × C + 0.0384 × D）／A		
		十一　農業行政費	農家数

［略］

11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。

12　中山間地域における畑の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和五年五月三十一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の畑の面積から、中山間地域における牧草専用地の面積を除いた面積に、中間農業地域及び山間農業地域の樹園地の面積を加えた面積とする。

［13　略］

十二　林野行政費　公有以外の林野の面積

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times 502 + C \times 21,067 + D \times 13) \div 5,310 \times A$

［略］

2　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積（第二十九条の四において「都道府県譲与基準面積」という。）は、当該都道府県の区域内の各市町村に係る施行後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号。以下「森林環境税法」という。）第二十八条第一項に規定する私有林人工林の面積（以下この表において「私有林人工林面積」という。）を森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第一条の三の規定により補正した数を合算した数として総務大臣が調査した数とする。

［3・4　略］

十三　地域振興費　人口

密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この表において「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五四・二五〇を乗じて得た数と地位協定第二条第一

［同左］

11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和二年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。

12　中山間地域における畑の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和二年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の畑の面積から、中山間地域における牧草専用地の面積を除いた面積に、中間農業地域及び山間農業地域の樹園地の面積を加えた面積とする。

［13　同上］

十一　林野行政費　公有以外の林野の面積

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times 427 + C \times 19,719 + D \times 14) \div 5,230 \times A$

［同左］

2　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積（第二十九条の四において「都道府県譲与基準面積」という。）は、当該都道府県の区域内の各市町村に係る施行後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号。以下「森林環境税法」という。）第二十八条第一項に規定する私有林人工林の面積（以下この表において「私有林人工林面積」という。）を森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第一条の二の規定により補正した数を合算した数として総務大臣が調査した数とする。

［3・4　同上］

十二　地域振興費　人口

密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この表において「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五五・二四九を乗じて得た数と地位協定第二条第一

			項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、〇七四・一を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三六一・七を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
市町村	一　消防費	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 665）／A ［略］ ［2　略］ 3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 59.555 × B − 28,467 × A × C × D／100,000 11.8 × A 59.555 × B が 28,467 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 59.555 × B を 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、28,467 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 59.555 × B を 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59.555 × B、28,467 × A × C × D／100,000、11.8 × A 及び 28,467 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 ［略］ 4　標準額支払団員数は、「令和六年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和六年三月十二日付け消防地第二百十三号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

			項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、一三〇・八を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数に三六八・三を乗じて得た数との合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
市町村	一　消防費	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 668）／A ［同左］ ［2　同上］ 3　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 58.886 × B − 28,148 × A × C × D／100,000 11.6 × A 58.886 × B が 28,148 × A × C × D／100,000 に２を乗じて得た数を超える場合は 58.886 × B を 28,148 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、28,148 × A × C × D／100,000 に 0.5 を乗じて得た数を下回る場合は 58.886 × B を 28,148 × A × C × D／100,000 × 0.5 とし、C × D に小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、58.886 × B、28,148 × A × C × D／100,000、11.6 × A 及び 28,148 × A × C × D／100,000 × 0.5 に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 ［同左］ 4　標準額支払団員数は、「令和五年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和五年三月十日付け消防地第百八十四号消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数とする。第四十九条第三項第三号において同じ。

二　下水道費　人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times \underline{5.83} + C \times \underline{11.95} + D \times \underline{16.96} + E \times \underline{25.41} + F \times \underline{27.45} + G \times \underline{21.74} + H \times \underline{24.60} + I \times \underline{26.23} + J \times \underline{33.44} + K \times \underline{16.05} + L \times \underline{30.76} + M \times \underline{25.08} + N \times \underline{20.73} + O \times \underline{26.75}) \div A$$

［略］

［2　略］

三　その他の土木費　人口

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{(B + C) \times 0.704}{A}$$

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=6}^{7} \{A_n \times (1 - C_n \div B_n) \text{ 及び } D_n \times (1 - F_n \div E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n \div B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n \div E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

四　小学校費　児童数

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一八・九九を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［2・3　略］

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{\text{———}} \times (468 \times A + 144.238 \times B + 698 \times C)$$

二　下水道費　人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times \underline{5.46} + C \times \underline{10.97} + D \times \underline{15.61} + E \times \underline{22.48} + F \times \underline{23.73} + G \times \underline{20.19} + H \times \underline{22.04} + I \times \underline{24.01} + J \times \underline{31.38} + K \times \underline{15.06} + L \times \underline{28.87} + M \times \underline{23.53} + N \times \underline{18.20} + O \times \underline{26.04}) \div A$$

［同左］

［2　同上］

三　その他の土木費　人口

密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{(B + C) \times 0.725}{A}$$

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した額

算式

$$\sum_{n=5}^{7} \{A_n \times (1 - C_n \div B_n) \text{ 及び } D_n \times (1 - F_n \div E_n)\}$$

$A_n \times (1 - C_n \div B_n)$ 及び $D_n \times (1 - F_n \div E_n)$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

四　小学校費　児童数

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一九・五二を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［2・3　同上］

4　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{\text{———}} \times (453 \times A + 135.811 \times B + 670 \times C)$$

51,300 × A	45,800 × A
算式の符号	算式の符号
［略］	［同左］
B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和５年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数	B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和４年７月31日現在の「第５表教育扶助受給人員」のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数
C　当該市町村における「令和５年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する児童数、補食給食実施校に在籍する児童数及びミルク給食実施校に在籍する児童数を合算した数	C　当該市町村における「令和３年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する児童数、補食給食実施校に在籍する児童数及びミルク給食実施校に在籍する児童数を合算した数
前号に準ずる。ｌの場合において、「一一八・九九」とあるのは「一一八・七八」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「51,300」とあるのは「47,400」と、「468」とあるのは「1,247」と、「144,238」とあるのは「193,233」と、「698」とあるのは「731」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。	前号に準ずる。ｌの場合において、「一一九・五一」とあるのは「一四〇・一四」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「45,800」とあるのは「42,300」と、「453」とあるのは「1,226」と、「135,811」とあるのは「182,914」と、「670」とあるのは「722」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。
五　中学校費　生徒数	五　中学校費　生徒数
密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
算式ア	算式ア
（B × 854 ＋ C × 331 ＋ D × 379 ＋ E × 48 ＋ F × 99 ＋ G × 179 ＋ H × 200 ＋ I × 81 ＋ J × 136 ＋ K × 155 ＋ L × 12 ＋ M × 105 ＋ N × 123 ＋ O × 158）／A	（B × 658 ＋ C × 256 ＋ D × 292 ＋ E × 37 ＋ F × 76 ＋ G × 139 ＋ H × 155 ＋ I × 63 ＋ J × 105 ＋ K × 119 ＋ L × 8 ＋ M × 81 ＋ N × 95 ＋ O × 122）／A
算式アの符号	算式アの符号
［略］	［同左］
O　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する	O　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する
六　その他の教育費	六　その他の教育費

生徒の数

算式イ

［｛B × 121.222 ＋ C × 80.814 ＋ D × 40.407 ＋ E × 88.235 ＋ F × 58.824 ＋ G × 29.412 ＋ H × 53.077 ＋ I × 35.385 ＋ J × 17.692 ＋（K × 37.738 ＋ L × 25.158 ＋ M × 12.579）×α＋ N × 63.801 ＋ O × 42.534 ＋ P × 21.267 ＋ Q × 38.281 ＋ R × 25.520 ＋ S × 12.760 ＋ T × 19.140 ＋ U × 12.760 ＋ V ×

生徒の数

算式イ

$$\frac{B \times C \times 133}{A}$$

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　市町村立の認定こども園に在籍する 1 号認定子どもの数（追加分）

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$

ただし、第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 A が 0 の場合は 1.000 とする。

算式の符号

α　第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 A の率と同じ率

β　第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 B の率と同じ率

γ　第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 C の率と同じ率

δ　第 11 条の 2 第 4 項の算式の符号 D の率と同じ率

算式ウ

$$\frac{B \times 13.503}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　私立幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）在籍人員数

算式エ

｛B × 93.835 ＋ C × 62.557 ＋ D × 31.278 ＋ E × 68.301 ＋ F × 45.534 ＋ G × 22.767 ＋ H × 41.086 ＋ I × 27.391 ＋ J × 13.695 ＋（K × 29.212 ＋ L × 19.475 ＋ M × 9.737）×α＋ N × 49.387 ＋ O × 32.925 ＋ P × 16.462 ＋ Q × 29.632 ＋ R × 19.755 ＋ S × 9.877 ＋ T × 14.816 ＋ U × 9.877 ＋ V × 4.939

6.380 ＋（W × 15.837 ＋ X × 10.566 ＋ Y × 5.294）×β｝× 1.156 ＋（Z × 30.317 ＋ AA × 22.059 ＋ AB × 13.281 ＋ AC × 9.434 ＋ AD × 15.950 ＋ AE × 9.570 ＋ AF × 4.796 ＋ AG × 3.959）× 1.088］／A

B × 121.222、C × 80.814、D × 40.407、E × 88.235、F × 58.824、G × 29.412、H × 53.077、I × 35.385、J × 17.692、K × 37.738、L × 25.158、M × 12.579、（K × 37.738 ＋ L × 25.158 ＋ M × 12.579）×α、N × 63.801、O × 42.534、P × 21.267、Q × 38.281、R × 25.520、S × 12.760、T × 19.140、U × 12.760、V × 6.380、W × 15.837、X × 10.566、Y × 5.294、（W × 15.837 ＋ X × 10.566 ＋ Y × 5.294）×β、｛B × 121.222 ＋ C × 80.814 ＋ D × 40.407 ＋ E × 88.235 ＋ F × 58.824 ＋ G × 29.412 ＋ H × 53.077 ＋ I × 35.385 ＋ J × 17.692 ＋（K × 37.738 ＋ L × 25.158 ＋ M × 12.579）×α＋ N × 63.801 ＋ O × 42.534 ＋ P × 21.267 ＋ Q × 38.281 ＋ R × 25.520 ＋ S × 12.760 ＋ T × 19.140 ＋ U × 12.760 ＋ V × 6.380 ＋（W × 15.837 ＋ X × 10.566 ＋ Y × 5.294）×β｝× 1.156、Z × 30.317、AA × 22.059、AB × 13.281、AC × 9.434、AD × 15.950、AE × 9.570、AF × 4.796、AG × 3.959、（Z × 30.317 ＋ AA × 22.059 ＋ AB × 13.281 ＋ AC × 9.434 ＋ AD × 15.950 ＋ AE × 9.570 ＋ AF × 4.796 ＋ AG × 3.959）× 1.088 及び［｛B × 121.222 ＋ C × 80.814 ＋ D × 40.407 ＋ E × 88.235 ＋ F × 58.824 ＋ G × 29.412 ＋ H × 53.077 ＋ I × 35.385 ＋ J × 17.692 ＋（K × 37.738 ＋ L × 25.158 ＋ M × 12.579）×α＋ N × 63.801 ＋ O × 42.534 ＋ P × 21.267 ＋ Q × 38.281 ＋ R × 25.520 ＋ S × 12.760 ＋ T × 19.140 ＋ U × 12.760 ＋ V × 6.380 ＋（W × 15.837 ＋ X × 10.566 ＋ Y × 5.294）×β｝× 1.156 ＋（Z × 30.317 ＋ AA × 22.059 ＋ AB × 13.281 ＋ AC × 9.434 ＋ AD × 15.950 ＋ AE × 9.570 ＋ AF × 4.796 ＋ AG × 3.959）× 1.088］／A に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式イの符号

＋（W × 12.259 ＋ X × 8.179 ＋ Y × 4.098）×β｝× 1.195 ／ A

B × 93.835、C × 62.557、D × 31.278、E × 68.301、F × 45.534、G × 22.767、H × 41.086、I × 27.391、J × 13.695、K × 29.212、L × 19.475、M × 9.737、（K × 29.212 ＋ L × 19.475 ＋ M × 9.737）×α、N × 49.387、O × 32.925、P × 16.462、Q × 29.632、R × 19.755、S × 9.877、T × 14.816、U × 9.877、V × 4.939、W × 12.259、X × 8.179、Y × 4.098、（W × 12.259 ＋ X × 8.179 ＋ Y × 4.098）×β、｛B × 93.835 ＋ C × 62.557 ＋ D × 31.278 ＋ E × 68.301 ＋ F × 45.534 ＋ G × 22.767 ＋ H × 41.086 ＋ I × 27.391 ＋ J × 13.695 ＋（K × 29.212 ＋ L × 19.475 ＋ M × 9.737）×α＋ N × 49.387 ＋ O × 32.925 ＋ P × 16.462 ＋ Q × 29.632 ＋ R × 19.755 ＋ S × 9.877 ＋ T × 14.816 ＋ U × 9.877 ＋ V × 4.939 ＋（W × 12.259 ＋ X × 8.179 ＋ Y × 4.098）×β｝× 1.195 及び｛B × 93.835 ＋ C × 62.557 ＋ D × 31.278 ＋ E × 68.301 ＋ F × 45.534 ＋ G × 22.767 ＋ H × 41.086 ＋ I × 27.391 ＋ J × 13.695 ＋（K × 29.212 ＋ L × 19.475 ＋ M × 9.737）×α＋ N × 49.387 ＋ O × 32.925 ＋ P × 16.462 ＋ Q × 29.632 ＋ R × 19.755 ＋ S × 9.877 ＋ T × 14.816 ＋ U × 9.877 ＋ V × 4.939 ＋（W × 12.259 ＋ X × 8.179 ＋ Y × 4.098）×β｝× 1.195 ／ A に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

［略］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和６年４月17日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｃ及び符号Ｄにおいて同じ。）

［略］

E　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和５年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｆ及び符号Ｇにおいて同じ。）

［略］

H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の

［同左］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和５年４月20日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和４年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｃ及び符号Ｄにおいて同じ。）

［同左］

E　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和４年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号Ｆ及び符号Ｇにおいて同じ。）

［同左］

H　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の

「令和 5 年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号 I 及び符号 J において同じ。）

［略］

K　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和 5 年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［略］

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和 5 年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号 O 及び符号 P において同じ。）

［略］

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和 5 年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村

「令和 4 年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号 I 及び符号 J において同じ。）

［同左］

K　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和 4 年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［同左］

N　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和 4 年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号 O 及び符号 P において同じ。）

［同左］

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和 4 年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村

立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号Ｒ及び符号Ｓにおいて同じ。）

［略］

Ｔ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号Ｕ及び符号Ｖにおいて同じ。）

［略］

Ｗ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和５年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［略］

Ｙ　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Ｚ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部

立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号Ｒ及び符号Ｓにおいて同じ。）

［同左］

Ｔ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和４年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号Ｕ及び符号Ｖにおいて同じ。）

［同左］

Ｗ　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和４年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数

［同左］

Ｙ　市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

科学省に報告された「市町村立大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AD において同じ。）

AA　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立短期大学支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の支援拡充分対象学生数とする。符号 AE において同じ。）

AB　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の支援拡充分対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した

率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の支援拡充分対象学生数とする。符号AFにおいて同じ。）

AC　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「支援拡充分対象学生数」（以下「市町村立専門学校支援拡充分対象学生数」という。）のうち「授業料多子世帯支援対象者数」の数

AD　市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AE　市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AF　市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

AG　市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち「入学金多子世帯支援対象者数」の数

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（a×3）／（b×3＋c×2＋d）／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和５年度授業料減免額（実績）」

［略］

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（e×3）／（f×3＋g×2＋h）／70,000

算式の符号

e　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和５年度入学金減免額（実績）」

［略］

［同左］

α　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（a×3）／（b×3＋c×2＋d）／166,800

算式の符号

a　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和４年度授業料減免額（実績）」

［同左］

β　次の算式により算定した率（小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

（e×3）／（f×3＋g×2＋h）／70,000

算式の符号

e　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和４年度入学金減免額（実績）」

［同左］

2‖　第度補正Ⅲに用いる第度は、次の算式により算定し

た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times C \times 55.289}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、ｂ＝０のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{a \div b \times 12}{882{,}936}$$

ａ／ｂ×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度費用額の合計額

ｂ　市町村ごとの前年度新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数

３　市町村立の認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（追加分）は、「子ども・子育て支援新制度における園児数等に係る調査について」（令和五年四月十七日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票一　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（令和五年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和五年四月一日現在）」の「認定区分　１号」の「利用児童数　合計」の数の合計とする。

１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

七　生活保護費	市部人口

［削る］

七　生活保護費	市部人口

１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

		$[B + \{C - (D \times 0.977)\} \times 0.989] \times 100$ / A D × 0.977 及び $\{C - (D \times 0.977)\} \times 0.989$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］
八　社会福祉費	人口	［2～5　略］ 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

		$[B + \{C - (D \times 0.964)\} \times 0.983] \times 100$ / A D × 0.964 及び $\{C - (D \times 0.964)\} \times 0.983$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］
八　社会福祉費	人口	［2～5　同上］ 1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ(1)、算式カ(2)、算式カ(3)、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア(1) $\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$ 算式ア(1)の符号 A　測定単位の数値 B　公立の保育施設在籍人員数のうち０歳児数及び１・２歳児数の合計数 α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち０歳児数及び１・２歳児数の合計数が０の場合は1.000とする。） 算式 $1.2 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.051} + d \right) - 0.2 \times e$ 算式の符号 a　地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.103、100分の16地域の市町村にあつては1.074、100分の15地域の市町村にあつては1.066、100分の12地域の市町村にあつては1.044、100分の10地域の市町村にあつては1.029、100分の６地域の市町村にあつては1.000、100分の３地域の市町村にあつては0.978、その他地域の市町村にあつては0.956とする。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w ／ v × 1.697 ＋ x ／ v × 1.000

w ／ v、x ／ v 及び w ／ v × 1.697 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

v　公立の保育施設在籍人員数のうち 0 歳児数及び 1・2 歳児数の合計数

w　公立の保育施設在籍人員数のうち 0 歳児数

x　公立の保育施設在籍人員数のうち 1・2 歳児数

c　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}(y_i \times z_i)}{x}$$

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

x　公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）の合計数（以下「公立保育施設在籍人員数（基礎分）」という。）

y_i　公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち 2・3 号認定子どもに係る利用定員が i 人（i は 1 以上 n 以下の整数）の施設に在籍する人員数

z_i　1 ≦ i ≦ 10 のとき　3.774

11 ≦ i ≦ 20 のとき　2.258

21 ≦ i ≦ 30 のとき　1.682

31 ≦ i ≦ 40 のとき　1.448

41 ≦ i ≦ 50 のとき　1.385
51 ≦ i ≦ 60 のとき　1.270
61 ≦ i ≦ 70 のとき　1.190
71 ≦ i ≦ 80 のとき　1.130
81 ≦ i ≦ 90 のとき　1.083
91 ≦ i ≦ 100 のとき　1.000
101 ≦ i ≦ 110 のとき　0.974
111 ≦ i ≦ 120 のとき　0.951
121 ≦ i ≦ 130 のとき　0.933
131 ≦ i ≦ 140 のとき　0.917
141 ≦ i ≦ 160 のとき　0.904
161 ≦ i ≦ 170 のとき　0.892
171 ≦ i のとき　0.882

n　利用定員の最大値

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.010、2 級地の市町村にあつては 0.008、3 級地の市町村にあつては 0.008、4 級地の市町村にあつては 0.006、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

e　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{28}(y_i \times z_i) \times 12}{x} \times \frac{1}{384}$$

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、x ＝ 0 かつ符号B＞0 の場合は 1.000 とする。

算式の符号

x　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち 3 号認定子ども数

y1　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に規定する短時間認定保護者を除く。以下この表において「教育・保育給

付認定保護者（標準時間）」という。）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第７号の区分に該当し、かつ、同令第14条各号に該当しない３号認定子ども数

y2　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第７号ただし書の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者（以下この表において「特定教育・保育給付認定保護者」という。）であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない３号認定子ども数

y3　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第７号の区分に該当し、かつ、同令第14条第１号に該当する３号認定子ども数

y4　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第５号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号及び第14条各号に該当しない３号認定子ども数

y5　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第６号の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者であって、かつ、同令第14条各号に該当しない３号認定子ども数

y6　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第５号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号又は第14条第１号に該当する３号認定子ども数

y7　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎

分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第４号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y8　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第４号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y9　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y10　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y11　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y12　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y13　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第

4 条第 2 項第 1 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号に該当しない 3 号認定子ども数

y14　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

y15　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に規定する短時間認定保護者に限る。以下この表において「教育・保育給付認定保護者（短時間）」という。）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号の区分に該当し、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y16　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号ただし書の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者（以下この表において「特定教育・保育給付認定保護者」という。）であつて、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y17　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号の区分に該当し、かつ、同令第 14 条各号に該当する 3 号認定子ども数

y18　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 5 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号及び第 14 条各号に該

当しない３号認定子ども数

y19　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第６号の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない３号認定子ども数

y20　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第５号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号又は第14条第１号に該当する３号認定子ども数

y21　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第４号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y22　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第４号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y23　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y24　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y25　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y26　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y27　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第１号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y28　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第１号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

z1　19.5

z2　9

z3　9.75

z4　30

z5　9

z6　15

z7　44.5

z8　22.25

z9　61

z10　30.5

z11　80

z12　40

z13　104

z14　52

z15　19.3
z16　9
z17　9.65
z18　29.6
z19　9
z20　14.8
z21　43.9
z22　21.95
z23　60.1
z24　30.05
z25　78.8
z26　39.4
z27　102.4
z28　51.2

算式ア(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(2)の符号

A　測定単位の数値

B　公立の保育施設在籍人員数のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数が0の場合は1.000とする。）

算式

$$\frac{a \times b \times c}{1.036} + d$$

算式の符号

a　算式ア(1)の符号αの算式の符号aに同じ。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w／v×1.193＋x／v×1.000

w／v、x／v及びw／v×1.193に小数点

以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

v　公立の保育施設在籍人員数のうち 3 歳児数及び 4 歳以上児数の合計数

w　公立の保育施設在籍人員数のうち 3 歳児数

x　公立の保育施設在籍人員数のうち 4 歳以上児数

c　算式ア(1)の符号 α の算式の符号 c に同じ。

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.026、2 級地の市町村にあつては 0.023、3 級地の市町村にあつては 0.023、4 級地の市町村にあつては 0.017、その他地域の市町村にあつては－ 0.003 とする。

算式イ(1)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(1)の符号

A　測定単位の数値

B　私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c ＝ 0 のときは、1.000 とする。）

算式

$$\frac{(a - b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{348{,}691}$$

{（a － b）× 12 × 0.25} ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度私立保育所等費用額（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）

b　前年度私立保育所等利用者負担額

c　前年度私立保育所等在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）

算式イ(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(2)の符号

A　測定単位の数値

B　私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b ＝ 0 のときは、1.000 とする。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{200{,}592}$$

(a × 12 × 0.25)／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度私立保育所等費用額（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）

b　前年度私立保育所等在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）

算式ウ

$$\frac{(B + C) \times 100}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数（ただし、障害児保育のための加配職員数に 2 を乗じた数（以下この表において「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）

C　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数

算式エ

［ {B × 0.565 ＋ C × 1.060 ＋ D × 0.707 ＋ E × 0.707 ＋ F × 1.060 ＋ G × 1.060 ＋ H × 0.707 ＋ I × 0.707 ＋ J × 6.360 ＋ K × 4.240 ＋ L × 6.360 ＋ M × 4.240 ＋ (N ＋ O ＋ P ＋ Q) × 0.353 ＋ (R ＋ S ＋ T

＋ U）× 0.353 ＋（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 2.120}× 0.995］／A

B × 0.565、C × 1.060、D × 0.707、E × 0.707、F × 1.060、G × 1.060、H × 0.707、I × 0.707、J × 6.360、K × 4.240、L × 6.360、M × 4.240、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.353、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.353 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 2.120 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）

D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資格者分）の計）

E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）

J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）（市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号 K から符号 M 及び符号 V から符号 Y において同じ。）

K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）

M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）

N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）

O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Q　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
R　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分）
S　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
T　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
U　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
V　児童数（3 歳未満）（地方公務員・特例給付分）
W　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
X　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Y　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分

算式オ

$$\frac{B \times 0.604}{A}$$

算式オの符号

A　測定単位の数値
B　児童扶養手当支給者数

算式ア

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.652$$

算式アの符号

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.651$$

算式イの符号

［略］

B　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者を除く。）

算式ウ

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.542$$

算式カ(1)

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.183$$

算式カ(1)の符号

［同左］

算式カ(2)

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.178$$

算式カ(2)の符号

［同左］

B　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数

算式カ(3)

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.151$$

A

算式カ(3)の符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数

算式キ

［｛B × 1.227 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.778 ＋ E × 1.004 ＋ F × 1.994 ＋ G × 0.917 ＋ H × 0.572 ＋ I × 0.557｝× 19.907］／ A

B × 1.227、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.778、E × 1.004、F × 1.994、G × 0.917、H × 0.572 及び I × 0.557 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式キの符号

A　測定単位の数値

B　家庭的保育事業に係る子どもの数

C　小規模保育事業 A 型に係る子どもの数

D　小規模保育事業 B 型に係る子どもの数

E　小規模保育事業 C 型に係る子どもの数

F　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数

G　小規模型事業所内保育事業 A 型に係る子どもの数

H　小規模型事業所内保育事業 B 型に係る子どもの数

I　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数

J　特例保育給付に係る子どもの数

算式ク

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式クの符号

A　測定単位の数値

B　子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a - b) \times 0.25}{} \times \frac{1}{}$$

A

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数

［削る］

c	8,445

｛（a － b）× 0.25｝／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度子育てのための施設等利用給付支給額

b　前年度子育てのための施設等利用給付支給額（子ども・子育て支援法第７条第10項第２号に掲げる幼稚園に係るものに限る。）

c　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

２　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

⑴　公立保育所在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑵　公立幼保連携型認定こども園在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和五年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和五年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利

［削る］

［削る］

［削る］

用児童数　合計」の数

⑷　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和五年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和五年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

3‖　保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数並びに「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数の合計数とする。

4‖　障害児保育のための加配職員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数並びに「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数の合算した数とする。

5‖　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和五年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令

和五年四月一日現在）」の「認定区分　2・3号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票2　保育所の状況（1号認定）について」の「保育所（令和五年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

6‖　児童数（3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「計」の数を加えて得た数とする。

7‖　児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表⑴中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

8‖　児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数に同報告における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

9‖　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

10‖　児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のう

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

ち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表㈡中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

11　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表㈡中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

12　児童数（中学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表㈡中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数に同報告書における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表㈡中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

14　児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表㈡中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

15　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表㈡中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表㈡中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表㈡中区分「支

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

18　児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

19　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

20　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

21　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

22　児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

23　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(2)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

24　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

30　児童扶養手当支給者数は、令和三年度実施事業とし

	2	［略］
	3	障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」及び「就労定着支援」を合算した数とする。
	4	［略］
九　保健衛生費	人口	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $B_1 \times 7{,}100{,}000\text{円} + B_2 \times 360{,}000\text{円} + \{(C - 158) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 7{,}260\text{円} + F \times 1{,}000\text{円} + \sum_{n=12}^{令5}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) + I_1 \times 720{,}000\text{円} + I_2 \times 345{,}000\text{円} + (J_1 + J_2) \times 720{,}000\text{円} \times 0.7 + K_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + K_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}(L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=15}^{24}(N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=15}^{令5}(P_n \times 1{,}000 \times Q_n) + \sum_{n=15}^{令5}(P'_n \times 1{,}000 \times Q'_n) + \sum_{n=15}^{令5}(P2_n \times 1{,}000 \times Q2_n) + 7{,}180\text{円} \times A$

	31	［同上］
	32	障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を合算した数とする。
	33	［同上］
九　保健衛生費	人口	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式アにより算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $B_1 \times 7{,}100{,}000\text{円} + B_2 \times 360{,}000\text{円} + \{(C - 153) \times D \times 0.5\} \times 0.5 + E \times 6{,}240\text{円} + F \times 1{,}000\text{円} + \sum_{n=12}^{令4}(G_n \times 1{,}000 \times H_n) + I_1 \times 720{,}000\text{円} + I_2 \times 345{,}000\text{円} + (J_1 + J_2) \times 720{,}000\text{円} \times 0.7 + K_1 \times 1{,}000 \times 0.6 + K_2 \times 1{,}000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24}(L_n \times 1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=15}^{24}(N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=15}^{令4}(P_n \times 1{,}000 \times Q_n) + \sum_{n=15}^{令4}(P'_n \times 1{,}000 \times Q'_n) + \sum_{n=15}^{令4}(P2_n \times 1{,}000 \times Q2_n) + 8{,}330\text{円} \times A$

地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（A列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

$$\sum_{n=27}^{令3}(P2'_n \times 1{,}000 \times Q2'_n) + R \times 1{,}000 \times S + \sum_{n=27}^{令5}(T_n \times 1{,}000 \times U_n) + \sum_{n=27}^{令5}(T'_n \times 1{,}000 \times U'_n) + \sum_{n=27}^{令5}(T2_n \times 1{,}000 \times U2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(T2'_n \times 1{,}000 \times U2'_n) + V \times 1{,}000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24}(W_n \times 1{,}000 \times X_n) + \sum_{n=15}^{24}(Y_n \times 1{,}000 \times Z_n) + \sum_{n=15}^{令5}(AA_n \times 1{,}000 \times AB_n) + \sum_{n=27}^{令5}(AC_n \times 1{,}000 \times AD_n) + \sum_{n=20}^{令3}(AE_n \times 1{,}000 \times AF_n) + \sum_{n=27}^{令3}(AG_n \times 1{,}000 \times AH_n) + (32{,}900{,}000\text{円} \times AI_1 + 1{,}697{,}000\text{円} \times AI_2) + AJ \times 0.5 + (AK + AL + AM + AN) \times 1{,}000 \times 0.5 + \sum_{n=12}^{令5}(AO_n \times 1{,}000 \times AP_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(AO'_n \times 1{,}000 \times AP'_n) + AQ \times 619{,}000\text{円} + (AR \times 1{,}000 \times AS + AT \times 1{,}000 \times AU + AR2 \times 1{,}000 \times AS2 + AT2 \times 1{,}000 \times AU2) \times \frac{\alpha}{0.30}$$

$$\sum_{n=27}^{令3}(P2'_n \times 1{,}000 \times Q2'_n) + R \times 1{,}000 \times S + \sum_{n=27}^{令4}(T_n \times 1{,}000 \times U_n) + \sum_{n=27}^{令4}(T'_n \times 1{,}000 \times U'_n) + \sum_{n=27}^{令4}(T2_n \times 1{,}000 \times U2_n) + \sum_{n=27}^{令3}(T2'_n \times 1{,}000 \times U2'_n) + V \times 1{,}000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24}(W_n \times 1{,}000 \times X_n) + \sum_{n=15}^{24}(Y_n \times 1{,}000 \times Z_n) + \sum_{n=15}^{令4}(AA_n \times 1{,}000 \times AB_n) + \sum_{n=27}^{令4}(AC_n \times 1{,}000 \times AD_n) + \sum_{n=20}^{令3}(AE_n \times 1{,}000 \times AF_n) + \sum_{n=27}^{令3}(AG_n \times 1{,}000 \times AH_n) + (32{,}900{,}000\text{円} \times AI_1 + 1{,}697{,}000\text{円} \times AI_2) + AJ \times 0.5 + (AK + AL + AM + AN) \times 1{,}000 \times 0.5 + \sum_{n=12}^{令4}(AO_n \times 1{,}000 \times AP_n) + \sum_{n=令元}^{令4}(AO'_n \times 1{,}000 \times AP'_n) + AQ \times 552{,}000\text{円} + (AR \times 1{,}000 \times AS + AT \times 1{,}000 \times AU) \times \frac{\alpha}{0.30} + AR2 \times 1{,}000 \times AS2 + AR2' \times 1{,}000 \times AS2'$$

$$+ AR3 \times 1{,}000 \times AS3 + AR4 \times 1{,}000 \times AS4$$

$$+ \sum_{n=令4}^{令5} (AR5_n \times 1{,}000 \times AS5_n) + \sum_{n=令4}^{令5} (AR5'_n \times 1{,}000 \times AS5'_n) + AT3 \times 1{,}000 \times AU3 + AT4 \times 1{,}000 \times AU4$$

算式アの符号

［略］

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04974

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.057

H_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04832

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

H_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04699

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

［略］

H_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.073

　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.072

H_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0718

　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0718

H_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0720

　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0720

H_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.07219

　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係

算式の符号

［同左］

H_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04977

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.057

H_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04834

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.055

H_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04701

　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.054

［同左］

H_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.073

　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.073

H_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0720

　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0720

H_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0721

　　イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0721

H_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.07235

　　イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの 0.07207 H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの 0.07192 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.07196 H令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの 0.07234 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.07239 ［略］	るもの 0.07221 H令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの 0.07200 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.07204 H令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの 0.00095 イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00101 ［同左］
H令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの 0.00326 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00375 H令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの 0.00468 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00507	H令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの 0.00326 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00375
［略］ K1　病院事業債に係る元利償還金（令和５年度繰出基準第５、１、(2)に該当する事業のうち、平成３年度から平成13年度までに発行を許可された病院事業債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額） K2　病院事業債に係る元利償還金（令和５年度繰出基準第５、１、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて	［同左］ K1　病院事業債に係る元利償還金（令和４年度繰出基準第５、１、(2)に該当する事業のうち、平成３年度から平成13年度までに発行を許可された病院事業債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額） K2　病院事業債に係る元利償還金（令和４年度繰出基準第５、１、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて

得た額の合算額）

［略］

M_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.02984

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

M_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.02899

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

M_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

0.02819

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

M_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02812

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

M_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02810

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

［略］

O_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.02238

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.02174

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

［略］

O_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02109

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02107

得た額の合算額）

［同左］

M_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.02986

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

M_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.02900

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

M_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの

0.02821

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

M_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02814

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

M_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02815

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

［同左］

O_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.02240

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.02175

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

［同左］

O_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.02111

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

O_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.02111

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

P_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号 P'_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度に基本設計等に着手した事業に限り、符号 $P2_n$ 及び符号 $P2'_n$ に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合算額

［略］

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02238

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02174

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

［略］

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02109

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02136

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［略］

Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

P_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号 P'_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度に基本設計等に着手した事業に限り、符号 $P2_n$ 及び符号 $P2'_n$ に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合算額

［同左］

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02240

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02175

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

［同左］

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02111

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02111

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

Q_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

Q_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00971

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

△

○

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02434

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00895

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01224

$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01001

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01409

［略］

$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00495

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00511

$Q_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

［略］

Q'_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02528

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02920

$Q'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01074

イ　令和元度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01469

$Q'_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01201

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

［略］

$Q'_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00594

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00613

$Q'_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの

○

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01298

$Q_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00896

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01225

$Q_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00190

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00192

［同左］

$Q_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00495

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00511

［同左］

Q'_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01165

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01558

$Q'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01075

イ　令和元度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01470

$Q'_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00227

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00230

［同左］

$Q'_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00594

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00613

0.00752

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00770

［略］

$Q2_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02416

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02584

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02576

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02610

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

［略］

$Q2_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02110

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02434

$Q2_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00895

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01224

$Q2_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.01001

［同左］

$Q2_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02417

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02586

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

$Q2_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02345

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02580

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029

$Q2_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

［同左］

$Q2_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00970

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01298

$Q2_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00896

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01225

$Q2_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00190

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01409

［略］

Q2令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00693

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00715

Q2令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00878

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00898

［略］

Q2'30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01264

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01460

Q2'令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00537

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00734

Q2'令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00600

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00845

［略］

U令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05800

U令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.05649

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03945

U令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00300

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00328

［略］

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00192

［同左］

Q2令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00693

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00715

［同左］

Q2'30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00582

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00779

Q2'令元　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00538

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00735

Q2'令2　ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00114

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00115

［同左］

U令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.05609

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04196

U令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00175

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00190

［同左］

U'29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの
0.0667
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0700
U'30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの
0.06669
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.06669
［略］
U'令2　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの
0.06676
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.07083
U'令3　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの
0.06730
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.06960
U'令4　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの
0.06778
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.04773
U'令5　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの
0.00360
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00393
［略］
U2令3　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの
0.10095
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.10440
U2令4　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの
0.07908
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.05522
U2令5　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの
0.00420
イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00459

U'29　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの
0.0667
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.0699
U'30　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの
0.06670
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.06670
［同左］
U'令2　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの
0.06676
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.07084
U'令3　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの
0.06730
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.05035
U'令4　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの
0.00210
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00228

［同左］
U2令3　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの
0.10095
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.07553
U2令4　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの
0.00245
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
0.00266

［略］

$U2'_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの

0.10095

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10440

［略］

X_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.01990

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

X_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.01933

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

［略］

X_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.01875

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

X_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.01873

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

［略］

Z_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.01492

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

Z_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.01450

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

［略］

Z_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.01406

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

Z_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

［同左］

$U2'_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの

0.10095

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.07553

［同左］

X_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.01991

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

X_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.01934

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

［同左］

X_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.01876

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

X_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.01876

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

［同左］

Z_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの

0.01493

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

Z_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの

0.01450

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

［同左］

Z_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの

0.01407

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

Z_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの

0.01405

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

［略］

AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01119

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01087

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01057

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01054

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.01068

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

［略］

AB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00948

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01095

［略］

$AB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00450

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00634

0.01407

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.016

［同左］

AB_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01120

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

AB_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01088

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01058

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.01039

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.01055

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

AB_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.012

［同左］

AB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00437

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00584

［同左］

$AB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00085

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00086

［略］

AB令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの
0.00223
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00230
AB令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの
0.00282
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00289

［略］

AD令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの
0.02524
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02610
AD令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの
0.02542
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01775
AD令5　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの
0.00135
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00147

［略］

AF_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.02487
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028
AF_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの
0.02416
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027
AF_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの
0.02350
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027
AF_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの
0.02344
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係

［同左］

AB令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの
0.00223
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00230

［同左］

AD令3　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの
0.02524
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01888
AD令4　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの
0.00079
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00086

［同左］

AF_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの
0.02489
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029
AF_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの
0.02417
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028
AF_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの
0.02351
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027
AF_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの
0.02345
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係

るもの　0.027

AF_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.02342

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの

0.02373

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

［略］

AF_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの

0.02107

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02434

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.00895

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01224

$AF_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの

0.01001

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01409

［略］

$AH_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの

0.05609

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05800

［略］

AP_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの

0.02238

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AP_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの

0.02174

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

［略］

AP_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの

るもの　0.027

AF_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.02346

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AF_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの

0.024

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

［同左］

AF_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの

0.00971

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01298

$AF_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.00896

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01225

$AF_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの

0.00190

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00192

［同左］

$AH_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの

0.05609

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04196

［同左］

AP_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの

0.02240

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.026

AP_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの

0.02175

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

［同左］

AP_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの

0.02109

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AP_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.02107

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AP_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの

0.02136

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［略］

AP_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの

0.01896

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02190

$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.00806

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102

$AP_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの

0.00900

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01268

［略］

$AP_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの

0.00495

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00511

$AP_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの

0.00564

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

［略］

$AP'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.01074

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01469

0.02111

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AP_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの

0.02111

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

AP_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

AP_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの

0.00874

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01168

$AP_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.00806

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01103

$AP_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの

0.00171

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00173

［同左］

$AP_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの

0.00495

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00511

［同左］

$AP'_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの

0.01075

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01470

$AP'_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの 0.01201 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.01691	$AP'_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの 0.00227 イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00230
［略］	［同左］
$AP'_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00594 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00613 $AP'_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの 0.00752 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00770	$AP'_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00594 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00613
［略］	［同左］
AS　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00297 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00307	AS　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00297 イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00307
AR2　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため令和5年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
AS2　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの 0.00376 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00385	
AR3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和5年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
AS3　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの 0.00627 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00642	
AR4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和5年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額	

（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AS4　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AT　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び簡易水道事業債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

AT2　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU2　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

AT3　再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU3　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

AT4　電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AT　令和４年度に発行について同意又は許可を得た上水道及び簡易水道一般会計出資債（脱炭素化事業）に係る地方債に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

AU　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

AU4　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの 0.00376 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00385	
［略］	［同左］
AR5$_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	AR2　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・残余分）に係る地方債に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
AS5$_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00495 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00511 AS5$_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの 0.00627 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00642	AS2　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00495 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00511
AR5'$_n$　n 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）及び公営企業債（脱炭素化推進事業・特別分・残余分）（病院事業に係るものに限る。）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	AR2'　令和 4 年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業・特別分・残余分）に係る地方債に相当する額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
AS5'$_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00594 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00613 AS5'$_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの 0.00752 イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00770	AS2'　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの 0.00594 イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの 0.00613

［２　略］

３　診療所病床数は、前年度における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所最大使用病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、ＤがＡ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、Ｃ≦Ｄ≦Ｂのときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｃ≦Ｄ≦Ａ又はＣ≦Ｂ≦Ｄ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｄ≦Ｃ≦Ａ又はＤ≦Ｂ≦Ｃ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6及び（Ｃ－Ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　４年前の７月１日現在における診療所稼働病床数（診療所病床数は、医療法第30条の13第１項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所稼働病床数」という。）

Ｂ　前３年度における診療所最大使用病床数

［略］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

［２　同上］

３　診療所病床数は、前年度における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所最大使用病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、ＤがＡ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、Ｃ≦Ｄ≦Ｂのときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｃ≦Ｄ≦Ａ又はＣ≦Ｂ≦Ｄ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｄ≦Ｃ≦Ａ又はＤ≦Ｂ≦Ｃ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6及び（Ｃ－Ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　４年前の７月１日現在における診療所稼働病床数（診療所病床数は、医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所稼働病床数」という。）

Ｂ　３年前の７月１日現在における診療所稼働病床数

［同左］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

	A＋B×0.9＋C×0.7＋D×0.5＋E×0.3＋F×0.1
	算式の符号
	A　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和５年10月25日付け総財営第78号）において報告された５年前の４月１日から１年前の３月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道域における給水人口
	［略］
	［５　略］
	６　平成十二年度から令和五年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額及び令和三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（簡易水道事業債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除き、残余分を含む。）の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の

	A＋B×0.9＋C×0.7＋D×0.5＋E×0.3＋F×0.1
	算式の符号
	A　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和４年10月25日付け総財営第69号）において報告された５年前の４月１日から１年前の３月31日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道域における給水人口
	［同左］
	［５　同上］
	６　平成十二年度から令和四年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四十分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度から令和二年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額並びに令和三年度及び令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二十分の十一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一五八円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一七九円以上であること。

［8　略］

9　市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該市町村若しくは当該市町村が構成団体である一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「市町村立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年の四月一日現在における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立病院ごとに次の算式により算定

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の(1)及び(2)の規定の全てに該当する簡易水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。

(1)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額が一五三円以上であること。

(2)　総務大臣が調査した当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一八一円以上であること。

［8　同上］

9　市町村立等病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の医療法第一条の五第一項に規定する病院（地方公営企業法第二条第二項の財務規定等の適用があるもの又は当該市町村若しくは当該市町村が構成団体である一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人（以下この表において「市町村公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営するものに限る。以下この表において「市町村立病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年の四月一日現在における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立病院ごとに次の算式により算定

した数を合算した数を加えた数とし、市町村立等病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の病院の病床数（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の病院の病床数）とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、

した数を合算した数を加えた数とし、市町村立等病院特例病床数は、六年前の三月三十一日から一年前の三月三十一日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した数とする。この場合において、市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の病院の病床数（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の病院の病床数）とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、

（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｂ　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［略］

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.3＋（Ｂ－Ｃ）×0.6＋（Ｃ－Ｄ）×0.9

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、Ｃ≦Ｄ≦Ｂのときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｃ≦Ｄ≦Ａ又はＣ≦Ｂ≦Ｄ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｄ≦Ｃ≦Ａ又はＤ≦Ｂ≦Ｃ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｂ　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

11　市町村立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現

（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｂ　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

［同左］

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.3＋（Ｂ－Ｃ）×0.6＋（Ｃ－Ｄ）×0.9

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、Ｃ≦Ｄ≦Ｂのときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｃ≦Ｄ≦Ａ又はＣ≦Ｂ≦Ｄ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、Ｂ≦Ｄ≦Ｃ≦Ａ又はＤ≦Ｂ≦Ｃ≦Ａのときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6 及び（Ｃ－Ｄ）×0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｂ　３年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

11　市町村立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現

在における当該市町村立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、市町村立病院を除く。以下この表において「市町村立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　前３年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数

［略］

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるとき

在における当該市町村立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、市町村立病院を除く。以下この表において「市町村立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年度における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　3年前の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

［同左］

12　市町村立等病院事業債元利償還金は、令和三年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費（当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額を超える部分に限る。）に充てるため平成三年度から平成十四年度までの各年度において発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるとき

は、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の市町村立等病院事業債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１３(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この13において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて

は、その端数を四捨五入する。）に三分の二を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに令和四年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十三年度及び平成十四年度に発行を許可された地方債（当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の元利償還金とみなす。

13　平成十五年度から令和四年度までの各年度分の市町村立等病院事業債同意等額は、令和四年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日付け総財準第六十一号）第１３(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下この13において同じ。）に係る事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて

得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）若しくは令和五年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、令和四年度繰出基準に該当するもののうち災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備に要する経費に充てるため平成十五年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）若しくは令和四年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債及び平成二十八年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。なお、令和三年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に二分の一（特別分に係る事業にあつては三分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［14　略］

15　平成十五年度から令和五年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額を除き、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額を除き、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十万円を上回

する。）とする。）の合算額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり三十万円を上回る額を、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり三十六万円を上回る額、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十万円を上回る額、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十七万円を上回る額を除く。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［14　同上］

15　平成十五年度から令和四年度までの各年度分の市町村立大学附属病院事業債同意等額は、「繰出金等について」によつて報告のあつた当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの並びに当該年度の六月一日以降に借り入れた地方債を除く。）の額に相当する額（医療施設整備事業分のうち、平成二十一年度から平成二十五年度までに同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十万円を上回る額、平成二十六年度から令和二年度までの各年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり三十六万円を上回る額、令和三年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートルあたり四十万円を上回る額、令和四

る額を除き、令和四年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、令和五年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり五十二万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

16　病院事業一般会計出資債同意等額は、令和五年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［17・18　略］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和六年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和六年四月一日付け総財公第二十六号）第１、５(2)イ(7)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（Ａ－148）×Ｂ

算式の符号

Ａ　次の（1）から（3）までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１立方メートル年度に同意又は許可を得た地方債については建築単価が一平方メートル当たり四十七万円を上回る額を除き、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

16　病院事業一般会計出資債同意等額は、令和三年度繰出基準に該当するもののうち医療法第三十一条に規定する公的医療機関の再編等に伴う建設又は改良に要する経費であつて通常の建設又は改良に要する部分を超えるものに充てるため平成二十年度から令和三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［17・18　同上］

19　上水道の高料金対策に係る繰出基準額は、「令和五年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和五年四月三日付け総財公第二十八号）第１、６(2)イ(7)に該当する繰出基準額として次の算式により得られる額として総務大臣が調査した額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（Ａ－148）×Ｂ

算式の符号

Ａ　次の（1）から（3）までの規定の全てに該当する高料金対策上水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策上水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１立方メートル

当たりの資本費

［(1)　略］

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの給水原価が 272 円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第 284 条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量１立方メートル当たりの供給単価が 178 円以上であること。

［略］

［20～23　略］

24　平成十二年度から令和五年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

25　広域化推進事業に係る令和元年度から令和五年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が

当たりの資本費

［(1)　同左］

(2)　総務大臣が調査した当該上水道事業の有収水量１立方メートル当たりの給水原価が 244 円以上であること。

(3)　総務大臣が調査した当該上水道事業（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体のうち浪江町及び特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第 284 条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合のうち双葉地方水道企業団が実施する上水道事業を除く。）の有収水量１立方メートル当たりの供給単価が 181 円以上であること。

［同左］

［20～23　同上］

24　平成十二年度から令和四年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、国庫の補助金を受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

25　広域化推進事業に係る令和元年度から令和四年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が

上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［26　略］

27　公営企業債（脱炭素化推進事業）同意等額は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる脱炭素化のための事業に要する経費に充てるため令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

28　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{1}{A}\times\{(0.5+0.5\times\alpha)\times B\times\underline{0.569}+(0.5+0.5\times\beta)\times C\times\underline{0.360}\}$$

算式アの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［26　同上］

［新設］

27　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式イ、算式ウ、算式エ及び算式オにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式イ

$$\frac{1}{A}\times\{(0.5+0.5\times\alpha)\times B\times\underline{0.467}+(0.5+0.5\times\beta)\times C\times\underline{0.319}\}$$

算式イの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}668}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}740}$$

（c × 1,000）／ d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式イ

$$\frac{B \times 0.715}{A}$$

算式イの符号

［略］

算式ウ

$$\frac{B \times 0.572}{A}$$

算式ウの符号

［略］

算式エ

$$\frac{1}{A} \times \left(\frac{B \times C \times 0.3511 \times 0.8 + 25 \times D \times E \times}{7{,}180} \right.$$

$$\left. \frac{0.1097 \times 0.8}{} \right)$$

算式エの符号

［略］

B　次の算式により算定した数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B' \times 15{,}887 + (0.5 + 0.5$$

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}262}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{7{,}020}$$

（c × 1,000）／ d に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式ウ

$$\frac{B \times 0.606}{A}$$

算式ウの符号

［同左］

算式エ

$$\frac{B \times 0.469}{A}$$

算式エの符号

［同左］

算式オ

$$\frac{1}{A} \times \left(\frac{B \times C \times 0.3321 \times 0.8 + 23 \times D \times E \times}{8{,}330} \right.$$

$$\left. \frac{0.1107 \times 0.8}{} \right)$$

算式オの符号

［同左］

B　次の算式により算定した数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$(0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B' \times 15{,}280 + (0.5 + 0.5$$

	$\times\beta) \times C' \times \frac{1,000}{9,361}$
	算式の符号 α　算式アの符号αに同じ。 B'　算式アの符号Bに同じ。 β　算式アの符号βに同じ。 C'　算式アの符号Cに同じ。 C　次の算式により算定した数 算式 γが0.62以上のとき　$\frac{\gamma}{0.62}$ γが0.57以上0.62未満のとき　$\frac{\gamma - 0.57}{0.05}$ γが0.57未満のとき　0 ［略］ E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $0.53 \leqq (a / b)$ のとき　$\frac{(a / b)}{0.53}$ $0.42 \leqq (a / b) < 0.53$ のとき　$\frac{(a / b) - 0.42}{0.11}$ $(a / b) < 0.42$ のとき　0 ［略］
十　こども子育て費	十八歳以下人口
	30　［略］ 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式ア(1)、算式ア(2)、算式イ(1)、算式イ(2)、算式ウ、算式エ、算式オ、算式カ、算式キ及び算式クにより算定した数（小数点
	29　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して28の規定を適用する。

	$\times\beta) \times C' \times \frac{1,000}{9,752}$
	算式の符号 α　算式イの符号αに同じ。 B'　算式イの符号Bに同じ。 β　算式イの符号βに同じ。 C'　算式イの符号Cに同じ。 C　次の算式により算定した数 算式 γが0.61以上のとき　$\frac{\gamma}{0.61}$ γが0.56以上0.61未満のとき　$\frac{\gamma - 0.56}{0.05}$ γが0.56未満のとき　0 ［同左］ ［同左］ E　次の算式によつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $0.54 \leqq (a / b)$ のとき　$\frac{(a / b)}{0.54}$ $0.43 \leqq (a / b) < 0.54$ のとき　$\frac{(a / b) - 0.43}{0.10}$ $(a / b) < 0.43$ のとき　0 ［同左］
	29　［同上］
	28　市町村が組織する組合が国民健康保険を行うときは、当該組合に係る七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数、減額した被保険者均等割額計及び減額した世帯別平等割額計を当該組合を構成する市町村ごとに分別して26の規定を適用する。

以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア(1)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(1)の符号

A　測定単位の数値

B　公立の保育施設在籍人員数のうち 0 歳児数及び 1・2 歳児数の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち 0 歳児数及び 1・2 歳児数の合計数が 0 の場合は 1.000 とする。）

算式

$$1.3 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.064} + d \right) - 0.3 \times e$$

算式の符号

a　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.104、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.956 とする。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$w / v \times 1.699 + x / v \times 1.000$

w ／ v、x ／ v 及び w ／ v × 1.699 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

v　公立の保育施設在籍人員数のうち 0 歳児

数及び１・２歳児数の合計数

w　公立の保育施設在籍人員数のうち０歳児数

x　公立の保育施設在籍人員数のうち１・２歳児数

c　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}(y_i \times z_i)}{x}$$

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

x　公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）の合計数（以下「公立保育施設在籍人員数（基礎分）」という。）

y_i　公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち２・３号認定子どもに係る利用定員がｉ人（ｉは１以上ｎ以下の整数）の施設に在籍する人員数

z_i　$1 \leqq i \leqq 10$ のとき　3.783
$11 \leqq i \leqq 20$ のとき　2.261
$21 \leqq i \leqq 30$ のとき　1.680
$31 \leqq i \leqq 40$ のとき　1.447
$41 \leqq i \leqq 50$ のとき　1.386
$51 \leqq i \leqq 60$ のとき　1.272
$61 \leqq i \leqq 70$ のとき　1.191
$71 \leqq i \leqq 80$ のとき　1.131
$81 \leqq i \leqq 90$ のとき　1.084
$91 \leqq i \leqq 100$ のとき　1.000
$101 \leqq i \leqq 110$ のとき　0.974
$111 \leqq i \leqq 120$ のとき　0.951
$121 \leqq i \leqq 130$ のとき　0.933
$131 \leqq i \leqq 140$ のとき　0.917

141 ≦ i ≦ 160 のとき　0.903

161 ≦ i ≦ 170 のとき　0.892

171 ≦ i のとき　0.882

n　利用定員の最大値

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.010、2 級地の市町村にあつては 0.009、3 級地の市町村にあつては 0.009、4 級地の市町村にあつては 0.006、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

e　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{28}(y_i \times z_i) \times 12}{x} \times \frac{1}{398}$$

$y_i \times z_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、x ＝ 0 かつ符号Ｂ＞ 0 の場合は 1.000 とする。

算式の符号

x　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち 3 号認定子ども数

y1　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に規定する短時間認定保護者を除く。以下この表において「教育・保育給付認定保護者（標準時間）」という。）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号の区分に該当し、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y2　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号ただし書の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者（以下この表において「特定教育・保育給付認定保

護者」という。）であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数

y3　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第7号の区分に該当し、かつ、同令第14条第1号に該当する3号認定子ども数

y4　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第5号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号及び第14条各号に該当しない3号認定子ども数

y5　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者であつて、かつ、同令第14条各号に該当しない3号認定子ども数

y6　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第5号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号又は第14条第1号に該当する3号認定子ども数

y7　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第4号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項各号に該当しない3号認定子ども数

y8　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第4号の区分に該当し、かつ、同令第13条第1項第1号に該当する3号

認定子ども数

y9　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y10　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第３号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y11　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y12　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第２号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y13　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第１号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項各号に該当しない３号認定子ども数

y14　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（標準時間）が子ども・子育て支援法施行令第４条第２項第１号の区分に該当し、かつ、同令第13条第１項第１号に該当する３号認定子ども数

y15　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎

分）のうち子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に規定する短時間認定保護者に限る。以下この表において「教育・保育給付認定保護者（短時間）」という。）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号の区分に該当し、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y16　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号ただし書の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者（以下この表において「特定教育・保育給付認定保護者」という。）であつて、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y17　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 7 号の区分に該当し、かつ、同令第 14 条各号に該当する 3 号認定子ども数

y18　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 5 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号及び第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y19　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 6 号の区分に該当する特定教育・保育給付認定保護者であつて、かつ、同令第 14 条各号に該当しない 3 号認定子ども数

y20　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短

時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 5 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項第 1 号又は第 14 条第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

y21　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 4 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号に該当しない 3 号認定子ども数

y22　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 4 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

y23　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 3 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号に該当しない 3 号認定子ども数

y24　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 3 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

y25　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 2 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号に該当しない 3 号認定子ども数

y26　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 2 号の区分に該当し、かつ、同

令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

y27　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号に該当しない 3 号認定子ども数

y28　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

z1　19.5

z2　9

z3　9.75

z4　30

z5　9

z6　15

z7　44.5

z8　22.25

z9　61

z10　30.5

z11　80

z12　40

z13　104

z14　52

z15　19.3

z16　9

z17　9.65

z18　29.6

z19　9

z20　14.8

z21　43.9

z22　21.95

z23　60.1

z24　30.05

z25　78.8
z26　39.4
z27　102.4
z28　51.2

算式ア(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式ア(2)の符号

A　測定単位の数値

B　公立の保育施設在籍人員数のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、公立保育所在籍人員数、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数及び公立認定こども園在籍人員数（追加分）のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数が0の場合は1.000とする。）

算式

$$\frac{a \times b \times c}{1.061} + d$$

算式の符号

a　算式ア(1)の符号αの算式の符号aに同じ。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

w／v×1.194＋x／v×1.000

w／v、x／v及びw／v×1.194に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

v　公立の保育施設在籍人員数のうち3歳児数及び4歳以上児数の合計数

w　公立の保育施設在籍人員数のうち3歳児数

x　公立の保育施設在籍人員数のうち4歳以上児数

c　算式ア(1)の符号αの算式の符号cに同じ。

d　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.026、2 級地の市町村にあつては 0.023、3 級地の市町村にあつては 0.023、4 級地の市町村にあつては 0.017、その他地域の市町村にあつては－ 0.003 とする。

算式イ(1)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(1)の符号

A　測定単位の数値

B　私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c ＝ 0 のときは、1.000 とする。）

算式

$$\frac{(a - b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{367{,}016}$$

{（a － b）× 12 × 0.25} ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度私立保育所等費用額（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）

b　前年度私立保育所等利用者負担額

c　前年度私立保育所等在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものに限る。）

算式イ(2)

$$\frac{\alpha \times B \times 100}{A}$$

算式イ(2)の符号

A　測定単位の数値

B　私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b ＝ 0 のときは、1.000 とする。）

算式

$$\frac{a \times 12 \times 0.25}{b} \times \frac{1}{212{,}698}$$

（a × 12 × 0.25）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度私立保育所等費用額（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）

b　前年度私立保育所等在籍人員数（満 3 歳未満保育認定子どもに係るものを除く。）

算式ウ

$$\frac{(B + C) \times 100}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数（ただし、障害児保育のための加配職員数に 2 を乗じた数（以下この表において「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）

C　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数

算式エ

［｛B × 0.101 ＋ C × 0.189 ＋ D × 0.126 ＋ E × 0.126 ＋ F × 0.189 ＋ G × 0.189 ＋ H × 0.126 ＋ I × 0.126 ＋ J × 1.132 ＋ K × 0.755 ＋ L × 1.132 ＋ M × 0.755 ＋（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.063 ＋（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.063 ＋（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.377｝× 1.035］／A

B × 0.101、C × 0.189、D × 0.126、E × 0.126、F × 0.189、G × 0.189、H × 0.126、I × 0.126、J × 1.132、K × 0.755、L × 1.132、M × 0.755、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.063、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.063 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.377 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）
C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）
D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資格者分）の計）
E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）
I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）
J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）（市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号 K から符号 M 及び符号 V から符号 Y において同じ。）
K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）
M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）
N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）
O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Q　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
R　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分）
S　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
T　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）

U　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）
V　児童数（3 歳未満）（地方公務員・特例給付分）
W　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
X　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Y　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）

算式オ

$$\frac{B \times 0.112}{A}$$

算式オの符号

A　測定単位の数値
B　児童扶養手当支給者数

算式カ

$$\frac{B \times 100}{A} \times 0.026$$

算式カの符号

A　測定単位の数値
B　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」に限る。）

算式キ

［｛B × 1.247 ＋ C × 1.000 ＋（D ＋ J）× 0.791 ＋ E × 1.019 ＋ F × 2.659 ＋ G × 0.975 ＋ H × 0.826 ＋ I × 0.666｝× 3.503］／ A

B × 1.247、C × 1.000、（D ＋ J）× 0.791、E × 1.019、F × 2.659、G × 0.975、H × 0.826 及び I × 0.666 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式キの符号

A　測定単位の数値
B　家庭的保育事業に係る子どもの数
C　小規模保育事業 A 型に係る子どもの数
D　小規模保育事業 B 型に係る子どもの数
E　小規模保育事業 C 型に係る子どもの数
F　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数
G　小規模型事業所内保育事業 A 型に係る子どもの数

H　小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数

I　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数

J　特例保育給付に係る子どもの数

算式ク

$$\frac{\alpha \times B \times 10}{A}$$

算式クの符号

A　測定単位の数値

B　子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b) \times 0.25}{c} \times \frac{1}{9{,}588}$$

｛(a－b)×0.25｝／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　前年度子育てのための施設等利用給付支給額

b　前年度子育てのための施設等利用給付支給額（子ども・子育て支援法第７条第10項第２号に掲げる幼稚園に係るものに限る。）

c　前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数として次に掲げる数を合算した数とする。

一　公立保育所在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入

所させた児童数を合算した数

⑵　公立幼保連携型認定こども園在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

⑶　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　「子ども・子育て支援制度における園児数等に係る調査について」（令和六年四月十二日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和六年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和六年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計」の数

⑷　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和六年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号33から41までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和六年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

3　保育所及び幼保連携型認定こども園における障害児受入人員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数並びに「第五十四の二

幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日在籍」の「障害児受入人員」の「公立」及び「私立」の合計数の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数の合計数とする。

4　障害児保育のための加配職員数は、その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四　保育所・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数並びに「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数の合算した数とする。

5　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和六年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和六年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和六年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

6　児童数（３歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑴中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「計」の数を加えて得た数とする。

7　児童数（３歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑴中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

8　児童数（３歳～小学校）（（被用者・本則給付分の

うち第１子及び第２子分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数に同報告における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

9　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

10　児童数（３歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

11　児童数（３歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

12　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数に同報告書における様式２第１表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における

様式１第２表⑴中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

14　児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑴中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

15　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑴中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑴中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑴中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

18　児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

19　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

20　児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

21　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

22　児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

23　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

24　児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

25　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

26　児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

27　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表㈡中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数から同表㈢中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

28　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表㈡中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

29　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表㈢中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

30　児童扶養手当支給者数は、令和四年度実施事業とし地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

31　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を合算した数とする。

32　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 5}{A}$$

Ａ　算式アの符号

Ａ　測定単位の数値

Ｂ　市町村立の認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（追加分）

Ｃ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位

未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$

ただし、この表市町村の項第十号35の算式の符号Bが0の場合は1.000とする。

算式の符号

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（b／a）×1.221＋（c／a）×1.000｝×（1／1.051）

b／a、（b／a）×1.221又はc／aに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼稚園の在籍人員数（市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する２・３号認定子どもを除く。以下「市町村立の幼稚園の在籍人員数」という。）及び学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（以下「市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数」という。）の合計数

b　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち３歳児数

c　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち４歳以上児数

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}(b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数

b_i　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち、１号認定子どもに係る利用定員が i 人の施設に在籍する人員数

c_i　$1 \leqq i \leqq 15$ のとき　3.186

$16 \leqq i \leqq 25$ のとき　1.981

$26 \leqq i \leqq 35$ のとき　1.464

$36 \leqq i \leqq 45$ のとき　1.404

$46 \leqq i \leqq 60$ のとき　1.305

$61 \leqq i \leqq 75$ のとき　1.164

$76 \leqq i \leqq 90$ のとき　1.068

$91 \leqq i \leqq 105$ のとき　1.000

$106 \leqq i \leqq 120$ のとき　0.950

$121 \leqq i \leqq 135$ のとき　0.928

$136 \leqq i \leqq 150$ のとき　0.895

$151 \leqq i \leqq 180$ のとき　0.845

$181 \leqq i \leqq 210$ のとき　0.809

$211 \leqq i \leqq 240$ のとき　0.782

$241 \leqq i \leqq 270$ のとき　0.761

$271 \leqq i \leqq 300$ のとき　0.744

$301 \leqq i$ のとき　0.693

n　利用定員の最大値

γ　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.105、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.075、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.045、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつ

ては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.955 とする。

δ　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.025、2 級地の市町村にあつては 0.022、3 級地の市町村にあつては 0.021、4 級地の市町村にあつては 0.016、その他地域の市町村にあつては－ 0.001 とする。

算式イ

$$\frac{B \times 0.485}{A}$$

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　私立幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）在籍人員数

33　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times C \times 2.205}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　新制度移行私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b ＝ 0 のときは、1.000 とする。）

算式

$$\frac{a \div b \times 12}{960{,}849}$$

a ／ b × 12 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　市町村ごとの新制度移行私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の 1 号認定子どもに係る前年度費用額の合計額

b　市町村ごとの前年度新制度移行私立幼稚園在

		籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数	
		34　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票一　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「保育所型認定こども園（令和六年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和六年四月一日現在）」の「認定区分　一号」の「利用児童数合計」の数の合計とする。	
		35　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times C \times 5.289}{A}$ A　測定単位の数値 B　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数 C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\alpha \times \beta \times \gamma + \delta$ 算式の符号 α　この表市町村の項第十号32の算式の符号αの率と同じ率 β　この表市町村の項第十号32の算式の符号βの率と同じ率 γ　この表市町村の項第十号32の算式の符号γの率と同じ率 δ　この表市町村の項第十号32の算式の符号δの率と同じ率	
十一　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［略］ 算式イ	

十　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 ［同左］ 算式イ	

B × 3.412 ＋ C × 6.198 A	B × 3.450 ＋ C × 6.099 A
［略］	［同左］
算式ウ	算式ウ
（B × 63.204 ＋ C × 80.014 ＋ D × 126.019）／A	（B × 63.556 ＋ C × 80.460 ＋ D × 126.722）／A
［略］	［同左］
算式エ	算式エ
B × 0.050 ／A	B × 0.052 ／A
算式エの符号	算式エの符号
［略］	［同左］
B　所得段階別第１号被保険者数における、第１段階被保険者数に 0.850 を乗じて得た数、第２段階被保険者数に 1.000 を乗じて得た数及び第３段階被保険者数に 0.025 を乗じて得た数（それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数	B　所得段階別第１号被保険者数における、第１段階被保険者数に 1.00 を乗じて得た数、第２段階被保険者数に 1.25 を乗じて得た数及び第３段階被保険者数に 0.25 を乗じて得た数（それぞれについて整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数
［2　略］	［2　同上］
3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況㈫地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。	3　居宅介護サービス等受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況㈢居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「居宅介護サービス受給者数」という。）及び「一般状況㈫地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値（以下「地域密着型サービス受給者数」という。）の合計数とする。
4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告（月報）によつて令和六年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⑬施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。	4　施設介護サービス受給者数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告によつて令和五年二月分として厚生労働省に報告された「一般状況⑬施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値とする。
［5・6　略］	［5・6　同上］
7　第１段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において介護保険事業状況報告（年報）によつて令和三年度分として厚生労働省に報告された「一般状況㈣所得段階別第１号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第１段階」の表側「第１段階」、表頭「年度	7　第１段階被保険者数は、当該都道府県の区域内の市町村において介護保険事業状況報告（年報）によつて令和二年度分として厚生労働省に報告された「一般状況㈣所得段階別第１号被保険者数（当年度末現在）」の「ア　第１段階」の表側「第１段階」、表頭「年度

		末現在被保険者数」の欄の数値、第二段階被保険者数は、「イ　第２段階」の表側「第２段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第三段階被保険者数は、「ウ　第３段階」の表側「第３段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値とする。
	七十五歳以上人口	［８　略］ １　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(B \times \underline{0.075}) \ / \ A$ ［略］ ２　二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によって調査した表「令和５年度市区町村別データ」における表頭「２割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「５割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「７割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。 ［１・２　略］ １　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(\underline{0.0664} \times \alpha + \underline{0.0424} \times \beta + \underline{0.0060} \times \gamma) \ / \ A$ ［略］ ［２・３　略］ ４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\dfrac{49 \times \alpha}{92{,}000 \times A}$ ［略］ ５　農道延長は、前年度の八月一日現在において、「農道台帳について」（平成二年三月二十二日付け２構改Ｄ第四十六号）に基づき作成された土地改良法に基づ
十二　清掃費	人口	
十三　農業行政費	農家数	

		末現在被保険者数」の欄の数値、第二段階被保険者数は、「イ　第２段階」の表側「第２段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値、第三段階被保険者数は、「ウ　第３段階」の表側「第３段階」、表頭「年度末現在被保険者数」の欄の数値とする。 ［８　同上］ １　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(B \times \underline{0.076}) \ / \ A$ ［同左］ ２　二割軽減被保険者数は、高齢者医療実態調査によって調査した表「令和４年度市区町村別データ」における表頭「２割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値、五割軽減被保険者数は、表頭「５割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値及び七割軽減被保険者数は、表頭「７割軽減」、各市町村に該当する表側部分の数値とする。 ［１・２　同上］ １　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(\underline{0.0675} \times \alpha + \underline{0.0431} \times \beta + \underline{0.0061} \times \gamma) \ / \ A$ ［同左］ ［２・３　同上］ ４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\dfrac{50 \times \alpha}{90{,}500 \times A}$ ［同左］ ５　農道延長は、前年度の八月一日現在において、「農道台帳について」（平成二年三月二十二日付け２構改Ｄ第四十六号）に基づき作成された土地改良法に基づ
十一　清掃費	人口	
十二　農業行政費	農家数	

			く土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）に基づく森林総合研究所事業（同法附則第十一条第一項の規定に基づく事業、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第八条第一項の規定に基づく事業、同法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十三条第一項の規定に基づく事業、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項及び附則第十九条第一項の規定に基づく事業並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条の規定に基づく事業を含む。）又はふるさと農道緊急整備事業（「ふるさと農道緊急整備事業について」（平成五年一月二十日付け5構改D第三十二号、自治調第一号）によつて採択された事業をいう。以下同じ。）により造成された道路（以下この条において農道という。）に係る台帳に記載されている農道のうち、幅員が全区間において四メートル以上であり、かつ、当該農道の起点及び終点が道路法第二条第一項に規定する道路又は農道台帳に記載されている農道で幅員が全区間において四メートル以上であるものと接続しているもので市町村が管理しているもの（市町村有で市町村が農道として管理している農道、国有で土地改良法第九十四条の六の規定に基づき市町村が管理している農道、都道府県有で同法第九十四条の十の規定に基づき市町村が管理している農道及び土地改良区有で同法第九十六条の四の規定に基づき土地改良区から申出のあつた農道で農道管理委託協定書が締結されている等委託関係が明らかなものをいう。）の延長とする。	十四　林業及び水産業の従業者数一人当たり林野水産行政費
			算式 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

			く土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）に基づく森林総合研究所事業（同法附則第十一条第一項の規定に基づく事業、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第八条第一項の規定に基づく事業、同法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十三条第一項の規定に基づく事業、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項及び附則第十九条第一項の規定に基づく事業並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条の規定に基づく事業を含む。）又はふるさと農道緊急整備事業（「ふるさと農道緊急整備事業について」（平成五年一月二十日付け5構改D第三十二号、自治調第一号）によつて採択された事業をいう。以下同じ。）により造成された道路（以下この条において農道という。）に係る台帳に記載されている農道のうち、幅員が全区間において四メートル以上であり、かつ、当該農道の起点及び終点が道路法第二条第一項に規定する道路又は農道台帳に記載されている農道で幅員が全区間において四メートル以上であるものと接続しているもので市町村が管理しているもの（市町村有で市町村が農道として管理している農道、国有で土地改良法第九十四条の六の規定に基づき市町村が管理している農道、都道府県有で同法第九十四条の十の規定に基づき市町村が管理している農道及び土地改良区有で同法第九十六条の四の規定に基づき土地改良区から申し出のあつた農道で農道管理委託協定書が締結されている等委託関係が明らかなものをいう。）の延長とする。	十三　林業及び水産業の従業者数一人当たり林野水産行政費
			算式 1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

			（B × 0.043）／A ［略］ ［2　略］ 3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 B × 0.00070 / A ［略］ ［4　略］ 5　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 4,518 ＋ C × 189,598 ＋ D × 114）／（525,000 × A） 算式の符号 ［略］ B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村譲与基準面積」という。） 算式 a × b 算式の符号 ［略］ b　森林環境税法施行規則第１条の３の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率 ［略］ ［6・7　略］ ［1・2　略］
十五　地域振興費	人口		
			［2～4　略］ 5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ

			（B × 0.048）／A ［同左］ ［2　同上］ 3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 B × 0.00077 / A ［同左］ ［4　同上］ 5　密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × 3,132 ＋ C × 144,606 ＋ D × 105）／（471,000 × A） 算式の符号 ［同左］ B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村譲与基準面積」という。） 算式 a × b 算式の符号 ［同左］ b　森林環境税法施行規則第１条の２の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率 ［同左］ ［6・7　同上］ ［1・2　同上］
十四　地域振興費	人口		
			［2～4　同上］ 5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ

係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇三九を控除した数に一を加えた率とする。

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇三七を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四七を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八九を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一五〇を控除した数に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九一五を控除した数に〇・一五六を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六〇を控除した数に〇・〇六九を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九二三を控除した数に〇・一五六を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六〇を控除した数に〇・〇八五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一六九を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・

係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇八〇を控除した数に一を加えた率とする。

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・〇七七を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九八を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・三〇七を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八四を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九一を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五一を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・一八八を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六七を控除した数に〇・一五五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六一を控除した数に〇・〇六九を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九六六を控除した数に〇・一五五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四六一を控除した数に〇・〇八四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一一九を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から

四九一を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一二〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一五八を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・四五八を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・一一二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四八を控除した数に当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七〇を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五二を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇八二を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一三三を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一五を控除した数、算式エ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇五八を控除した数、算式エ(2)に係る密度補正の密度から〇・二五三を控除した数、算式エ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇四一を控除した数、算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数、算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇五を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇〇六を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一七八を控除した数に〇・五五四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・三五三を控除した数に〇・二五四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から〇・六二二を控除した数に〇・一三九を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から〇・九四二を控除した数に〇・〇六三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇四七を控除した数に〇・五五三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇九六を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇四五を控除した数、当該測定単位に係る算式カ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇四二を控除した数、算式カ(2)に係る密度補正の密度から〇・一八三を控除した数、算式カ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇三〇を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一五を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・三九五を控除した数に〇・〇一一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇五一を控除した数に算式イに係る密度補正の密度から〇・〇〇六を控除した数及び算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一六を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇五三を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三一一を控

から〇・三一二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇六三を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一一八を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七二を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇九を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一五九を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・一一六を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一八三を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇二一を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一〇を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から〇・〇二八を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇七を控除した数及び算式キに係る密度補正の密度から〇・〇〇九を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七九を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一六を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

18　市町村の「こども子育て費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から一・一〇〇を控除した数に〇・〇九七を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から二・一五〇を控除した数に〇・〇四七を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(1)に係る密度補正の密度から四・〇六三を控除した数に〇・〇二四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から六・一六三を控除した数に〇・〇一二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・二九四を控除した数に〇・一〇三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一一三を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇五二を控除した数、当該測定単位に係る算式カに係る密度補正の密度から〇・〇六八を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一七を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・二二七を控除した数に〇・〇二六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇一〇を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四九を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇四九を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

［新設］

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇四九を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇一を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六四を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九四を控除した数及び当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

［新設］

ら〇・〇二九を控除した数に一を加えた率とする。

19　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八八二を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五七を控除した率に一を加えた率とする。

20　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数に、四・〇九〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六七〇を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇六一を控除した率に一を加えた率とする。

21　［略］

22　都道府県の「農業行政費」に係る密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五七一を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇七二〇を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇三九七を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

23　市町村の「農業行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇九一七を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

24　都道府県の「林野行政費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正の密度から〇・七八九を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

25　市町村の「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇九〇に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に〇・四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇四六に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・四二四に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補

1　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八七〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五三を控除した率に一を加えた率とする。

18　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数に、四・〇四二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六六〇を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一六を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇五八を控除した率に一を加えた率とする。

19　［同上］

20　都道府県の「農業行政費」に係る密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五七五を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇七二六を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅳの密度から〇・〇四〇〇を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

21　市町村の「農業行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・〇九三三を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

22　都道府県の「林野行政費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正の密度から〇・七四九を控除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

23　市町村の「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度から〇・一〇一に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に〇・四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五一に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度から〇・三六一に当該年度の普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補

正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とする。	
26㎜～29㎜　［略］	
正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数に一を加えた率とする。	
24㎜～27㎜　［同上］	

（普通態容補正係数の算定方法）

第十条　［略］

［２・３　略］

４　都道府県の「社会福祉費」に係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［５　略］

６　都道府県の「こども子育て費」に係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

７・８　［略］

９　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・一九八を乗じて得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・二四三二九を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

10　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

一　当該都道府県の区域内の各市町村について次の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Ａを

（普通態容補正係数の算定方法）

第十条　［同上］

［２・３　同上］

４　都道府県の「社会福祉費」に係る普通態容補正係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村の区域に係る人口に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［５　同上］

［新設］

６・７　［同上］

８　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・二〇九を乗じて得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・三二一九八を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

９　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

一　当該都道府県の区域内の各市町村について次の算式Ⅰによつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗率Ａを

当該区域内の指数ごとの市町村の人口に乗じて得た数値（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数値を当該都道府県の区域内の市町村の人口を合計した数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式Ⅱによって算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

算式Ⅱ

｛（A－B）×0.3｝／B＋1

｛（A－B）×0.3｝／Bに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五五三を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（A－B）×0.3｝／B＋1

｛（A－B）×0.3｝／Bに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

11　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和五年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

12　第十項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和五年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

13　第十項第一号の算式Ⅰの符号において、市町村が組織する組合立の学校に在勤する教職員の数は、当該組合を組織する市町村に居住する児童数又は生徒数で按分し、当該按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を関係市町村の教職員数とする。この場合において、級別は、当該学校の級別による。

14　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他の教育費」及び「こども子育て費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十三項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては、当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十三項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態

当該区域内の指数ごとの市町村の人口に乗じて得た数値（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数値を当該都道府県の区域内の市町村の人口を合計した数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式Ⅱによって算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

算式Ⅱ

｛（A－B）×0.5｝／B＋1

｛（A－B）×0.5｝／Bに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五四三を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（A－B）×0.5｝／B＋1

｛（A－B）×0.5｝／Bに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

10　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された令和四年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した令和四年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

12　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、市町村が組織する組合立の学校に在勤する教職員の数は、当該組合を組織する市町村に居住する児童数又は生徒数で按分し、当該按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を関係市町村の教職員数とする。この場合において、級別は、当該学校の級別による。

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「その他教育費」及び「社会福祉費」にあつては、普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十二項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十二項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ

容補正係数にあつては、〇・九七七に満たないときは、〇・九七七とし、「こども子育て費」に係る町村の普通態容補正Ⅰ係数にあつては、〇・九一〇に満たないときは、〇・九一〇）とする。	係数にあつては、〇・九一六に満たないときは、〇・九一六）とする。
［一・一一　略］	［一・一一　同上］
15 17 ［略］	14 16 ［同上］
18 市町村の「その他の教育費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	17 市町村の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
算式	算式
$\frac{B+C+D+E}{4{,}420\text{円}\times A}$	$\frac{B+C+D+E}{5{,}710\text{円}\times A}$
4,420円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	5,710円×Aに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号	算式の符号
［略］	［同左］
B　次の算式によつて算定した額	B　次の算式によつて算定した額
算式	算式
6,381千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}	6,325千円×b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}
（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	（b_2×b_3）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、b_1×{（b_2×b_3）＋b_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号	算式の符号
［略］	［同左］
b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	b_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
算式	算式
（$\alpha-1$）×0.901＋1	（$\alpha-1$）×0.895＋1
算式の符号	算式の符号
α　前年度の5月1日現在において、当該指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該指定都市立の小中学校等」という。）について義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市立の小中学校等における限度政令第1条第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」とい	α　前年度の5月1日現在において、当該指定都市の設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該指定都市立の小中学校等」という。）について義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。）第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市立の小中学校等における限度政令第1条第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校

う。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号、第９号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,281千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（β－1）×0.900＋1

［略］

c_4　札幌市にあつては0.009、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

5,915千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.24）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.24）、（d_2×1.24）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.24）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3×d_4）又は{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.24）×d_3}／（d_1＋d_2）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（γ－1）×0.436＋1

算式の符号

γ　前年度の５月１日現在において、当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部

等」という。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同条第１項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同条第２項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号、第９号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,210千円×c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}

（c_2×c_3）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c_1×{（c_2×c_3）＋c_4}に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

c_3　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（β－1）×0.895＋1

［同左］

c_4　札幌市にあつては0.010、その他の指定都市にあつては0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

5,880千円×（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］

d_1×（d_3×d_4）、（d_2×1.23）、（d_2×1.23）×d_3又は（d_1＋d_2）×［{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）＋d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3×d_4）又は{d_1×（d_3×d_4）＋（d_2×1.23）×d_3}／（d_1＋d_2）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

d_4　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（γ－1）×0.430＋1

算式の符号

γ　前年度の５月１日現在において、当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部

及び中学部について限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第19号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の５月１日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第11号及び第19号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,417千円×e_1＋4,046千円×e_2

［略］

19　市町村の「こども子育て費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×33.962＋C×18.616）／A

算式の符号

［略］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

（a－b／1,000）／40

（a－b／1,000）が負数となるときは0とする。

算式の符号

［略］

b　国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における当該市町村の人口

［略］

［略］

21 20　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

及び中学部について限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同条第２項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を当該指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第19号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を前年度の５月１日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同条第１項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同条第２項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第１条第11号及び第19号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,384千円×e_1＋4,006千円×e_2

［同左］

18　市町村の「社会福祉費」に係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

（B×188.693＋C×103.534）／A

算式の符号

［同左］

B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

算式

（a－b／1,000）／40

（a－b／1,000）が負数となるときは0とする。

算式の符号

［同左］

b　測定単位の数値

［同左］

［同上］

20 19　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

第三種郵便物認可　令和六年三月三十一日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）　（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.8043）×（1／B）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

23　22　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.3＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.3又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一～四　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置市町村」という。）及びその他の市町村、都道府県の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「その他の教育費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「生活保護費」にあつては指定都

△

○　○

算式

（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）×（1／B）　（α／1.74）×（1／A）、（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）又は（α／1.74）×（1／A）×（1／0.7953）×（1／B）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

22　21　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

A×（B／C）×［｛（D－C）／C｝×0.5＋1］＋E＋｛（F×70＋G×650）／（C×1.74）｝

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.5又は（F×70＋G×650）／（C×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（普通態容補正に用いる地域区分）

第十一条　法第十三条第八項の規定による市町村の種類の区分は、次の各号に定めるところによる。

［一～四　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置市町村」という。）及びその他の市町村、都道府県の「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「その他の教育費」にあつては指定都市、中核市及びその他の市（福祉事務所設置町村を含む。）、都道府県の「社会福祉費」にあつて

市、中核市及びその他の市（福祉事務所設置町村を含む。）、都道府県の「社会福祉費」にあつては指定都市、中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村、市町村の「社会福祉費」にあつては指定都市、中核市、指定都市及び中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）並びにその他の町村、「衛生費」及び「保健衛生費」にあつては特別区及び保健所設置市、指定都市、中核市並びにその他の市町村、都道府県の「こども子育て費」にあつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、福祉事務所設置町村並びに指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市及び福祉事務所設置町村以外の市町村、市町村の「こども子育て費」にあつては指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市以外の市（福祉事務所設置町村を含む。）並びにその他の町村、都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「高齢者保健福祉費」のうち六十五歳以上人口を測定単位とするものにあつては指定都市、中核市及びその他の市町村、市町村の「商工行政費」にあつては中小企業支援市、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第四条に規定する市のうち中小企業支援市以外のもの（以下「計量市」という。）及びその他の市町村とする。

［六　略］

［２～６　略］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(A-1)\times\alpha+1$$

算式の符号

A　前年度の５月１日現在において、当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は当該都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該都道府県の区域内の小中学校等」という。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県の区域内の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号及び第９号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の５月１日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」という。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号、第９号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除

［六　同上］

［２～６　同上］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(A-1)\times\alpha+1$$

算式の符号

A　前年度の５月１日現在において、当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は当該都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「当該都道府県の区域内の小中学校等」という。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県の区域内の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号及び第９号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の５月１日現在において、全国の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は都道府県立の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」という。）について限度政令第２条第１項に規定する都道府県算定総額から同条第１項第５号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第２条第２項に規定する指定都市算定総額から同条第２項第５号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第１条第５号、第７号、第９号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入

して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

α　「小学校費」にあつては 0.169、「中学校費」にあつては 0.170

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.109 ＋ D｝＋｛（B × 1.24）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.109 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.109 ＋ D｝、（B × 1.24）又は｛（B × 1.24）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　前年度の 5 月 1 日現在において、当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号に掲げる数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の 5 月 1 日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額から同項第 5 号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号及び第 19 号に掲げる数の合算数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

3　都道府県の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154 ／ A）－ 1.000｝× 0.214］× B × C

0.154 ／ A が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　18 歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　段階補正係数

C　普通態容補正係数

する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

α　「小学校費」にあつては 0.168、「中学校費」にあつては 0.168

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.107 ＋ D｝＋｛（B × 1.24）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.107 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.107 ＋ D｝、（B × 1.24）又は｛（B × 1.24）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　前年度の 5 月 1 日現在において、当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号に掲げる数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の 5 月 1 日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額から同条第 1 項第 5 号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同条第 2 項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号及び第 19 号に掲げる数の合算数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［新設］

4‖　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.8）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

16.0 × a × b － 8.37 × a × c

b が 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

c が 2.805 を超えるときは 2.805 とする。

［略］

［削る］

3‖　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.6）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

15.7 × a × b － 8.26 × a × c

b が 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

c が 2.805 を超えるときは 2.805 とする。

［同左］

4‖　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A × B × C ＋ D

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（b ／ a）× 1.218 ＋（c ／ a）× 1.000｝ ×（1 ／ 1.050）

b ／ a、（b ／ a）× 1.218 又は c ／ a に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼稚園の在籍人員数（市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する２・３号認定子どもを除く。以下「市町村立の幼稚園の在籍人員数」という。）及び学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（以下「市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数」という。）の合計数

b　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち３歳児数

c　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号

認定子どもの数の合計数のうち４歳以上児数

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}(b_i \times c_i)}{a}$$

$b_i \times c_i$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する 1 号認定子どもの数の合計数

b_i　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する 1 号認定子どもの数の合計数のうち、1 号認定子どもに係る利用定員が i 人の施設に在籍する人員数

c_i　1 ≦ i ≦ 15 のとき　3.201
16 ≦ i ≦ 25 のとき　1.991
26 ≦ i ≦ 35 のとき　1.472
36 ≦ i ≦ 45 のとき　1.408
46 ≦ i ≦ 60 のとき　1.307
61 ≦ i ≦ 75 のとき　1.164
76 ≦ i ≦ 90 のとき　1.068
91 ≦ i ≦ 105 のとき　1.000
106 ≦ i ≦ 120 のとき　0.950
121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.894
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.844
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.808
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.781
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.760
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.743
301 ≦ i のとき　0.692

n　利用定員の最大値

C　地域区分が 100 分の 20 地域の市町村にあつては 1.104、100 分の 16 地域の市町村にあつては 1.074、100 分の 15 地域の市町村にあつては 1.067、100 分の 12 地域の市町村にあつては 1.044、100 分の 10 地域の市町村にあつては 1.030、100 分の 6 地域の市町村にあつては 1.000、100 分の 3 地域の市町村にあつては 0.978、その他地域の市町村にあつては 0.955 とする。

D　冷暖房費加算区分が 1 級地の市町村にあつては 0.028、2 級地の市町村にあつては 0.024、3 級地の市町村にあつては 0.024、4 級地の市町村にあつては 0.018、その他地域の市町村にあ

５　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.280）× 0.097 ＋ 0.903 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.280 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　65 歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

６　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.18）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.4 × a × b × c

b が 3.310 を超えるときは 3.310 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

［略］

c　令和６年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」とい

つては 0.000 とする。

５　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.280）× 0.084 ＋ 0.916 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.280 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　六十五歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

６　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 8.33）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.340 を超えるときは 3.340 とする。

c が 1.837 を超えるときは 1.837 とする。

算式の符号

［同左］

c　令和５年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和４年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」とい

う。）に別表第１（２）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「ひとり子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154／Ａ）－1.000｝×0.156］×Ｂ×Ｃ

0.154／Ａが1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

Ａ　18歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Ｂ　段階補正係数

Ｃ　普通態容補正Ⅰ係数

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.79＋（Ｃ／Ａ）×0.15

［略］

9　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×1.74）

算式の符号

［略］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によって算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

31.9×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

［略］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

［新設］

う。）に別表第１（２）に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率とする。

算式

（Ｂ／Ａ）×2.75＋（Ｃ／Ａ）×0.17

［同左］

8　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×1.74）

算式の符号

［同左］

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によって算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

31.4×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.980を超えるときは3.980とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

［同左］

（投資態容補正係数の算定方法等）

第十二条　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	投資態容補正の種類
都道府県	［一～四　略］	［略］	［略］
	五　こども子育て費	十八歳以下人口	事業費補正
	［六～九　略］	［略］	［略］
市町村	［一～十一　略］	［略］	［略］
	十二　こども子育て費	十八歳以下人口	事業費補正
	十三　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	事業費補正
	十四～十七	［略］	［略］
	［略］		

2　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	1　平成三十年四月一日現在及び平成三十一年から令和四年までの各年における三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数が

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	投資態容補正の種類
都道府県	［一～四　同上］	［同上］	［同上］
	五　社会福祉費	人口	事業費補正
	［六～九　同上］	［同上］	［同上］
市町村	［一～十一　同上］	［同上］	［同上］
	十二　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	事業費補正
	十三～十六	［略］	［略］
	［略］		

2　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	指標	算定方法等
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	国府県道未整備延長比率	1　平成二十九年及び平成三十年の各年における四月一日現在並びに平成三十一年から令和三年までの各年における三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長の合計数を五で

					市町村	
あるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「国府県道の実延長」という。）から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数 ［２　略］ ［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［一　略］	［二～四　略］
					二　下水道費	
			［略］	［略］	［略］	
			［略］	［略］	［略］	
平成七年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
					超過算定対象資本費単価	

					市町村	
除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「国府県道の実延長」という。）から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数 ［２　同上］ ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［一　同上］	［二～四　同上］
					二　下水道費	
			［同上］	［同上］	［同上］	
			［同上］	［同上］	［同上］	
平成六年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費（総	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	
					超過算定対象資本費単価	

務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十六を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十七円以上であること。

［⑵　略］

使用料単価比率

対象下水道事業に係る使用料単価を二〇六・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［略］

統合前の超過算定対象資本費単価

［略］

統合下水道であつて平成七年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業

務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十七を控除した数に、対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十八円以上であること。

［⑵　同上］

使用料単価比率

対象下水道事業に係る使用料単価を二〇三・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［同上］

統合前の超過算定対象資本費単価

［同上］

統合下水道であつて平成六年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する統合前の公共下水道事業

等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「統合前対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十六を控除した数に、統合前対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。）にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。）にあつては同表(2)に定め

等のうち、次の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「統合前対象下水道事業」という。）に係る前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく算定対象資本費（市町村の組織する組合が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費にあつては、当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村が経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村の経営する統合前対象下水道事業に係る算定対象資本費）とみなす。）の額を当該事業に係る有収水量で除して得た有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額（表示単位は円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四十七を控除した数に、統合前対象下水道事業のうち地方公営企業法の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五(1)において「統合前法適用事業」という。）にあつては同表(1)に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び同表(2)において「統合前法非適用事業」という。）にあつては同表(2)に定め

る有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1)　統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十七円以上であること。

(2)　略

統合前の使用料単価比率

統合前対象下水道事業に係る統合前使用料単価を二〇六・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［三・四　略］

［略］

［略］

［略］

3　投資補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 ｛（A ／ 0.363）× 0.30 × α ＋（B ／ 0.449）× 0.05 × β ＋（C ／ 2.060）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝× E 算式の符号 ［略］ α　次の算式によって算定した数 算式 ［1 ＋ ｛（0.7 γ ＋ 0.3）− 1｝× 0.6］× ｛1 ＋（δ 1 − 1）× 0.6｝× ｛1 ＋（δ 2 − 1）× 0.6｝ （0.7 γ ＋ 0.3）に小数点以下１位未満の端数が

る有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

(1)　統合前年度の地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が四十八円以上であること。

(2)　同上

統合前の使用料単価比率

統合前対象下水道事業に係る統合前使用料単価を二〇三・〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、一・〇〇〇を超えるときは一・〇〇〇とする。）

［三・上　同］

［同上］

［同上］

［同上］

3　投資補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 ｛（A ／ 0.369）× 0.30 × α ＋（B ／ 0.449）× 0.05 × β ＋（C ／ 2.061）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝× E 算式の符号 ［同左］ α　次の算式によって算定した数 算式 ［1 ＋ ｛（0.7 γ ＋ 0.3）− 1｝× 0.8］× ｛1 ＋（δ 1 − 1）× 0.8｝× ｛1 ＋（δ 2 − 1）× 0.8｝ （0.7 γ ＋ 0.3）に小数点以下１位未満の端数が

あるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

δ１　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「トンネル延長比率」という。）を0.258（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

δ２　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「橋りょう延長比率」という。）を0.106（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

［略］

十一　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式	0.706 ＋ 0.294 × A × ｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 13.128
		［略］	
十二　高等学校費	生徒数	算式	｛（A ／ 1.744）× 0.8 ＋（B ／ 17.280）× 0.2｝× 0.43961
		［略］	
四　地域振興費	人口	算式	A × 0.245 ＋ B × 0.098 ＋ C
		［略］	

あるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

δ１　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「トンネル延長比率」という。）を0.257（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

δ２　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「橋りょう延長比率」という。）を0.105（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

［同左］

十一　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式	0.704 ＋ 0.296 × A × ｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 13.168
		［同左］	
十二　高等学校費	生徒数	算式	｛（A ／ 1.798）× 0.8 ＋（B ／ 16.994）× 0.2｝× 0.45652
		［同左］	
四　地域振興費	人口	算式	A × 0.246 ＋ B × 0.099 ＋ C
		［同左］	

市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 A × α × 13.0 + B × 7.7 + C × 0.43 + D × 1.44 + E × 1.83 + F × β 算式の符号 ［略］ β　大都市（特別区及び指定都市をいう。以下同じ。）にあつては 0.17、その他の市町村にあつては 0.33
	十一　下水道費	人口	算式 1 ／（A × 105 円）×［（B × C × D × E）+ {F −（B × C × D × E）} × G］ F −（B × C × D × E）が負数となるときは、0 とする。 算式の符号 ［略］ E　平成 12 年度以降に供用を開始した事業　0.45 平成 7 年度から平成 11 年度までに供用を開始した事業　0.09 ［略］
	十二　地域振興費	人口	算式 A + B 算式の符号 ［略］ B　次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口に 1.740 を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 a × b 算式の符号 ［略］ b　人口 5,000,000 以上の市町村にあつては 6.316、人口 2,000,000 以上 5,000,000 未満の市町村にあつては 3.863、人口 1,000,000 以上 2,000,000 未満の市町村にあつては 2.818、人口 300,000 以上 1,000,000 未満の市町村にあつては 2.876、人口 300,000 未満の市町村にあつては 0.000

市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長	算式 A × α × 12.8 + B × 8.0 + C × 0.43 + D × 1.43 + E × 1.81 + F × β 算式の符号 ［同左］ β　大都市（特別区及び指定都市をいう。以下同じ。）にあつては 0.16、その他の市町村にあつては 0.33
	十一　下水道費	人口	算式 1 ／（A × 103 円）×［（B × C × D × E）+ {F −（B × C × D × E）} × G］ F −（B × C × D × E）が負数となるときは、0 とする。 算式の符号 ［同左］ E　平成 11 年度以降に供用を開始した事業　0.45 平成 6 年度から平成 10 年度までに供用を開始した事業　0.09 ［同左］
	十二　地域振興費	人口	算式 A + B 算式の符号 ［同左］ B　次の算式によつて算定した数を当該市町村の人口に 1.740 を乗じて得た数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 a × b 算式の符号 ［同左］ b　人口 5,000,000 以上の市町村にあつては 5.862、人口 2,000,000 以上 5,000,000 未満の市町村にあつては 3.624、人口 1,000,000 以上 2,000,000 未満の市町村にあつては 2.662、人口 300,000 以上 1,000,000 未満の市町村にあつては 2.730、人口 300,000 未満の市町村にあつては 0.000

４　投資補正Ⅱ係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程及び算定した率に小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、当該率が負数となるときは零とする。）に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
市町村	一　その他の教育費	人口	（B×$\underline{211}$＋C×$\underline{218}$＋D×$\underline{311}$）／A
	［二　略］	［略］	［略］

４　投資補正Ⅱ係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程及び算定した率に小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、当該率が負数となるときは零とする。）に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
市町村	一　その他の教育費	人口	（B×$\underline{161}$＋C×$\underline{167}$＋D×$\underline{238}$）／A
	［二　同上］	［同上］	［同上］

5　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=16}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=16}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}893{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{23}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26}(AB_n \times AC_n) + \dfrac{\sum_{n=23}^{令5}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AI_n \times AK_n)}{}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業（「地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額 $C_{16} = 0.018$ $C_{17} = 0.017$

5　事業費補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によって算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、「河川費」及び「下水道費」にあつては、当該率が負数となるときは零とする。）又は当該率を合算した率に一を加えた率とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=15}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=15}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=15}^{23}(V_n \times W_n)}{1{,}928{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{23}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26}(AB_n \times AC_n) + \dfrac{\sum_{n=23}^{令4}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令4}(AI_n \times AK_n)}{}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債の同意等額（地方特定道路整備事業（「地方特定道路整備事業について」（平成４年１月20日付け建設省都街発第２号、建設省道企発第５号、自治調第５号）によつて採択された事業をいう。以下この表において同じ。）に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）に相当する額 $C_{15} = 0.018$ $C_{16} = 0.018$ $C_{17} = 0.017$

C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01580	C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01584
D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
E_{16} ＝ 0.018	E_{15} ＝ 0.018 E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.017 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01580	E_{17} ＝ 0.017 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01584
F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
G_{16} ＝ 0.030	G_{15} ＝ 0.033 G_{16} ＝ 0.030
G_{17} ＝ 0.031 G_{18} ＝ 0.027 G_{19} ＝ 0.026 G_{20} ＝ 0.02634	G_{17} ＝ 0.031 G_{18} ＝ 0.027 G_{19} ＝ 0.026 G_{20} ＝ 0.02640
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額	H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額

I_{15} ＝ 0.049

I_{16} ＝ 0.048

I_{17} ＝ 0.046

I_{18} ＝ 0.042

I_{19} ＝ 0.042

I_{20} ＝ 0.04223

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.01681

K_{22} ＝ 0.01684

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21} ＝ 0.01681

M_{22} ＝ 0.01684

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度まで

I_{16} ＝ 0.048

I_{17} ＝ 0.046

I_{18} ＝ 0.042

I_{19} ＝ 0.042

I_{20} ＝ 0.04214

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.01679

K_{22} ＝ 0.01682

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21} ＝ 0.01679

M_{22} ＝ 0.01682

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 20 年度から平成 24 年度まで

の期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01679

O_{22} ＝ 0.01682

O_{23} ＝ 0.01689

O_{24} ＝ 0.01719

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02799

Q_{22} ＝ 0.02803

Q_{23} ＝ 0.02816

Q_{24} ＝ 0.02865

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04478

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.04484

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 16 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基

の期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01681

O_{22} ＝ 0.01684

O_{23} ＝ 0.01692

O_{24} ＝ 0.01727

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02802

Q_{22} ＝ 0.02807

Q_{23} ＝ 0.02821

Q_{24} ＝ 0.02878

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04482

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.04490

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 16 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基

準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

W_{16} ＝ 0.033

W_{17} ＝ 0.031

W_{18} ＝ 0.027

W_{19} ＝ 0.027

W_{20} ＝ 0.02869

W_{21} ＝ 0.02960

W_{22} ＝ 0.02869

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02960

Y_{22} ＝ 0.02869

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23} ＝ 0.01646

AA_{24} ＝ 0.01669

準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

W_{15} ＝ 0.033

W_{16} ＝ 0.033

W_{17} ＝ 0.031

W_{18} ＝ 0.027

W_{19} ＝ 0.027

W_{20} ＝ 0.02872

W_{21} ＝ 0.02962

W_{22} ＝ 0.02872

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{21} ＝ 0.02962

Y_{22} ＝ 0.02872

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23} ＝ 0.01648

AA_{24} ＝ 0.01675

AA_{25} ＝ 0.01696
AA_{26} ＝ 0.017
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AC_{23} ＝ 0.01646
AC_{24} ＝ 0.01669
AC_{25} ＝ 0.01696
AC_{26} ＝ 0.017
AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額
AE_{23} ＝ 0.04390
AE_{24} ＝ 0.04450
AE_{25} ＝ 0.04522
AE_{26} ＝ 0.044
AE_{27} ＝ 0.042
AE_{28} ＝ 0.0411
AE_{29} ＝ 0.0414
AE_{30} ＝ 0.04146
$AE_{令元}$ ＝ 0.04094
$AE_{令2}$ ＝ 0.04119
$AE_{令3}$ ＝ 0.00251
$AE_{令4}$ ＝ 0.00565
$AE_{令5}$ ＝ 0.00766

AA_{25} ＝ 0.017
AA_{26} ＝ 0.017
AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AC_{23} ＝ 0.01648
AC_{24} ＝ 0.01675
AC_{25} ＝ 0.017
AC_{26} ＝ 0.017
AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額
AE_{23} ＝ 0.04395
AE_{24} ＝ 0.04466
AE_{25} ＝ 0.045
AE_{26} ＝ 0.044
AE_{27} ＝ 0.042
AE_{28} ＝ 0.0411
AE_{29} ＝ 0.0414
AE_{30} ＝ 0.04154
$AE_{令元}$ ＝ 0.04098
$AE_{令2}$ ＝ 0.00182
$AE_{令3}$ ＝ 0.00251
$AE_{令4}$ ＝ 0.00565

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02744
AG_{24} ＝ 0.02782
AG_{25} ＝ 0.02826
AG_{26} ＝ 0.028
AG_{27} ＝ 0.026
AG_{28} ＝ 0.0257
AG_{29} ＝ 0.0259
AG_{30} ＝ 0.02592
$AG_{令元}$ ＝ 0.02559
$AG_{令2}$ ＝ 0.02575
$AG_{令3}$ ＝ 0.00157
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02744
AI_{24} ＝ 0.02782
AI_{25} ＝ 0.02826
AI_{26} ＝ 0.028
AI_{27} ＝ 0.026
AI_{28} ＝ 0.0257
AI_{29} ＝ 0.0259
AI_{30} ＝ 0.02592
$AI_{令元}$ ＝ 0.02559

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02747
AG_{24} ＝ 0.02792
AG_{25} ＝ 0.028
AG_{26} ＝ 0.028
AG_{27} ＝ 0.027
AG_{28} ＝ 0.0257
AG_{29} ＝ 0.0259
AG_{30} ＝ 0.02596
$AG_{令元}$ ＝ 0.02561
$AG_{令2}$ ＝ 0.00114
$AG_{令3}$ ＝ 0.00157
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和４年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02747
AI_{24} ＝ 0.02792
AI_{25} ＝ 0.028
AI_{26} ＝ 0.028
AI_{27} ＝ 0.027
AI_{28} ＝ 0.0257
AI_{29} ＝ 0.0259
AI_{30} ＝ 0.02596
$AI_{令元}$ ＝ 0.02561

			AI 令２＝0.02575 AI 令３＝0.00157 AI 令４＝0.00353 AI 令５＝0.00479
			AJn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 AK26＝0.028 AK27＝0.026 AK28＝0.0257 AK29＝0.0259 AK30＝0.02592 AK 令元＝0.02559 AK 令２＝0.02575 AK 令３＝0.00157 AK 令４＝0.00353 AK 令５＝0.00479
二	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(G_n \times H_n)}{192{,}000\text{円} \times A} + \dfrac{\sum_{n=令2}^{令5}(I_n \times J_n)}{}$
			算式の符号 A　測定単位の数値

			AI 令２＝0.00114 AI 令３＝0.00157 AI 令４＝0.00353
			AJn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 AK26＝0.028 AK27＝0.027 AK28＝0.0257 AK29＝0.0259 AK30＝0.02596 AK 令元＝0.02561 AK 令２＝0.00114 AK 令３＝0.00157 AK 令４＝0.00353
二	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{B_{15} \times C_{15} + \sum_{n=15}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{17}(F_n \times G_n) + H \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4}(I_n \times J_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(K_n \times L_n)}{185{,}000\text{円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B15　平成 15 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{15} ＝ 0.018

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{15} ＝ 0.018

E_{16} ＝ 0.018

E_{17} ＝ 0.016

F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{15} ＝ 0.030

G_{16} ＝ 0.030

G_{17} ＝ 0.027

H　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及

C_{16} ＝ 0.018

C_{17} ＝ 0.016

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 16 年度及び平成 17 年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

E_{16} ＝ 0.030

E_{17} ＝ 0.027

F　国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及

び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

G_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 16 年度から令和 5 年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から令和 5 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$H_{16} = 0.032$
$H_{17} = 0.030$
$H_{18} = 0.027$
$H_{19} = 0.029$
$H_{20} = 0.02869$
$H_{21} = 0.02960$
$H_{22} = 0.02869$

び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

I_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 15 年度から令和 4 年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$J_{15} = 0.033$
$J_{16} = 0.033$
$J_{17} = 0.030$
$J_{18} = 0.027$
$J_{19} = 0.029$
$J_{20} = 0.02872$
$J_{21} = 0.02962$
$J_{22} = 0.02872$

			J_{23} ＝ 0.02747 J_{24} ＝ 0.02792 J_{25} ＝ 0.028 J_{26} ＝ 0.028 J_{27} ＝ 0.027 J_{28} ＝ 0.0257 J_{29} ＝ 0.0259 J_{30} ＝ 0.02596 $J_{令元}$ ＝ 0.02561 $J_{令2}$ ＝ 0.00114 $J_{令3}$ ＝ 0.00157 $J_{令4}$ ＝ 0.00353
			K_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $L_{令2}$ ＝ 0.07113 $L_{令3}$ ＝ 0.07162 $L_{令4}$ ＝ 0.07437
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4} (C_n \times D_n)}{5{,}310\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度

			H_{23} ＝ 0.02744 H_{24} ＝ 0.02782 H_{25} ＝ 0.02826 H_{26} ＝ 0.028 H_{27} ＝ 0.026 H_{28} ＝ 0.0257 H_{29} ＝ 0.0259 H_{30} ＝ 0.02592 $H_{令元}$ ＝ 0.02559 $H_{令2}$ ＝ 0.02575 $H_{令3}$ ＝ 0.00157 $H_{令4}$ ＝ 0.00353 $H_{令5}$ ＝ 0.00479
			I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $J_{令2}$ ＝ 0.07099 $J_{令3}$ ＝ 0.07158 $J_{令4}$ ＝ 0.07405 $J_{令5}$ ＝ 0.07612
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 10 年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度

までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{16} = 0.033$

$D_{17} = 0.030$

$D_{18} = 0.027$

$D_{19} = 0.027$

までの各年度、昭和 59 年度及び平成 10 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債及び平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{15} = 0.033$

$D_{16} = 0.033$

$D_{17} = 0.030$

$D_{18} = 0.027$

$D_{19} = 0.027$

$D_{20} = \underline{0.02869}$

$D_{21} = \underline{0.02960}$

$D_{22} = \underline{0.02869}$

$D_{23} = \underline{0.02744}$

$D_{24} = \underline{0.02782}$

$D_{25} = \underline{0.02826}$

$D_{26} = 0.028$

$D_{27} = \underline{0.026}$

$D_{28} = 0.0257$

$D_{29} = 0.0259$

$D_{30} = \underline{0.02592}$

$D_{令元} = \underline{0.02559}$

$D_{令2} = \underline{0.02575}$

$D_{令3} = 0.00157$

$D_{令4} = 0.00353$

$D_{令5} = 0.00479$

漁港における外郭施設の延長

算式

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(C_n \times D_n)}{4{,}620\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平

$D_{20} = \underline{0.02872}$

$D_{21} = \underline{0.02962}$

$D_{22} = \underline{0.02872}$

$D_{23} = \underline{0.02747}$

$D_{24} = \underline{0.02792}$

$D_{25} = \underline{0.028}$

$D_{26} = 0.028$

$D_{27} = \underline{0.027}$

$D_{28} = 0.0257$

$D_{29} = 0.0259$

$D_{30} = \underline{0.02596}$

$D_{令元} = \underline{0.02561}$

$D_{令2} = \underline{0.00114}$

$D_{令3} = 0.00157$

$D_{令4} = 0.00353$

漁港における外郭施設の延長

算式

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4}(C_n \times D_n)}{4{,}830\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平

成９年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{16} = 0.033$

$D_{17} = 0.030$

$D_{18} = 0.027$

$D_{19} = 0.027$

$D_{20} = 0.02869$

$D_{21} = 0.02960$

$D_{22} = 0.02869$

$D_{23} = 0.02744$

$D_{24} = 0.02782$

$D_{25} = 0.02826$

$D_{26} = 0.028$

成９年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について許可された地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$D_{15} = 0.033$

$D_{16} = 0.033$

$D_{17} = 0.030$

$D_{18} = 0.027$

$D_{19} = 0.027$

$D_{20} = 0.02872$

$D_{21} = 0.02962$

$D_{22} = 0.02872$

$D_{23} = 0.02747$

$D_{24} = 0.02792$

$D_{25} = 0.028$

$D_{26} = 0.028$

四　高等学校費	生徒数	D_{27} ＝ 0.026 D_{28} ＝ 0.0257 D_{29} ＝ 0.0259 D_{30} ＝ 0.02592 $D_{令元}$ ＝ 0.02559 $D_{令2}$ ＝ 0.02575 $D_{令3}$ ＝ 0.00157 $D_{令4}$ ＝ 0.00353 $D_{令5}$ ＝ 0.00479	
		算式	
		$\dfrac{B_{16} \times C_{16} + \sum_{n=10}^{16} (D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{62{,}100\text{円} \times A}$	
		算式の符号 A　測定単位の数値 B_{16}　平成 16 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		C_{16} ＝ 0.0239	
		D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		E_{10} ＝ 0.0030	
		E_{11} ＝ 0.0090 E_{12} ＝ 0.0092 E_{13} ＝ 0.0104 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0000 E_{16} ＝ 0.0239	
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令	

四　高等学校費	生徒数	D_{27} ＝ 0.027 D_{28} ＝ 0.0257 D_{29} ＝ 0.0259 D_{30} ＝ 0.02596 $D_{令元}$ ＝ 0.02561 $D_{令2}$ ＝ 0.00114 $D_{令3}$ ＝ 0.00157 $D_{令4}$ ＝ 0.00353	
		算式	
		$\dfrac{\sum_{n=15}^{16} (B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{16} (D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{59{,}800\text{円} \times A}$	
		算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、大規模改造事業に係る単独分の許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		C_{15} ＝ 0.0243 C_{16} ＝ 0.0242	
		D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額	
		E_9 ＝ 0.0046 E_{10} ＝ 0.0102	
		E_{11} ＝ 0.0088 E_{12} ＝ 0.0092 E_{13} ＝ 0.0104 E_{14} ＝ 0.0093 E_{15} ＝ 0.0243 E_{16} ＝ 0.0242	
		$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令	

		和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額 $G_{令2}$＝0.03011
五　こども子育て費	十八歳以下人口	算式 $\frac{\sum_{n=30}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令5}(F_n \times G_n)}{98{,}600\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 C_{30}＝0.03820 $C_{令元}$＝0.02990 $C_{令2}$＝0.03011 $C_{令3}$＝0.00202 $C_{令4}$＝0.00483 $C_{令5}$＝0.00665 D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $E_{令2}$＝0.02151 $E_{令3}$＝0.00144 $E_{令4}$＝0.00345 $E_{令5}$＝0.00475 F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額 $G_{令2}$＝0.02151 $G_{令3}$＝0.00144 $G_{令4}$＝0.00345 $G_{令5}$＝0.00475

		和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額 $G_{令2}$＝0.00149
五　社会福祉費	人口	算式 $\frac{\sum_{n=30}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(F_n \times G_n)}{20{,}500\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金（児童相談所に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 C_{30}＝0.03030 $C_{令元}$＝0.02994 $C_{令2}$＝0.00149 $C_{令3}$＝0.00202 $C_{令4}$＝0.00483 D_n　児童相談所整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $E_{令2}$＝0.00107 $E_{令3}$＝0.00144 $E_{令4}$＝0.00345 F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額 $G_{令2}$＝0.00107 $G_{令3}$＝0.00144 $G_{令4}$＝0.00345

六　高齢者保健福祉費

六十五歳以上人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)}{58{,}200\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$C_{18} = \underline{0.053}$

$C_{19} = \underline{0.052}$

$C_{20} = \underline{0.05268}$

$C_{21} = \underline{0.05598}$

$C_{22} = \underline{0.05605}$

$C_{23} = \underline{0.05631}$

$C_{24} = \underline{0.04010}$

$C_{25} = \underline{0.04112}$

$C_{26} = \underline{0.040}$

$C_{27} = \underline{0.038}$

$C_{28} = 0.0379$

$C_{29} = \underline{0.0379}$

$C_{30} = \underline{0.03820}$

$C_{令元} = \underline{0.02990}$

$C_{令2} = \underline{0.03011}$

$C_{令3} = \underline{0.00202}$

$C_{令4} = 0.00483$

$C_{令5} = 0.00665$

七　農業行政費

農家数

算式

$$\begin{aligned}&B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45\\ &+ G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times\\ &0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=22}^{令5}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{令5}(P_n\\ &\hline 117{,}000\text{円} \times A\\ &\times Q_n) + \sum_{n=22}^{令5}(R_n \times S_n) + \sum_{n=21}^{令5}(T_n \times U_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(V_n \times W_n)\end{aligned}$$

六　高齢者保健福祉費

六十五歳以上人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令4}(B_n \times C_n)}{57{,}600\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業等に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$C_{18} = \underline{0.0530}$

$C_{19} = \underline{0.0520}$

$C_{20} = \underline{0.05279}$

$C_{21} = \underline{0.05603}$

$C_{22} = \underline{0.05613}$

$C_{23} = \underline{0.05641}$

$C_{24} = \underline{0.04029}$

$C_{25} = \underline{0.0410}$

$C_{26} = \underline{0.0400}$

$C_{27} = \underline{0.0380}$

$C_{28} = 0.0379$

$C_{29} = \underline{0.0380}$

$C_{30} = \underline{0.03030}$

$C_{令元} = \underline{0.02994}$

$C_{令2} = \underline{0.00149}$

$C_{令3} = \underline{0.00202}$

$C_{令4} = 0.00483$

七　農業行政費

農家数

算式

$$\begin{aligned}&B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45\\ &+ G \times 0.45 + H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times\\ &0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 + \sum_{n=22}^{令4}(N_n \times O_n) + \sum_{n=20}^{令4}(P_n\\ &\hline 116{,}000\text{円} \times A\\ &\times Q_n) + \sum_{n=22}^{令4}(R_n \times S_n) + \sum_{n=20}^{令4}(T_n \times U_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(V_n \times W_n)\end{aligned}$$

$$+\sum_{n=22}^{令5}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=16}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=16}^{20}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。符号 E 及び符号 H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 44 号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和 49 年政令第 205 号）第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が

$$+\sum_{n=22}^{令4}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=15}^{20}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=15}^{20}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=21}^{24}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=21}^{24}(AF_n \times AG_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設（以下「対象施設」という。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。符号 E 及び符号 H において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 44 号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和 49 年政令第 205 号）第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものを除く。符号 F 及び符号 I において同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が

平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団

平成 13 年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

I　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団

から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限

から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

J　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 14 年度から平成 22 年度までのものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

K　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和 63 年 4 月 1 日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限

る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{22} = 0.045$

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.043$

$O_{27} = 0.042$

$O_{28} = 0.0422$

$O_{29} = 0.0422$

る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（平成 22 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額（平成 22 年度から令和４年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$O_{22} = 0.045$

$O_{23} = 0.044$

$O_{24} = 0.044$

$O_{25} = 0.044$

$O_{26} = 0.043$

$O_{27} = 0.042$

$O_{28} = 0.0422$

$O_{29} = 0.0422$

O_{30} ＝ 0.04180 $O_{令元}$＝ 0.04180 $O_{令2}$ ＝ 0.04219 $O_{令3}$ ＝ 0.00175 $O_{令4}$ ＝ 0.00350 $O_{令5}$ ＝ 0.00450	O_{30} ＝ 0.04180 $O_{令元}$＝ 0.04180 $O_{令2}$ ＝ 0.00100 $O_{令3}$ ＝ 0.00175 $O_{令4}$ ＝ 0.00350
P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 21 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和５年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 20 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和 3 年度及び令和 4 年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
Q_{21} ＝ 0.045	Q_{20} ＝ 0.046 Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026	Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026

Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.024
Q_{28} ＝ 0.0241
Q_{29} ＝ 0.0241
Q_{30} ＝ 0.02364
$Q_{令元}$＝ 0.02337
$Q_{令2}$ ＝ 0.02377
$Q_{令3}$ ＝ 0.00325
$Q_{令4}$ ＝ 0.00550
$Q_{令5}$ ＝ 0.00700

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

S_{22} ＝ 0.045
S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044
S_{25} ＝ 0.044
S_{26} ＝ 0.043
S_{27} ＝ 0.042

Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.024
Q_{28} ＝ 0.0241
Q_{29} ＝ 0.0241
Q_{30} ＝ 0.02364
$Q_{令元}$＝ 0.02337
$Q_{令2}$ ＝ 0.00200
$Q_{令3}$ ＝ 0.00325
$Q_{令4}$ ＝ 0.00550

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和４年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

S_{22} ＝ 0.045
S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044
S_{25} ＝ 0.044
S_{26} ＝ 0.043
S_{27} ＝ 0.042

S_{28} ＝ 0.0422 S_{29} ＝ 0.0422 S_{30} ＝ 0.04180 $S_{令元}$＝ 0.04180 $S_{令2}$ ＝ 0.04219 $S_{令3}$ ＝ 0.00175	S_{28} ＝ 0.0422 S_{29} ＝ 0.0422 S_{30} ＝ 0.04180 $S_{令元}$＝ 0.04180 $S_{令2}$ ＝ 0.00100 $S_{令3}$ ＝ 0.00175
$S_{令4}$ ＝ 0.00350 $S_{令5}$ ＝ 0.00450	$S_{令4}$ ＝ 0.00350
T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 21 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 20 年度から令和 4 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
U_{21} ＝ 0.045	U_{20} ＝ 0.046 U_{21} ＝ 0.045
U_{22} ＝ 0.045 U_{23} ＝ 0.027 U_{24} ＝ 0.026 U_{25} ＝ 0.026 U_{26} ＝ 0.025 U_{27} ＝ 0.024	U_{22} ＝ 0.045 U_{23} ＝ 0.027 U_{24} ＝ 0.026 U_{25} ＝ 0.026 U_{26} ＝ 0.025 U_{27} ＝ 0.024

U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.00325
$U_{令4}$ ＝ 0.00550
$U_{令5}$ ＝ 0.00700

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.00325
$W_{令4}$ ＝ 0.00550
$W_{令5}$ ＝ 0.00700

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基

U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.00200
$U_{令3}$ ＝ 0.00325
$U_{令4}$ ＝ 0.00550

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和 3 年度及び令和 4 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和 3 年度及び令和 4 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和 3 年度及び令和 4 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.00325
$W_{令4}$ ＝ 0.00550

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に

準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045
Y_{23} ＝ 0.044
Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.00175
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{16} ＝ 0.018
AA_{17} ＝ 0.016
AA_{18} ＝ 0.016

照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和４年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和４年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045
Y_{23} ＝ 0.044
Y_{24} ＝ 0.044
Y_{25} ＝ 0.044
Y_{26} ＝ 0.043
Y_{27} ＝ 0.042
Y_{28} ＝ 0.0422
Y_{29} ＝ 0.0422
Y_{30} ＝ 0.04180
$Y_{令元}$＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.00100
$Y_{令3}$ ＝ 0.00175
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{15} ＝ 0.018
AA_{16} ＝ 0.018
AA_{17} ＝ 0.016
AA_{18} ＝ 0.016

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01580

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{16} ＝ 0.030

AC_{17} ＝ 0.027

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02634

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AE_{21} ＝ 0.01679

AE_{22} ＝ 0.01682

AE_{23} ＝ 0.01689

AE_{24} ＝ 0.01719

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AG_{21} ＝ 0.02799

AA_{19} ＝ 0.016

AA_{20} ＝ 0.01584

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{15} ＝ 0.030

AC_{16} ＝ 0.030

AC_{17} ＝ 0.027

AC_{18} ＝ 0.027

AC_{19} ＝ 0.026

AC_{20} ＝ 0.02640

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AE_{21} ＝ 0.01681

AE_{22} ＝ 0.01684

AE_{23} ＝ 0.01692

AE_{24} ＝ 0.01727

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AG_{21} ＝ 0.02802

八　林野行政費	公有以外の林野の面積	AG_{22} ＝ 0.02807 AG_{23} ＝ 0.02821 AG_{24} ＝ 0.02878 算式 $\dfrac{\sum_{n=15}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}230\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 C_{15} ＝ 0.018 C_{16} ＝ 0.018 C_{17} ＝ 0.016 C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01584 D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） E_{15} ＝ 0.030 E_{16} ＝ 0.030 E_{17} ＝ 0.027 E_{18} ＝ 0.027 E_{19} ＝ 0.026 E_{20} ＝ 0.02640
八　林野行政費	公有以外の林野の面積	AG_{22} ＝ 0.02803 AG_{23} ＝ 0.02816 AG_{24} ＝ 0.02865 算式 $\dfrac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{24}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n)}{5{,}310\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 C_{16} ＝ 0.018 C_{17} ＝ 0.016 C_{18} ＝ 0.016 C_{19} ＝ 0.016 C_{20} ＝ 0.01580 D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） E_{16} ＝ 0.030 E_{17} ＝ 0.027 E_{18} ＝ 0.027 E_{19} ＝ 0.026 E_{20} ＝ 0.02634

九　地域振興費（人口）

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

$G_{20} = 0.01580$

$G_{21} = 0.01679$

$G_{22} = 0.01682$

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

$I_{21} = 0.01679$

$I_{22} = 0.01682$

$I_{23} = 0.01689$

$I_{24} = 0.01719$

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$K_{21} = 0.02799$

$K_{22} = 0.02803$

$K_{23} = 0.02816$

$K_{24} = 0.02865$

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{令5}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令5}(H_n \times I_n) + \sum_{n=16}^{17}(J_n \times K_n) + L \times 0.8 + \sum_{n=16}^{22}(M_n \times N_n) + \sum_{n=16}^{令4}}{553\text{円} \times A}$$

九　地域振興費（人口）

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

$G_{20} = 0.01584$

$G_{21} = 0.01681$

$G_{22} = 0.01684$

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

$I_{21} = 0.01681$

$I_{22} = 0.01684$

$I_{23} = 0.01692$

$I_{24} = 0.01727$

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$K_{21} = 0.02802$

$K_{22} = 0.02807$

$K_{23} = 0.02821$

$K_{24} = 0.02878$

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=15}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{令4}(F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{令4}(H_n \times I_n) + \sum_{n=15}^{17}(J_n \times K_n) + L \times 0.8 + \sum_{n=15}^{22}(M_n \times N_n) + \sum_{n=15}^{令4}}{543\text{円} \times A}$$

$$(O_n \times P_n) + \sum_{n=17}^{22}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times V_n) + \sum_{n=26}^{令5}(W_n \times X_n) + \sum_{n=27}^{28}(Y_n \times Z_n) + AA_{28} \times AB_{28} + AC \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令5}(AD_n \times AE_n) + AF_{29} \times AG_{29} + \sum_{n=30}^{令5}(AH_n \times AI_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令5}(AJ_n \times AK_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=29}^{令5}(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=30}^{令5}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=令4}^{令5}(AT_n \times AU_n) + AV_{令4} \times AW_{令4} \times \frac{\gamma}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(AX_n \times AY_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(AX'_n \times AY'_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(AX''_n \times AY''_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(AZ'_n \times BA'_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(AZ''_n \times BA''_n)$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{16} = 0.018$

$C_{17} = 0.016$

$C_{18} = 0.016$

$C_{19} = 0.016$

$C_{20} = \underline{0.01580}$

$C_{21} = \underline{0.01679}$

$C_{22} = \underline{0.01682}$

$C_{23} = \underline{0.01689}$

$$(O_n \times P_n) + \sum_{n=17}^{22}(Q_n \times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n \times V_n) + \sum_{n=26}^{令4}(W_n \times X_n) + \sum_{n=27}^{28}(Y_n \times Z_n) + AA_{28} \times AB_{28} + AC \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令4}(AD_n \times AE_n) + AF_{29} \times AG_{29} + \sum_{n=30}^{令4}(AH_n \times AI_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令4}(AJ_n \times AK_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=29}^{令4}(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令4}(AN_n \times AO_n) + \sum_{n=30}^{令4}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=令4}^{令4}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=令4}^{令4}(AV_n \times AW_n) \times \frac{\gamma}{0.30}$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{15} = 0.018$

$C_{16} = 0.018$

$C_{17} = 0.016$

$C_{18} = 0.016$

$C_{19} = 0.016$

$C_{20} = \underline{0.01584}$

$C_{21} = \underline{0.01681}$

$C_{22} = \underline{0.01684}$

$C_{23} = \underline{0.01692}$

C_{24} ＝ 0.01719 C_{25} ＝ 0.01762 C_{26} ＝ 0.017 C_{27} ＝ 0.016 C_{28} ＝ 0.0162 C_{29} ＝ 0.0163 C_{30} ＝ 0.01637 C 令元＝ 0.01282 C 令２ ＝ 0.01291 C 令３ ＝ 0.00086 C 令４ ＝ 0.00207 C 令５ ＝ 0.00285	C_{24} ＝ 0.01727 C_{25} ＝ 0.018 C_{26} ＝ 0.017 C_{27} ＝ 0.017 C_{28} ＝ 0.0163 C_{29} ＝ 0.0163 C_{30} ＝ 0.01299 C 令元＝ 0.01283 C 令２ ＝ 0.00064 C 令３ ＝ 0.00086 C 令４ ＝ 0.00207
D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 E_{17} ＝ 0.027 E_{18} ＝ 0.027 E_{19} ＝ 0.026 E_{20} ＝ 0.02634 E_{21} ＝ 0.02799 E_{22} ＝ 0.02803 E_{23} ＝ 0.02816 E_{24} ＝ 0.02865 E_{25} ＝ 0.02937 E_{26} ＝ 0.028 E_{27} ＝ 0.027 E_{28} ＝ 0.0271 E_{29} ＝ 0.02721 E_{30} ＝ 0.02729 E 令元＝ 0.02136 E 令２ ＝ 0.02151 E 令３ ＝ 0.00144 E 令４ ＝ 0.00345 E 令５ ＝ 0.00475	D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 E_{17} ＝ 0.027 E_{18} ＝ 0.027 E_{19} ＝ 0.026 E_{20} ＝ 0.02640 E_{21} ＝ 0.02802 E_{22} ＝ 0.02807 E_{23} ＝ 0.02821 E_{24} ＝ 0.02878 E_{25} ＝ 0.029 E_{26} ＝ 0.029 E_{27} ＝ 0.028 E_{28} ＝ 0.0271 E_{29} ＝ 0.0272 E_{30} ＝ 0.02165 E 令元＝ 0.02139 E 令２ ＝ 0.00107 E 令３ ＝ 0.00144 E 令４ ＝ 0.00345
F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費	F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費

に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{16} ＝ 0.030
G_{17} ＝ 0.027
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02634
G_{21} ＝ 0.02799
G_{22} ＝ 0.02803
G_{23} ＝ 0.02816
G_{24} ＝ 0.02865
G_{25} ＝ 0.02937
G_{26} ＝ 0.028
G_{27} ＝ 0.027
G_{28} ＝ 0.0271
G_{29} ＝ 0.0271
G_{30} ＝ 0.02729
$G_{令元}$ ＝ 0.02136
$G_{令2}$ ＝ 0.02151
$G_{令3}$ ＝ 0.00144
$G_{令4}$ ＝ 0.00345
$G_{令5}$ ＝ 0.00475

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03751
I_{22} ＝ 0.03755
I_{23} ＝ 0.03773
I_{24} ＝ 0.03838

に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{15} ＝ 0.030
G_{16} ＝ 0.030
G_{17} ＝ 0.027
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02640
G_{21} ＝ 0.02802
G_{22} ＝ 0.02807
G_{23} ＝ 0.02821
G_{24} ＝ 0.02878
G_{25} ＝ 0.029
G_{26} ＝ 0.029
G_{27} ＝ 0.028
G_{28} ＝ 0.0271
G_{29} ＝ 0.0272
G_{30} ＝ 0.02165
$G_{令元}$ ＝ 0.02139
$G_{令2}$ ＝ 0.00107
$G_{令3}$ ＝ 0.00144
$G_{令4}$ ＝ 0.00345

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03754
I_{22} ＝ 0.03761
I_{23} ＝ 0.03779
I_{24} ＝ 0.03856

I_{25} ＝ 0.03936
I_{26} ＝ 0.038
I_{27} ＝ 0.037
I_{28} ＝ 0.0362
I_{29} ＝ 0.0363
I_{30} ＝ 0.03656
$I_{令元}$＝ 0.02862
$I_{令2}$ ＝ 0.02882
$I_{令3}$ ＝ 0.00193
$I_{令4}$ ＝ 0.00462
$I_{令5}$ ＝ 0.00637

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{16} ＝ 0.030
K_{17} ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

M_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方

I_{25} ＝ 0.039
I_{26} ＝ 0.038
I_{27} ＝ 0.037
I_{28} ＝ 0.0363
I_{29} ＝ 0.0364
I_{30} ＝ 0.02900
$I_{令元}$＝ 0.02866
$I_{令2}$ ＝ 0.00143
$I_{令3}$ ＝ 0.00193
$I_{令4}$ ＝ 0.00462

J_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{15} ＝ 0.030
K_{16} ＝ 0.030
K_{17} ＝ 0.027

L　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 5 条の規定に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

M_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方

債の額に相当する額

N_{16} ＝ 0.030

N_{17} ＝ 0.027

N_{18} ＝ 0.027

N_{19} ＝ 0.026

N_{20} ＝ 0.02634

N_{21} ＝ 0.02799

N_{22} ＝ 0.02803

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

P_{17} ＝ 0.010

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

P_{19} ＝ 0.010

P_{20} ＝ 0.01020

P_{21} ＝ 0.01013

P_{22} ＝ 0.01076

債の額に相当する額

N_{15} ＝ 0.030

N_{16} ＝ 0.030

N_{17} ＝ 0.027

N_{18} ＝ 0.027

N_{19} ＝ 0.026

N_{20} ＝ 0.02640

N_{21} ＝ 0.02802

N_{22} ＝ 0.02807

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P_{15} ＝ 0.012

P_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

P_{17} ＝ 0.010

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

P_{19} ＝ 0.010

P_{20} ＝ 0.01020

P_{21} ＝ 0.01013

P_{22} ＝ 0.01076

P_{23} ＝ 0.01064

P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680

P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623

P_{26} ＝ 0.012

P_{27} ＝ 0.000

P_{28} ＝ 0.0339

P_{29} ＝ 0.0000

P_{30} ＝ 0.00000

$P_{令元}$ ＝ 0.02533

$P_{令2}$ ＝ 0.00000

$P_{令3}$ ＝ 0.00000

$P_{令4}$ ＝ 0.01070

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022

R_{18} ＝ 0.021

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02107

R_{21} ＝ 0.02239

R_{22} ＝ 0.02242

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含

P_{23} ＝ 0.01064

P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680

P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

P_{26} ＝ 0.012

P_{27} ＝ 0.000

P_{28} ＝ 0.0339

P_{29} ＝ 0.0000

P_{30} ＝ 0.00000

$P_{令元}$ ＝ 0.02533

$P_{令2}$ ＝ 0.00000

$P_{令3}$ ＝ 0.00000

$P_{令4}$ ＝ 0.01070

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022

R_{18} ＝ 0.021

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02112

R_{21} ＝ 0.02241

R_{22} ＝ 0.02245

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含

む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{21} ＝ 0.01679

T_{22} ＝ 0.01682

T_{23} ＝ 0.01689

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.01679

V_{22} ＝ 0.01682

V_{23} ＝ 0.01689

W_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{26} ＝ 0.028

X_{27} ＝ 0.026

X_{28} ＝ 0.0257

X_{29} ＝ 0.0259

X_{30} ＝ 0.02592

$X_{令元}$ ＝ 0.02559

$X_{令2}$ ＝ 0.02575

$X_{令3}$ ＝ 0.00157

$X_{令4}$ ＝ 0.00353

$X_{令5}$ ＝ 0.00479

Y_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Z_{27} ＝ 0.027

む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{21} ＝ 0.01681

T_{22} ＝ 0.01684

T_{23} ＝ 0.01692

U_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.01681

V_{22} ＝ 0.01684

V_{23} ＝ 0.01692

W_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{26} ＝ 0.028

X_{27} ＝ 0.027

X_{28} ＝ 0.0257

X_{29} ＝ 0.0259

X_{30} ＝ 0.02596

$X_{令元}$ ＝ 0.02561

$X_{令2}$ ＝ 0.00114

$X_{令3}$ ＝ 0.00157

$X_{令4}$ ＝ 0.00353

Y_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Z_{27} ＝ 0.028

Z_{28} ＝ 0.0271

AA_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AB_{28} ＝ 0.0162

AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和 6 年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AD_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{29} ＝ 0.0271

AE_{30} ＝ 0.02729

$AE_{令元}$ ＝ 0.02136

$AE_{令2}$ ＝ 0.02151

$AE_{令3}$ ＝ 0.00144

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00475

AF_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た

Z_{28} ＝ 0.0271

AA_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AB_{28} ＝ 0.0163

AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号及び令和２年７月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和 2 年 7 月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AD_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{29} ＝ 0.0272

AE_{30} ＝ 0.02165

$AE_{令元}$ ＝ 0.02139

$AE_{令2}$ ＝ 0.00107

$AE_{令3}$ ＝ 0.00144

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

AF_{29}　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た

地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0163

AH_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{30} ＝ 0.01637

$AI_{令元}$ ＝ 0.01282

$AI_{令2}$ ＝ 0.01291

$AI_{令3}$ ＝ 0.00086

$AI_{令4}$ ＝ 0.00207

$AI_{令5}$ ＝ 0.00285

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。以下この号において同じ。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AJ_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n

地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0163

AH_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{30} ＝ 0.01299

$AI_{令元}$ ＝ 0.01283

$AI_{令2}$ ＝ 0.00064

$AI_{令3}$ ＝ 0.00086

$AI_{令4}$ ＝ 0.00207

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AJ_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n

年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{30} ＝ 0.01637

$AK_{令元}$ ＝ 0.01282

$AK_{令2}$ ＝ 0.01291

$AK_{令3}$ ＝ 0.00086

$AK_{令4}$ ＝ 0.00207

$AK_{令5}$ ＝ 0.00285

β　当該都道府県の財政力指数に−0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AL_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0163

AM_{30} ＝ 0.01637

$AM_{令元}$ ＝ 0.01282

$AM_{令2}$ ＝ 0.01291

$AM_{令3}$ ＝ 0.00086

$AM_{令4}$ ＝ 0.00207

$AM_{令5}$ ＝ 0.00285

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01637

年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{30} ＝ 0.01299

$AK_{令元}$ ＝ 0.01283

$AK_{令2}$ ＝ 0.00064

$AK_{令3}$ ＝ 0.00086

$AK_{令4}$ ＝ 0.00207

β　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AL_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0163

AM_{30} ＝ 0.01299

$AM_{令元}$ ＝ 0.01283

$AM_{令2}$ ＝ 0.00064

$AM_{令3}$ ＝ 0.00086

$AM_{令4}$ ＝ 0.00207

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01299

AO 令元＝ 0.01282 AO 令２＝ 0.01291 AO 令３＝ 0.00086	AO 令元＝ 0.01283 AO 令２＝ 0.00064 AO 令３＝ 0.00086
AO 令４＝ 0.00207 AO 令５＝ 0.00285	AO 令４＝ 0.00207
APn　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AQ30 ＝ 0.01637 AQ 令元＝ 0.01282 AQ 令２＝ 0.01291 AQ 令３＝ 0.00086	APn　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AQ30 ＝ 0.01299 AQ 令元＝ 0.01283 AQ 令２＝ 0.00064 AQ 令３＝ 0.00086
AQ 令４＝ 0.00207 AQ 令５＝ 0.00285	AQ 令４＝ 0.00207
ARn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AS 令３＝ 0.00144	ARn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AS 令３＝ 0.00144
AS 令４＝ 0.00345 AS 令５＝ 0.00475	AS 令４＝ 0.00345
ATn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに令和４年度及び令和５年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	ATn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
AU 令４＝ 0.00353 AU 令５＝ 0.00479	AU 令４＝ 0.00353
AV 令４　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額（この表市町	AVn　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

村の項第６号算式の符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

$AW_{令4}$ ＝ 0.00302

γ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AX_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY_{令5}$ ＝ 0.00634

AX'_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY'_{令5}$ ＝ 0.00380

δ　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AX''_n　脱炭素化推進事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）のうち電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AY''_{令5}$ ＝ 0.00380

AZ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に

$AW_{令4}$ ＝ 0.00302

γ　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

係るものを除く。）の額に相当する額

$BA_{令5}$ ＝ 0.00475

AZ'_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA'_{令5}$ ＝ 0.00285

ε　当該都道府県の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AZ''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA''_{令5}$ ＝ 0.00285

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令5}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令5}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{令5}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令5}(O_n \times P_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(Q_n \times S_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令5}^{令5}(Q_n \times S_n) \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=令5}^{令5}(R_n \times S_n) \times 0.56}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成３年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令4}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令4}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{令4}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令4}(O_n \times P_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成３年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び

昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和 46 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年

昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和 46 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（この表市町村の項第 6 号算式の符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年

度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額	度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額を除く。符号E_n、符号G_n、符号K_n及び符号O_nにおいて同じ。）
D_{11}＝0.026	D_{11}＝0.026
D_{12}＝0.025	D_{12}＝0.025
D_{13}＝0.027	D_{13}＝0.027
D_{14}＝0.024	D_{14}＝0.024
D_{15}＝0.021	D_{15}＝0.024
D_{16}＝0.024	D_{16}＝0.024
D_{17}＝0.025	D_{17}＝0.025
D_{18}＝0.023	D_{18}＝0.023
D_{19}＝0.023	D_{19}＝0.023
D_{20}＝0.02334	D_{20}＝0.02336
D_{21}＝0.02248	D_{21}＝0.02248
D_{22}＝0.02205	D_{22}＝0.02206
D_{23}＝0.02168	D_{23}＝0.02169
D_{24}＝0.02176	D_{24}＝0.02180
D_{25}＝0.02199	D_{25}＝0.022
D_{26}＝0.022	D_{26}＝0.022
D_{27}＝0.020	D_{27}＝0.020
D_{28}＝0.0202	D_{28}＝0.0203
D_{29}＝0.0205	D_{29}＝0.0205

D_{30} ＝ 0.02011
$D_{令元}$＝ 0.00952
$D_{令2}$ ＝ 0.01079
$D_{令3}$ ＝ 0.00268
$D_{令4}$ ＝ 0.00442
$D_{令5}$ ＝ 0.00557

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.039
H_{15} ＝ 0.047
H_{16} ＝ 0.054
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05305
H_{21} ＝ 0.05108
H_{22} ＝ 0.05011
H_{23} ＝ 0.04927
H_{24} ＝ 0.04945
H_{25} ＝ 0.04997
H_{26} ＝ 0.049
H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0460
H_{29} ＝ 0.0465
H_{30} ＝ 0.04571
$H_{令元}$＝ 0.02163

D_{30} ＝ 0.01012
$D_{令元}$＝ 0.00953
$D_{令2}$ ＝ 0.00168
$D_{令3}$ ＝ 0.00268
$D_{令4}$ ＝ 0.00442

E_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

F_{16} ＝ 0.011
F_{17} ＝ 0.011

G_n　流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に係るものを除く。）の額に相当する額

H_{12} ＝ 0.050
H_{13} ＝ 0.044
H_{14} ＝ 0.039
H_{15} ＝ 0.054
H_{16} ＝ 0.054
H_{17} ＝ 0.055
H_{18} ＝ 0.053
H_{19} ＝ 0.053
H_{20} ＝ 0.05309
H_{21} ＝ 0.05110
H_{22} ＝ 0.05014
H_{23} ＝ 0.04930
H_{24} ＝ 0.04955
H_{25} ＝ 0.050
H_{26} ＝ 0.049
H_{27} ＝ 0.045
H_{28} ＝ 0.0461
H_{29} ＝ 0.0465
H_{30} ＝ 0.02300
$H_{令元}$＝ 0.02165

$H_{令2}$ ＝ 0.02453
$H_{令3}$ ＝ 0.00608
$H_{令4}$ ＝ 0.01005
$H_{令5}$ ＝ 0.01267

I_n　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$J_{令3}$ ＝ 0.00200
$J_{令4}$ ＝ 0.00406
$J_{令5}$ ＝ 0.00529

K_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

L_{16} ＝ 0.031
L_{17} ＝ 0.030
L_{18} ＝ 0.030
L_{19} ＝ 0.030
L_{20} ＝ 0.02971
L_{21} ＝ 0.02963

$H_{令2}$ ＝ 0.00382
$H_{令3}$ ＝ 0.00608
$H_{令4}$ ＝ 0.01005

I_n　旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成 23 年 12 月決定）を満たす地方公共団体が別に定める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$J_{令3}$ ＝ 0.00200
$J_{令4}$ ＝ 0.00406

K_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

L_{16} ＝ 0.031
L_{17} ＝ 0.030
L_{18} ＝ 0.030
L_{19} ＝ 0.030
L_{20} ＝ 0.02977
L_{21} ＝ 0.02967

L_{22} ＝ 0.02976
L_{23} ＝ 0.02998
L_{24} ＝ 0.03111
L_{25} ＝ 0.03203
L_{26} ＝ 0.031
L_{27} ＝ 0.031
L_{28} ＝ 0.0302
L_{29} ＝ 0.0302
L_{30} ＝ 0.03030
$L_{令元}$＝ 0.03000
$L_{令2}$＝ 0.03038
$L_{令3}$＝ 0.00122
$L_{令4}$＝ 0.00321
$L_{令5}$＝ 0.00461

M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{27} ＝ 0.063
P_{28} ＝ 0.0632
P_{29} ＝ 0.0633
P_{30} ＝ 0.06352
$P_{令元}$＝ 0.06329

L_{22} ＝ 0.02982
L_{23} ＝ 0.03005
L_{24} ＝ 0.03131
L_{25} ＝ 0.032
L_{26} ＝ 0.031
L_{27} ＝ 0.031
L_{28} ＝ 0.0302
L_{29} ＝ 0.0303
L_{30} ＝ 0.03036
$L_{令元}$＝ 0.03003
$L_{令2}$＝ 0.00099
$L_{令3}$＝ 0.00122
$L_{令4}$＝ 0.00321

M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第５条の３第６項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{27} ＝ 0.064
P_{28} ＝ 0.0633
P_{29} ＝ 0.0634
P_{30} ＝ 0.06366
$P_{令元}$＝ 0.06336

$P_{令2}$＝0.06365

$P_{令3}$＝0.00092

$P_{令4}$＝0.00261

$P_{令5}$＝0.00374

Q_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$S_{令5}$＝0.01267

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による合流管布設延長を下水道管布設延長で除して得た数とし、小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

β　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地方公営企業決算状況調査による処理区域内人口を処理区域内面積で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 25 未満の場合は 0.56、25 以上 50 未満の場合は 0.49、50 以上 75 未満の場合は 0.42、75 以上 100 未満の場合は 0.35、100 以上の場合は 0.28

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{令5}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令5}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令5}(L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{553\text{円} \times A}$$

$P_{令2}$＝0.00084

$P_{令3}$＝0.00092

$P_{令4}$＝0.00261

算式Ⅲ

$$\frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{令4}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令4}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{令4}(L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{543\text{円} \times A}$$

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$E_{13} = 0.0318$

$E_{14} = 0.0212$

$E_{15} = \underline{0.0211}$

$E_{16} = 0.0243$

$E_{17} = 0.0249$

$E_{18} = 0.0237$

$E_{19} = 0.0237$

$E_{20} = \underline{0.02387}$

$E_{21} = \underline{0.02299}$

$E_{22} = \underline{0.02255}$

$E_{23} = \underline{0.02217}$

$E_{24} = \underline{0.02225}$

$E_{25} = \underline{0.02249}$

$E_{26} = 0.0220$

$E_{27} = \underline{0.0202}$

$E_{28} = 0.0207$

$E_{29} = 0.0209$

$E_{30} = \underline{0.02057}$

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、符号 F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$E_{13} = 0.0318$

$E_{14} = 0.0212$

$E_{15} = \underline{0.0243}$

$E_{16} = 0.0243$

$E_{17} = 0.0249$

$E_{18} = 0.0237$

$E_{19} = 0.0237$

$E_{20} = \underline{0.02389}$

$E_{21} = \underline{0.02300}$

$E_{22} = \underline{0.02256}$

$E_{23} = \underline{0.02219}$

$E_{24} = \underline{0.02230}$

$E_{25} = \underline{0.0224}$

$E_{26} = 0.0220$

$E_{27} = \underline{0.0203}$

$E_{28} = 0.0207$

$E_{29} = 0.0209$

$E_{30} = \underline{0.01035}$

第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

$E_{令元}$＝0.00974
$E_{令2}$＝0.00172
$E_{令3}$＝0.00274
$E_{令4}$＝0.00452

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の2分の1以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成3年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　n年度（平成27年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

J_{27}＝0.045
J_{28}＝0.0450
J_{29}＝0.0450
J_{30}＝0.04500
$J_{令元}$＝0.04500
$J_{令2}$＝0.04500
$J_{令3}$＝0.04500
$J_{令4}$＝0.04500

△

○

$E_{令元}$＝0.00973
$E_{令2}$＝0.01104
$E_{令3}$＝0.00274
$E_{令4}$＝0.00452
$E_{令5}$＝0.00570

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の2分の1以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成3年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　n年度（平成27年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

J_{27}＝0.045
J_{28}＝0.0450
J_{29}＝0.0450
J_{30}＝0.04500
$J_{令元}$＝0.04500
$J_{令2}$＝0.04500
$J_{令3}$＝0.04500
$J_{令4}$＝0.04500
$J_{令5}$＝0.04500

K　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

L_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

$M_{12} = 0.0300$
$M_{13} = 0.0318$
$M_{14} = 0.0212$
$M_{15} = 0.0211$
$M_{16} = 0.0243$
$M_{17} = 0.0249$
$M_{18} = 0.0237$
$M_{19} = 0.0237$
$M_{20} = 0.02387$
$M_{21} = 0.02299$
$M_{22} = 0.02255$
$M_{23} = 0.02217$
$M_{24} = 0.02225$
$M_{25} = 0.02249$
$M_{26} = 0.0220$
$M_{27} = 0.0202$
$M_{28} = 0.0207$
$M_{29} = 0.0209$

K　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

L_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

$M_{12} = 0.0300$
$M_{13} = 0.0318$
$M_{14} = 0.0212$
$M_{15} = 0.0243$
$M_{16} = 0.0243$
$M_{17} = 0.0249$
$M_{18} = 0.0237$
$M_{19} = 0.0237$
$M_{20} = 0.02389$
$M_{21} = 0.02300$
$M_{22} = 0.02256$
$M_{23} = 0.02219$
$M_{24} = 0.02230$
$M_{25} = 0.0224$
$M_{26} = 0.0220$
$M_{27} = 0.0203$
$M_{28} = 0.0207$
$M_{29} = 0.0209$

M_{30} ＝ 0.02057
$M_{令元}$ ＝ 0.00973
$M_{令2}$ ＝ 0.01104
$M_{令3}$ ＝ 0.00274
$M_{令4}$ ＝ 0.00452
$M_{令5}$ ＝ 0.00570

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

Q　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成10年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の

M_{30} ＝ 0.01035
$M_{令元}$ ＝ 0.00974
$M_{令2}$ ＝ 0.00172
$M_{令3}$ ＝ 0.00274
$M_{令4}$ ＝ 0.00452

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

Q　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成10年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の

10 に定める率を乗じて得た額

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、

10 に定める率を乗じて得た額

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

T　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{543\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する第二種空港（以下この表において「第二種空港」という。）のうち国土交通大臣が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫の補助金を受けて施行した第三種空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の空港整備法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する第三種空港をいう。以下この表において同じ。）の整備事業のうち奄美群島振興開発事業として行われるものに係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、

昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C　国庫の補助金を受けて施行した第二種(B)空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

D　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅴ

昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

C　国庫の補助金を受けて施行した第二種(B)空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。以下この表において同じ。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

D　国庫の補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業として行われるものを除く。）に係る経費に充てるため昭和 57 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度まで及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅴ

$$\frac{B \times 0.3 + C_{15} \times D_{15}}{553\text{円} \times A}$$

算式Vの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成３年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

C_{15}　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行を許可された地方債（平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{15} = 0.012$

算式VI

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{553\text{円} \times A}$$

算式VIの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第40条第１項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から昭和61年度までの各年度

$$\frac{B \times 0.3 + C_{15} \times D_{15}}{543\text{円} \times A}$$

算式Vの符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成３年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金

C_{15}　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に指定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行を許可された地方債（平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額

$D_{15} = 0.012$

算式VI

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{543\text{円} \times A}$$

算式VIの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第40条第１項の規定に基づく都道府県地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和53年度から昭和61年度までの各年度

及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

及び平成 3 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　符号 B の額を第 17 条第 3 項の規定によつて算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 10,000 を乗じて得た数（以下この号において「財政力係数」という。）に別表第 3 の 11(1)の A に定める当該財政力係数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該財政力係数の段階に応ずる数値との合計数を当該財政力係数で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該財政力係数が 100 以下のときは 1.000 とする。）

算式Ⅶ

$$\frac{B \times 0.6}{543\text{円} \times A}$$

算式Ⅶの符号

A　測定単位の数値

B　産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 16 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n)}{553\text{ 円}\times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{16} = 0.012$

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=16}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(F_n \times G_n)}{553\text{ 円}\times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{16} = 0.052$

$C_{17} = 0.049$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = \underline{0.04590}$

$C_{21} = \underline{0.04736}$

$C_{22} = \underline{0.04590}$

D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$E_{23} = \underline{0.04390}$

$E_{24} = \underline{0.04450}$

$E_{25} = \underline{0.04522}$

$E_{26} = 0.044$

$$\frac{\sum_{n=15}^{17}(B_n \times C_n)}{543\text{ 円}\times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{15} = 0.012$

$C_{16} = 0.012$

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=15}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令4}(F_n \times G_n)}{543\text{ 円}\times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{15} = 0.053$

$C_{16} = 0.052$

$C_{17} = 0.049$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = \underline{0.04595}$

$C_{21} = \underline{0.04739}$

$C_{22} = \underline{0.04594}$

D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$E_{23} = \underline{0.04395}$

$E_{24} = \underline{0.04466}$

$E_{25} = \underline{0.045}$

$E_{26} = 0.044$

E_{27} ＝ 0.042 E_{28} ＝ 0.0411 E_{29} ＝ 0.0414 E_{30} ＝ 0.04146 $E_{令元}$＝ 0.04094 $E_{令2}$＝ 0.04119 $E_{令3}$＝ 0.00251 $E_{令4}$＝ 0.00565 $E_{令5}$＝ 0.00766	E_{27} ＝ 0.042 E_{28} ＝ 0.0411 E_{29} ＝ 0.0414 E_{30} ＝ 0.04154 $E_{令元}$＝ 0.04098 $E_{令2}$＝ 0.00182 $E_{令3}$＝ 0.00251 $E_{令4}$＝ 0.00565
F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額 $G_{令元}$＝ 0.02559 $G_{令2}$＝ 0.02575 $G_{令3}$＝ 0.00157 $G_{令4}$＝ 0.00353 $G_{令5}$＝ 0.00479	F_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額 $G_{令元}$＝ 0.02561 $G_{令2}$＝ 0.00114 $G_{令3}$＝ 0.00157 $G_{令4}$＝ 0.00353
算式X $\frac{B \times \alpha}{553\text{円} \times A}$	算式X $\frac{B \times \alpha}{543\text{円} \times A}$
算式Xの符号 A　測定単位の数値 B　$\sum_{n=8}^{令5}(C_n \times D_n)$ C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 D_8 ＝ 0.012 D_9 ＝ 0.023 D_{10} ＝ 0.025 D_{11} ＝ 0.024 D_{12} ＝ 0.025 D_{13} ＝ 0.015 D_{14} ＝ 0.009	算式Xの符号 A　測定単位の数値 B　$\sum_{n=8}^{令4}(C_n \times D_n)$ C_n　全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 7 条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業（以下この表において「新幹線鉄道整備事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 D_8 ＝ 0.012 D_9 ＝ 0.023 D_{10} ＝ 0.025 D_{11} ＝ 0.024 D_{12} ＝ 0.025 D_{13} ＝ 0.015 D_{14} ＝ 0.009

D_{15} ＝ 0.000
D_{16} ＝ 0.030
D_{17} ＝ 0.027
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.026
D_{20} ＝ 0.02634
D_{21} ＝ 0.02799
D_{22} ＝ 0.02803
D_{23} ＝ 0.02816
D_{24} ＝ 0.02865
D_{25} ＝ 0.02937
D_{26} ＝ 0.028
D_{27} ＝ 0.027
D_{28} ＝ 0.0271
D_{29} ＝ 0.0271
D_{30} ＝ 0.02729
$D_{令元}$＝ 0.02136
$D_{令2}$＝ 0.02151
$D_{令3}$＝ 0.00144
$D_{令4}$＝ 0.00345
$D_{令5}$＝ 0.00475

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸＩ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

D_{15} ＝ 0.030
D_{16} ＝ 0.030
D_{17} ＝ 0.027
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.026
D_{20} ＝ 0.02640
D_{21} ＝ 0.02802
D_{22} ＝ 0.02807
D_{23} ＝ 0.02821
D_{24} ＝ 0.02878
D_{25} ＝ 0.029
D_{26} ＝ 0.029
D_{27} ＝ 0.028
D_{28} ＝ 0.0271
D_{29} ＝ 0.0272
D_{30} ＝ 0.02165
$D_{令元}$＝ 0.02139
$D_{令2}$＝ 0.00107
$D_{令3}$＝ 0.00144
$D_{令4}$＝ 0.00345

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸＩ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸＩの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に係る地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 0.006$

$C_{18} = 0.005$

$C_{19} = 0.005$

$C_{20} = 0.00527$

$C_{21} = 0.00560$

$C_{22} = 0.00561$

算式ＸⅡ

$$\frac{\overset{令5}{\underset{n=18}{\sum}}(B_n \times C_n) + \overset{令5}{\underset{n=20}{\sum}}(D_n \times E_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D_n 以外のものの額に相当する額

$C_{18} = 0.027$

$C_{19} = 0.026$

$C_{20} = 0.02634$

$C_{21} = 0.02799$

$C_{22} = 0.02803$

$C_{23} = 0.02816$

$C_{24} = 0.02865$

$C_{25} = 0.02937$

$C_{26} = 0.028$

$C_{27} = 0.027$

$C_{28} = 0.0271$

$C_{29} = 0.0271$

算式ＸＩの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{17} = 0.006$

$C_{18} = 0.005$

$C_{19} = 0.005$

$C_{20} = 0.00528$

$C_{21} = 0.00560$

$C_{22} = 0.00561$

算式ＸⅡ

$$\frac{\overset{令4}{\underset{n=18}{\sum}}(B_n \times C_n) + \overset{令4}{\underset{n=20}{\sum}}(D_n \times E_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D_n 以外のものの額に相当する額

$C_{18} = 0.027$

$C_{19} = 0.026$

$C_{20} = 0.02640$

$C_{21} = 0.02802$

$C_{22} = 0.02807$

$C_{23} = 0.02821$

$C_{24} = 0.02878$

$C_{25} = 0.029$

$C_{26} = 0.029$

$C_{27} = 0.028$

$C_{28} = 0.0271$

$C_{29} = 0.0272$

C_{30} ＝ 0.02729
$C_{令元}$＝ 0.02136
$C_{令2}$＝ 0.02151
$C_{令3}$＝ 0.00144
$C_{令4}$＝ 0.00345
$C_{令5}$＝ 0.00475

D_n　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03688
E_{21} ＝ 0.03919
E_{22} ＝ 0.03924
E_{23} ＝ 0.03942
E_{24} ＝ 0.04010
E_{25} ＝ 0.04112
E_{26} ＝ 0.040
E_{27} ＝ 0.038
E_{28} ＝ 0.0379
E_{29} ＝ 0.0379
E_{30} ＝ 0.03820
$E_{令元}$＝ 0.02990
$E_{令2}$＝ 0.03011
$E_{令3}$＝ 0.00202
$E_{令4}$＝ 0.00483
$E_{令5}$＝ 0.00665

算式ⅩⅢ

$$\frac{\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum_{n=22}^{令5}(D_n \times E_n) \times 0.018 + F_{21} \times}{G_{21} \times 0.01959 + \sum_{n=16}^{令5}(H_n \times I_n) \times 0.030 + \sum_{n=16}^{19}(J_n \times K_n) \times}$$

$$0.018 \times \frac{\alpha}{} + \sum^{19}(L_n \times M_n) \times 0.060 + \sum^{22}(N_n$$

C_{30} ＝ 0.02165
$C_{令元}$＝ 0.02139
$C_{令2}$＝ 0.00107
$C_{令3}$＝ 0.00144
$C_{令4}$＝ 0.00345

D_n　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03695
E_{21} ＝ 0.03922
E_{22} ＝ 0.03929
E_{23} ＝ 0.03949
E_{24} ＝ 0.04029
E_{25} ＝ 0.041
E_{26} ＝ 0.040
E_{27} ＝ 0.038
E_{28} ＝ 0.0379
E_{29} ＝ 0.0380
E_{30} ＝ 0.03030
$E_{令元}$＝ 0.02994
$E_{令2}$＝ 0.00149
$E_{令3}$＝ 0.00202
$E_{令4}$＝ 0.00483

算式ⅩⅢ

$$\frac{\sum_{n=15}^{令4}(B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum_{n=22}^{令4}(D_n \times E_n) \times 0.018 + F_{21} \times}{G_{21} \times 0.01961 + \sum_{n=15}^{令4}(H_n \times I_n) \times 0.034 + \sum_{n=15}^{19}(J_n \times K_n) \times}$$

$$0.018 \times \frac{\alpha}{} + \sum^{19}(L_n \times M_n) \times 0.067 + \sum^{22}(N_n$$

$$\frac{0.30 \times A}{553\text{円} \times A} \times O_n) \times 0.00008 \times 0.75 + \sum_{n=20}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.00005 \times 0.50 + \sum_{n=16}^{令5}(R_n \times S_n) \times 0.018 + \sum_{n=16}^{16}(T_n \times U_n) \times 0.018 + \sum_{n=16}^{令5}(V_n \times W_n) \times 0.030 + \sum_{n=18}^{令5}(X_n \times Y_n) \times 1.000 - 0.04702 \times \beta$$

当該率が負数となるときは０とする。

算式ＸⅢの符号

Ａ　測定単位の数値

B_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 15 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 16 年度補正予算債に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{16} = 1.000$

$C_{17} = 0.917$

$C_{18} = 0.883$

$C_{19} = 0.867$

$C_{20} = 0.87800$

$C_{21} = 0.93300$

$C_{22} = 0.93417$

$C_{23} = 0.93850$

$C_{24} = 0.95483$

$C_{25} = 0.97900$

$C_{26} = 0.950$

$C_{27} = 0.917$

$C_{28} = 0.9017$

$C_{29} = 0.9033$

$C_{30} = 0.90950$

$C_{令元} = 0.71200$

$C_{令2} = 0.71700$

$$\frac{0.30 \times A}{543\text{円} \times A} \times O_n) \times 0.00015 \times 0.75 + \sum_{n=20}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.00015 \times 0.50 + \sum_{n=15}^{令4}(R_n \times S_n) \times 0.018 + \sum_{n=15}^{16}(T_n \times U_n) \times 0.018 + \sum_{n=15}^{令4}(V_n \times W_n) \times 0.031 + \sum_{n=18}^{令4}(X_n \times Y_n) \times 0.021 - 0.06262 \times \beta$$

当該率が負数となるときは０とする。

算式ＸⅢの符号

Ａ　測定単位の数値

B_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 15 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 16 年度補正予算債に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{15} = 1.000$

$C_{16} = 1.000$

$C_{17} = 0.902$

$C_{18} = 0.869$

$C_{19} = 0.852$

$C_{20} = 0.86541$

$C_{21} = 0.91852$

$C_{22} = 0.92016$

$C_{23} = 0.92475$

$C_{24} = 0.94344$

$C_{25} = 0.951$

$C_{26} = 0.934$

$C_{27} = 0.902$

$C_{28} = 0.8885$

$C_{29} = 0.8902$

$C_{30} = 0.70967$

$C_{令元} = 0.70115$

$C_{令2} = 0.03492$

$C_{令3}$＝0.04800

$C_{令4}$＝0.11500

$C_{令5}$＝0.15833

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}＝0.93417

E_{23}＝0.93850

E_{24}＝0.95483

E_{25}＝0.97900

E_{26}＝0.950

E_{27}＝0.917

E_{28}＝0.9017

E_{29}＝0.9033

E_{30}＝0.90950

$E_{令元}$＝0.71200

$E_{令2}$＝0.71700

$E_{令3}$＝0.04800

$E_{令4}$＝0.11500

$E_{令5}$＝0.15833

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21}＝1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可

$C_{令3}$＝0.04721

$C_{令4}$＝0.11311

D_n　地域活性化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成 21 年度までに提出された地域活性化計画に位置づけられている継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

E_{22}＝0.92016

E_{23}＝0.92475

E_{24}＝0.94344

E_{25}＝0.951

E_{26}＝0.934

E_{27}＝0.902

E_{28}＝0.8885

E_{29}＝0.8902

E_{30}＝0.70967

$E_{令元}$＝0.70115

$E_{令2}$＝0.03492

$E_{令3}$＝0.04721

$E_{令4}$＝0.11311

F_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成 21 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{21}＝1.000

H_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 15 年度から令和４年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可

を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{16} ＝ 1.000
I_{17} ＝ 0.917
I_{18} ＝ 0.883
I_{19} ＝ 0.867
I_{20} ＝ 0.87800
I_{21} ＝ 0.93300
I_{22} ＝ 0.93417
I_{23} ＝ 0.93850
I_{24} ＝ 0.95483
I_{25} ＝ 0.97900
I_{26} ＝ 0.950
I_{27} ＝ 0.917
I_{28} ＝ 0.9017
I_{29} ＝ 0.9033
I_{30} ＝ 0.90950
$I_{令元}$ ＝ 0.71200
$I_{令2}$ ＝ 0.71700
$I_{令3}$ ＝ 0.04800
$I_{令4}$ ＝ 0.11500
$I_{令5}$ ＝ 0.15833

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{16} ＝ 1.000
K_{17} ＝ 0.917
K_{18} ＝ 0.883
K_{19} ＝ 0.867

を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{15} ＝ 1.000
I_{16} ＝ 0.910
I_{17} ＝ 0.821
I_{18} ＝ 0.791
I_{19} ＝ 0.776
I_{20} ＝ 0.78791
I_{21} ＝ 0.83627
I_{22} ＝ 0.83776
I_{23} ＝ 0.84194
I_{24} ＝ 0.85896
I_{25} ＝ 0.866
I_{26} ＝ 0.851
I_{27} ＝ 0.821
I_{28} ＝ 0.8090
I_{29} ＝ 0.8104
I_{30} ＝ 0.64612
$I_{令元}$ ＝ 0.63836
$I_{令2}$ ＝ 0.03179
$I_{令3}$ ＝ 0.04299
$I_{令4}$ ＝ 0.10299

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{15} ＝ 1.000
K_{16} ＝ 1.000
K_{17} ＝ 0.902
K_{18} ＝ 0.869
K_{19} ＝ 0.852

α　当該都道府県の財政力指数に別表第３の９Ａに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表Ｂに定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.550を超えるときは0.550とする。	α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。）に別表第３の９Ａに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表Ｂに定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.550を超えるときは0.550とする。
L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成16年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分の額（平成15年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
$M_{16} = 1.000$	$M_{15} = 1.000$ $M_{16} = 0.910$
$M_{17} = 0.917$ $M_{18} = 0.883$ $M_{19} = 0.867$	$M_{17} = 0.821$ $M_{18} = 0.791$ $M_{19} = 0.776$
N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額	N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額
$O_{21} = 1.00000$	$O_{20} = 1.00000$ $O_{21} = 1.46667$
$O_{22} = 3.50000$	$O_{22} = 3.66667$
P_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るもの	P_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るもの

の額に相当する額

Q_{21} ＝ 1.00000

Q_{22} ＝ 3.50000

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{16} ＝ 1.000

S_{17} ＝ 0.917

S_{18} ＝ 0.883

S_{19} ＝ 0.867

S_{20} ＝ 0.87800

S_{21} ＝ 0.93300

S_{22} ＝ 0.93417

S_{23} ＝ 0.93850

S_{24} ＝ 0.95483

S_{25} ＝ 0.97900

S_{26} ＝ 0.950

S_{27} ＝ 0.917

S_{28} ＝ 0.9017

S_{29} ＝ 0.9033

S_{30} ＝ 0.90950

$S_{令元}$ ＝ 0.71200

$S_{令2}$ ＝ 0.71700

$S_{令3}$ ＝ 0.04800

$S_{令4}$ ＝ 0.11500

$S_{令5}$ ＝ 0.15833

T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

の額に相当する額

Q_{20} ＝ 1.00000

Q_{21} ＝ 1.46667

Q_{22} ＝ 3.66667

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{15} ＝ 1.000

S_{16} ＝ 1.000

S_{17} ＝ 0.902

S_{18} ＝ 0.869

S_{19} ＝ 0.852

S_{20} ＝ 0.86541

S_{21} ＝ 0.91852

S_{22} ＝ 0.92016

S_{23} ＝ 0.92475

S_{24} ＝ 0.94344

S_{25} ＝ 0.951

S_{26} ＝ 0.934

S_{27} ＝ 0.902

S_{28} ＝ 0.8885

S_{29} ＝ 0.8902

S_{30} ＝ 0.70967

$S_{令元}$ ＝ 0.70115

$S_{令2}$ ＝ 0.03492

$S_{令3}$ ＝ 0.04721

$S_{令4}$ ＝ 0.11311

T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{15} ＝ 1.000

U_{16} ＝ 1.000	U_{16} ＝ 1.000
V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
W_{16} ＝ 1.000	W_{15} ＝ 1.000 W_{16} ＝ 1.000
W_{17} ＝ 0.917 W_{18} ＝ 0.883 W_{19} ＝ 0.867 W_{20} ＝ 0.87800 W_{21} ＝ 0.93300 W_{22} ＝ 0.93417 W_{23} ＝ 0.93850 W_{24} ＝ 0.95483 W_{25} ＝ 0.97900 W_{26} ＝ 0.950 W_{27} ＝ 0.917 W_{28} ＝ 0.9017 W_{29} ＝ 0.9033 W_{30} ＝ 0.90950 $W_{令元}$ ＝ 0.71200 $W_{令2}$ ＝ 0.71700 $W_{令3}$ ＝ 0.04800	W_{17} ＝ 0.902 W_{18} ＝ 0.869 W_{19} ＝ 0.852 W_{20} ＝ 0.86541 W_{21} ＝ 0.91852 W_{22} ＝ 0.92016 W_{23} ＝ 0.92475 W_{24} ＝ 0.94344 W_{25} ＝ 0.951 W_{26} ＝ 0.934 W_{27} ＝ 0.902 W_{28} ＝ 0.8885 W_{29} ＝ 0.8902 W_{30} ＝ 0.70967 $W_{令元}$ ＝ 0.70115 $W_{令2}$ ＝ 0.03492 $W_{令3}$ ＝ 0.04721
$W_{令4}$ ＝ 0.11500 $W_{令5}$ ＝ 0.15833	$W_{令4}$ ＝ 0.11311
X_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	X_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
Y_{18} ＝ 0.021 Y_{19} ＝ 0.021 Y_{20} ＝ 0.02107 Y_{21} ＝ 0.02239 Y_{22} ＝ 0.02242 Y_{23} ＝ 0.02252 Y_{24} ＝ 0.02292	Y_{18} ＝ 1.000 Y_{19} ＝ 0.981 Y_{20} ＝ 0.99604 Y_{21} ＝ 1.05717 Y_{22} ＝ 1.05906 Y_{23} ＝ 1.06434 Y_{24} ＝ 1.08585

Y_{25} ＝ 0.02350
Y_{26} ＝ 0.023
Y_{27} ＝ 0.022
Y_{28} ＝ 0.0216
Y_{29} ＝ 0.0217
Y_{30} ＝ 0.02183
$Y_{令元}$＝ 0.01709
$Y_{令2}$＝ 0.01721
$Y_{令3}$＝ 0.00115
$Y_{令4}$＝ 0.00276
$Y_{令5}$＝ 0.00380

β　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=16}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令5}(F_n \times G_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{16} ＝ 0.027
C_{17} ＝ 0.025
C_{18} ＝ 0.024
C_{19} ＝ 0.023
C_{20} ＝ 0.02371
C_{21} ＝ 0.02519
C_{22} ＝ 0.02522
C_{23} ＝ 0.02534
C_{24} ＝ 0.02578
C_{25} ＝ 0.02643

Y_{25} ＝ 1.094
Y_{26} ＝ 1.075
Y_{27} ＝ 1.038
Y_{28} ＝ 1.0226
Y_{29} ＝ 1.0245
Y_{30} ＝ 0.81679
$Y_{令元}$＝ 0.80698
$Y_{令2}$＝ 0.04019
$Y_{令3}$＝ 0.05434
$Y_{令4}$＝ 0.13019

β　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=15}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{令4}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令4}(F_n \times G_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{15} ＝ 0.027
C_{16} ＝ 0.027
C_{17} ＝ 0.025
C_{18} ＝ 0.024
C_{19} ＝ 0.024
C_{20} ＝ 0.02376
C_{21} ＝ 0.02521
C_{22} ＝ 0.02526
C_{23} ＝ 0.02538
C_{24} ＝ 0.02590
C_{25} ＝ 0.026

C_{26} ＝ 0.026	C_{26} ＝ 0.026
C_{27} ＝ 0.025	C_{27} ＝ 0.025
C_{28} ＝ 0.0243	C_{28} ＝ 0.0244
C_{29} ＝ 0.0244	C_{29} ＝ 0.0244
C_{30} ＝ 0.02456	C_{30} ＝ 0.01948
$C_{令元}$＝ 0.01922	$C_{令元}$＝ 0.01925
$C_{令2}$＝ 0.01936	$C_{令2}$＝ 0.00096
$C_{令3}$＝ 0.00130	$C_{令3}$＝ 0.00130
$C_{令4}$＝ 0.00311	$C_{令4}$＝ 0.00311
$C_{令5}$＝ 0.00428	
D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額	D_n　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額
E_{15} ＝ 0.018	E_{15} ＝ 0.018
E_{16} ＝ 0.018	E_{16} ＝ 0.018
E_{17} ＝ 0.016	E_{17} ＝ 0.016
E_{18} ＝ 0.016	E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016	E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01580	E_{20} ＝ 0.01584
E_{21} ＝ 0.01679	E_{21} ＝ 0.01681
E_{22} ＝ 0.01682	E_{22} ＝ 0.01684
E_{23} ＝ 0.01689	E_{23} ＝ 0.01692
E_{24} ＝ 0.01719	E_{24} ＝ 0.01727
E_{25} ＝ 0.01762	E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.017	E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.016	E_{27} ＝ 0.017
E_{28} ＝ 0.0162	E_{28} ＝ 0.0163
E_{29} ＝ 0.0163	E_{29} ＝ 0.0163
E_{30} ＝ 0.01637	E_{30} ＝ 0.01299
$E_{令元}$＝ 0.01282	$E_{令元}$＝ 0.01283
$E_{令2}$＝ 0.01291	$E_{令2}$＝ 0.00064
$E_{令3}$＝ 0.00086	$E_{令3}$＝ 0.00086
$E_{令4}$＝ 0.00207	$E_{令4}$＝ 0.00207

$E_{令5}$＝0.00285

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.01762

G_{26}＝0.017

G_{27}＝0.016

G_{28}＝0.0162

G_{29}＝0.0163

G_{30}＝0.01637

$G_{令元}$＝0.01282

$G_{令2}$＝0.01291

$G_{令3}$＝0.00086

$G_{令4}$＝0.00207

$G_{令5}$＝0.00285

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{令5}$＝0.00428

算式ＸＶＩ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＶＩの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.018

G_{26}＝0.017

G_{27}＝0.017

G_{28}＝0.0163

G_{29}＝0.0163

G_{30}＝0.01299

$G_{令元}$＝0.01283

$G_{令2}$＝0.00064

$G_{令3}$＝0.00086

$G_{令4}$＝0.00207

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令4}(B_n \times C_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一

般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.04010

C_{25} ＝ 0.04112

C_{26} ＝ 0.040

C_{27} ＝ 0.038

C_{28} ＝ 0.0379

C_{29} ＝ 0.0379

C_{30} ＝ 0.03820

$C_{令元}$ ＝ 0.02990

$C_{令2}$ ＝ 0.03011

$C_{令3}$ ＝ 0.00202

$C_{令4}$ ＝ 0.00483

$C_{令5}$ ＝ 0.00665

算式ⅩⅦ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.02865

C_{25} ＝ 0.02937

C_{26} ＝ 0.028

C_{27} ＝ 0.027

C_{28} ＝ 0.0271

C_{29} ＝ 0.0271

C_{30} ＝ 0.02729

$C_{令元}$ ＝ 0.02136

$C_{令2}$ ＝ 0.02151

$C_{令3}$ ＝ 0.00144

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

$C_{令5}$ ＝ 0.00475

算式ⅩⅧ

$_{令5}$

般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.04029

C_{25} ＝ 0.041

C_{26} ＝ 0.040

C_{27} ＝ 0.038

C_{28} ＝ 0.0379

C_{29} ＝ 0.0380

C_{30} ＝ 0.03030

$C_{令元}$ ＝ 0.02994

$C_{令2}$ ＝ 0.00149

$C_{令3}$ ＝ 0.00202

$C_{令4}$ ＝ 0.00483

算式ⅩⅥ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令4}(B_n \times C_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅥの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.02878

C_{25} ＝ 0.029

C_{26} ＝ 0.029

C_{27} ＝ 0.028

C_{28} ＝ 0.0271

C_{29} ＝ 0.0272

C_{30} ＝ 0.02165

$C_{令元}$ ＝ 0.02139

$C_{令2}$ ＝ 0.00107

$C_{令3}$ ＝ 0.00144

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

算式ⅩⅦ

$_{令4}$

$$\frac{\sum_{n=26}(B_n \times C_n)}{553\text{ 円}\times A}$$

算式ⅩⅧの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{26} = 0.028$

$C_{27} = 0.027$

$C_{28} = 0.0271$

$C_{29} = 0.0271$

$C_{30} = 0.02729$

$C_{令元} = 0.02136$

$C_{令2} = 0.02151$

$C_{令3} = 0.00144$

$C_{令4} = 0.00345$

$C_{令5} = 0.00475$

算式ⅩⅨ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{553\text{ 円}\times A}$$

平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ⅩⅨの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

$$\frac{\sum_{n=26}(B_n \times C_n)}{543\text{ 円}\times A}$$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{26} = 0.029$

$C_{27} = 0.028$

$C_{28} = 0.0271$

$C_{29} = 0.0272$

$C_{30} = 0.02165$

$C_{令元} = 0.02139$

$C_{令2} = 0.00107$

$C_{令3} = 0.00144$

$C_{令4} = 0.00345$

算式ⅩⅧ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{543\text{ 円}\times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ⅩⅧの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸＸ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0379

D_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{29} ＝ 0.0271

算式ＸＸＩ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＸＩの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

算式ＸⅨ

$$\frac{B_{29} \times C_{29} + D_{29} \times E_{29}}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0380

D_{29}　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{29} ＝ 0.0272

算式ＸＸ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令4}(B_n \times C_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を

超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0271

C_{30} ＝ 0.02729

$C_{令元}$ ＝ 0.02136

$C_{令2}$ ＝ 0.02151

$C_{令3}$ ＝ 0.00144

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

$C_{令5}$ ＝ 0.00475

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令5}(D_n \times E_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03820

$C_{令元}$ ＝ 0.02990

$C_{令2}$ ＝ 0.03011

$C_{令3}$ ＝ 0.00202

$C_{令4}$ ＝ 0.00483

$C_{令5}$ ＝ 0.00665

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03820

$E_{令元}$ ＝ 0.02990

$E_{令2}$ ＝ 0.03011

$E_{令3}$ ＝ 0.00202

$E_{令4}$ ＝ 0.00483

超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0272

C_{30} ＝ 0.02165

$C_{令元}$ ＝ 0.02139

$C_{令2}$ ＝ 0.00107

$C_{令3}$ ＝ 0.00144

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

算式ＸＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令4}(D_n \times E_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03030

$C_{令元}$ ＝ 0.02994

$C_{令2}$ ＝ 0.00149

$C_{令3}$ ＝ 0.00202

$C_{令4}$ ＝ 0.00483

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03030

$E_{令元}$ ＝ 0.02994

$E_{令2}$ ＝ 0.00149

$E_{令3}$ ＝ 0.00202

$E_{令4}$ ＝ 0.00483

$E_{令5}$＝0.00665

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{553円 \times A}$$

算式ＸＸⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝0.03011

算式ＸＸⅣ

$$\frac{B_{令5} \times C_{令5}}{553円 \times A}$$

算式ＸＸⅣの符号

A　測定単位の数値

$B_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

$C_{令5}$＝0.00655

算式ＸＸⅡ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{543円 \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝0.00149

市町村	一　消防費	人口	算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令5}(B_n \times C_n)}{11{,}800\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0379 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0380 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04250 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05939 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04795 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06216 C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04682 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06247 C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03393 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04380 C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03491 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04480 C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.03624
市町村	一　消防費	人口	算式 $\frac{\sum_{n=18}^{令4}(B_n \times C_n)}{11{,}600\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された消防防災設備整備費補助金に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。 C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0381 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000 C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04259 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05951 C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04799 イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06223 C_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04687 イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06257 C_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.03398 イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04388 C_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.03505 イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04503 C_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0362

	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04588
C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.0354
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0446
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.0341
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0435
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0332
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0432
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0433
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.03336
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.04329
$C_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02473
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03484
$C_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.02433
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03585
$C_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00187
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00460
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509
$C_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00648
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00687

二　道路橋りょう費

道路の延長

算式

$$\frac{\sum_{n=16}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=16}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=16}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n)}$$

	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0454
C_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.0355
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0447
C_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.0342
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0436
C_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0333
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0433
C_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0334
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0434
C_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.02545
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03539
$C_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02476
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03488
$C_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00146
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00152
$C_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00187
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00216
$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00460
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00509

二　道路橋りょう費

道路の延長

算式

$$\frac{\sum_{n=15}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=15}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n)}$$

$$\frac{+\sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{188{,}000\text{円} \times A} + \frac{\sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令5}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令5}(AF_n \times AG_n)}{}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20

$$\frac{+\sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + R_{21} \times S_{21} + T_{22} \times U_{22} + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n)}{189{,}000\text{円} \times A} + \frac{\sum_{n=23}^{26}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令4}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^{令4}(AF_n \times AG_n)}{}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{15} = 0.006$

$C_{16} = 0.003$

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20

年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{15} ＝ 0.006

E_{16} ＝ 0.003

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01278

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785

F_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成15年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{15} ＝ 0.033

G_{16} ＝ 0.005

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.030

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02130

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{16} ＝ 0.003

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01275

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782

F_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るものの額（平成16年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{16} ＝ 0.005

G_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.030

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.02970

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

I_{16} ＝ 0.008

I_{17} ＝ 0.000

I_{18} ＝ 0.000

I_{19} ＝ 0.000

I_{20} ＝ 0.04751

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01405

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01439

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

0.02976

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

I_{15} ＝ 0.015

I_{16} ＝ 0.008

I_{17} ＝ 0.000

I_{18} ＝ 0.000

I_{19} ＝ 0.000

I_{20} ＝ 0.04761

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867

K_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01406

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01440

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867

M_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

N_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01439
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01865

O_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01405
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01874

O_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01454
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

O_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01496
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01920

P_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02398
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03108

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341

M_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

N_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業（平成22年度から平成24年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01440
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01867

O_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01406
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01877

O_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01456
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01881

O_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01502
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01930

P_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成21年度から平成24年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03112

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02344

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02424

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02494

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04973

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.04998

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{21} ＝ 0.02692

W_{22} ＝ 0.02642

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02427

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02504

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04978

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.05006

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 21 年度及び平成 22 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの並びに平成 21 年度及び平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{21} ＝ 0.02693

W_{22} ＝ 0.02644

X_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の

額に相当する額

Y_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01531

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01859

Y_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01550

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01888

Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01592

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01924

Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

Z_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01531

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01859

AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01550

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01888

AA_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01592

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01924

AA_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AB_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特

額に相当する額

Y_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01533

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

Y_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01555

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01896

Y_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

Y_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

Z_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AA_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01533

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01861

AA_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01555

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01896

AA_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AA_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AB_n　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特

別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04956

AC_{24} ＝ 0.05035

AC_{25} ＝ 0.05130

AC_{26} ＝ 0.050

AC_{27} ＝ 0.049

AC_{28} ＝ 0.0483

AC_{29} ＝ 0.0484

AC_{30} ＝ 0.04833

$AC_{令元}$＝ 0.04796

$AC_{令2}$ ＝ 0.04867

$AC_{令3}$ ＝ 0.00271

$AC_{令4}$ ＝ 0.00600

$AC_{令5}$ ＝ 0.00798

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02552

AE_{24} ＝ 0.02583

AE_{25} ＝ 0.02653

AE_{26} ＝ 0.026

AE_{27} ＝ 0.025

AE_{28} ＝ 0.0243

AE_{29} ＝ 0.0241

AE_{30} ＝ 0.02407

$AE_{令元}$＝ 0.02365

$AE_{令2}$ ＝ 0.02379

$AE_{令3}$ ＝ 0.00153

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00474

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共

別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04963

AC_{24} ＝ 0.05057

AC_{25} ＝ 0.051

AC_{26} ＝ 0.050

AC_{27} ＝ 0.049

AC_{28} ＝ 0.0484

AC_{29} ＝ 0.0485

AC_{30} ＝ 0.04841

$AC_{令元}$＝ 0.04801

$AC_{令2}$ ＝ 0.00186

$AC_{令3}$ ＝ 0.00271

$AC_{令4}$ ＝ 0.00600

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02555

AE_{24} ＝ 0.02591

AE_{25} ＝ 0.027

AE_{26} ＝ 0.026

AE_{27} ＝ 0.025

AE_{28} ＝ 0.0243

AE_{29} ＝ 0.0241

AE_{30} ＝ 0.02411

$AE_{令元}$＝ 0.02368

$AE_{令2}$ ＝ 0.00113

$AE_{令3}$ ＝ 0.00153

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共

事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AG_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AG_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

AG_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

AG_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

AG_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021

$AG_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998

$AG_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042

$AG_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

$AG_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AG_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AG_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030

AG_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

AG_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
　　イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303

AG_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02411
　　イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03026

$AG_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02368
　　イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03001

$AG_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00113
　　イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117

$AG_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
　　イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

$AG_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
　　イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

			$AG_{令5}$ ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499
111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5} (C_n \times D_n)}{5{,}200\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金 C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又

111	港湾費	港湾における外郭施設の延長	算式 $\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4} (C_n \times D_n)}{5{,}310\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和55年度までの各年度、平成10年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和50年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金 C_n　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又

は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02650
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03154

D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02692
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162

D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02642
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153

D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02552
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098

は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{15} ＝ 0.033

D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02653
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03157

D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02693
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03164

D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02644
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03156

D_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.02555
　　イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

漁港における	算式

D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02591
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03161
D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.027
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032
D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02411
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03026
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02368
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03001
$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00113
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117
$D_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170
$D_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

漁港における	算式

D_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.02583
イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147
D_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.02653
イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03206
D_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031
D_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.030
D_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0243
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302
D_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0241
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0303
D_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.02407
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03021
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998
$D_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.02379
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042
$D_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00153
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170
$D_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00345
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375
$D_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00474
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

る外郭施設の延長	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5} (C_n \times D_n)}{3{,}260\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金 C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行に

る外郭施設の延長	$\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4} (C_n \times D_n)}{3{,}400\text{ 円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金 C_n　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行う当該事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行に

ついて同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02650
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03154

D_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02692
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03162

D_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02642
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03153

D_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02552
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03098

D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02583
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03147

D_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02653

ついて同意又は許可を得た地方債、財政健全化のため発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（平成22年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、災害関連及び平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

D_{15} ＝ 0.033

D_{16} ＝ 0.033

D_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.029
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

D_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

D_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02653
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03157

D_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02693
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03164

D_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02644
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03156

D_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02555
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03102

D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02591
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03161

D_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.027

	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03206	
D_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.026	
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031	
D_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.025	
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.030	
D_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0243	
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0302	
D_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0241	
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303	
D_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.02407	
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03021	
$D_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02365	
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02998	
$D_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.02379	
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03042	
$D_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00153	
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00170	
$D_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00345	
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00375	
$D_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.00474	
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00499	

四　都市計画費

都市計画区域における人口

算式

$$0.45+\sum_{n=13}^{令4}(H_n\times L_n)+\sum_{n=13}^{令5}(J_n\times K_n)+L\times 0.45+M+\frac{\sum_{n=13}^{令5}(B_n\times C_n)+D\times 0.45+E\times\alpha+F\times 0.75+G\times}{}$$

	イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.032	
D_{26}	ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの	0.026	
	イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.031	
D_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの	0.025	
	イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.030	
D_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの	0.0243	
	イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303	
D_{29}	ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの	0.0241	
	イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0303	
D_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.02411	
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03026	
$D_{令元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.02368	
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.03001	
$D_{令2}$	ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	0.00113	
	イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00117	
$D_{令3}$	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.00153	
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00170	
$D_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.00345	
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00375	

四　都市計画費

都市計画区域における人口

算式

$$0.45+\sum_{n=13}^{令4}(H_n\times L_n)+J\times 0.45+K+L+M\times 0.3+\frac{\sum_{n=13}^{令4}(B_n\times C_n)+D\times 0.45+E\times\alpha+F\times 0.75+G\times}{}$$

$$\frac{\text{N} + \text{O} \times 0.3 + \text{P} \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(\text{Q}_n \times \text{R}_n) + \text{S} + \text{T} + \text{U}}{981\text{円} \times \text{A}} + \text{V} + \sum_{n=16}^{22}(\text{W}_n \times \text{X}_n) + \sum_{n=23}^{令5}(\text{Y}_n \times \text{Z}_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(\text{AA}_n \times \text{AB}_n) + \sum_{n=12}^{令5}(\text{AC}_n \times \text{AD}_n) + \sum_{n=12}^{22}(\text{AE}_n \times \text{AF}_n) + \sum_{n=12}^{22}(\text{AG}_n \times \text{AH}_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（符号 E に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 22 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

C_{13} ＝ 0.0318

C_{14} ＝ 0.0212

C_{15} ＝ 0.0239

C_{16} ＝ 0.0243

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

$$\frac{\text{N} \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(\text{O}_n \times \text{P}_n) + \text{Q} + \text{R} + \text{S} + \text{T} + \sum_{n=15}^{22}(\text{U}_n \times \text{V}_n) + \sum_{n=23}^{令4}(\text{W}_n \times \text{X}_n) + \sum_{n=令元}^{令4}(\text{Y}_n \times \text{Z}_n) + \sum_{n=12}^{令4}(\text{AA}_n \times \text{AB}_n) + \sum_{n=12}^{22}(\text{AC}_n \times \text{AD}_n) + \sum_{n=12}^{22}(\text{AE}_n \times \text{AF}_n)}{969\text{円} \times \text{A}}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（符号 E に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含むものとし、平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 22 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

C_{13} ＝ 0.0318

C_{14} ＝ 0.0212

C_{15} ＝ 0.0239

C_{16} ＝ 0.0243

C_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

C_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

C_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

C_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.02385

C_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

C_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340

C_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02107

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02358

C_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02136

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02374

C_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0207

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0234

C_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

C_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

C_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0225

C_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01896

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02190

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102

$C_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00900

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01268

$C_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00270

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00277

の　0.02430

C_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

C_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02340

C_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02111

イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02363

C_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0212

イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0239

C_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0207

イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0234

C_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216

C_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221

C_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0194

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0225

C_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.00873

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01168

$C_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00806

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01103

$C_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00171

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00173

$C_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00270

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00277

$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460
$C_{令5}$	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00564 イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

D　地下鉄事業続特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和 54 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては 0.3、その他のものにあつては 0.6

F　平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成 26 年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　n 年度（平成 27 年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.045 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045
I_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0450 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

$C_{令4}$	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00446 イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460

D　地下鉄事業続特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和 54 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては 0.3、その他のものにあつては 0.6

F　平成 7 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成 26 年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　n 年度（平成 27 年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}	ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.045 イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045
I_{28}	ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0450 イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

0.0450

I_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0450

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

I_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

J_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再々特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$K_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

L　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業

0.0450

I_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0450

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

I_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

$I_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.04500

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04500

J　地下鉄事業続特例債の当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

K　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成元年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

L　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業

承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

P　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Q_n　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

R_{14} ＝ 0.0212

R_{15} ＝ 0.0239

R_{16} ＝ 0.0243

R_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

R_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

R_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

R_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

R_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

R_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

N　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

O_n　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

P_{14} ＝ 0.0212

P_{15} ＝ 0.0239

P_{16} ＝ 0.0243

P_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

P_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

P_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

P_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

P_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

P_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成10年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

T　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成14年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

U　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

V　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の20パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

W_n　都道府県の項第9号算式Ⅸの符号B_nに同じ。

X_{16}＝0.052

X_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.046

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

X_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.040

イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成10年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成14年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

S　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

T　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除くものとし、平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、当該高速鉄道事業債の起債対象事業費の20パーセント相当額を基礎として、当該市町村の当該第三セクターの資本金等に対する出資割合に応じて総務大臣が算定して通知した額に別表第3の10に定める率を乗じて得た額

U_n　都道府県の項第9号算式Ⅸの符号B_nに同じ。

V_{15}＝0.053

V_{16}＝0.053

V_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.046

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

V_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

X_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

X_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04240

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05046

X_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04306

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05058

X_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04226

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05044

Y_n　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 D_n に同じ。

Z_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04083

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04956

Z_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04133

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05035

Z_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.04244

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05130

Z_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.050

Z_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.040

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.049

Z_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0390

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

Z_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0390

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

Z_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03850

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022

V_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.023

V_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04245

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05051

V_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04308

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05062

V_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04230

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05050

W_n　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 D_n に同じ。

X_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04088

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04963

X_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04146

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05057

X_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.042

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.051

X_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.041

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.050

X_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.040

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.049

X_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0390

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0480

X_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0390

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0490

X_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.03857

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04841

X 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03788

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04801

X 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00181

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00186

X 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00244

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00271

X 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00552

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00600

Yn　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 Fn に同じ。

Z 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02368

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03001

Z 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.00113

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00117

Z 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

Z 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

AAn　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04833

Z 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.03784

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04796

Z 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.03806

イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04867

Z 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00244

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00271

Z 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00552

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00600

Z 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00758

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00798

AAn　都道府県の項第９号算式Ⅸの符号 Fn に同じ。

AB 令元 ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.02365

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02998

AB 令2 ア　令和２年度市場公募都市に係るもの　0.02379

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03042

AB 令3 ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00153

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00170

AB 令4 ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00345

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00375

AB 令5 ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00474

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00499

ACn　昭和 46 年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は

許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額に相当する額

AB_{12} ＝ 0.0300
AB_{13} ＝ 0.0318
AB_{14} ＝ 0.0212
AB_{15} ＝ 0.0239
AB_{16} ＝ 0.0243

AB_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0225
	イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0180
AB_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0221
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0171
AB_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0221
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
AB_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02250
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02475
AB_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02160
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02430
AB_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02115
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02385
AB_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02115
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02340
AB_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02111
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02363
AB_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.0212
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0239

許可を得た地方債を含むものとし、平成23年度から令和5年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額に相当する額

AD_{12} ＝ 0.0300
AD_{13} ＝ 0.0318
AD_{14} ＝ 0.0212
AD_{15} ＝ 0.0239
AD_{16} ＝ 0.0243

AD_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	0.0225
	イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0180
AD_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0221
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0171
AD_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0221
	イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0162
AD_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	0.02250
	イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02475
AD_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	0.02160
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02385
AD_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.02115
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02385
AD_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.02115
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02340
AD_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	0.02107
	イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02358
AD_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.02136
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.02374

AD_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0207
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0234
AD_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216
AD_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
AD_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0225
AD_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01896
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02190
$AD_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00806
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01102
$AD_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00900
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01268
$AD_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00270
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00277
$AD_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00446
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460
$AD_{令5}$　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00564
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00577

AE_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

$AF_{12} = 0.0375$
$AF_{13} = 0.0398$
$AF_{14} = 0.0360$

AB_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0207
イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0234
AB_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216
AB_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0221
AB_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0194
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0225
AB_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00873
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01168
$AB_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00806
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01103
$AB_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00171
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00173
$AB_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00270
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00277
$AB_{令4}$　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00446
イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00460

AC_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額の 3 分の 2 に相当する額

$AD_{12} = 0.0375$
$AD_{13} = 0.0398$
$AD_{14} = 0.0360$

AD_{15} ＝ 0.0399
AD_{16} ＝ 0.0405
AD_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0375
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0300
AD_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285
AD_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AD_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750
　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125
AD_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600
　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04050
AD_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525
　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975
AE_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
AF_{12} ＝ 0.0300
AF_{13} ＝ 0.0318
AF_{14} ＝ 0.0212
AF_{15} ＝ 0.0239
AF_{16} ＝ 0.0243
AF_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
AF_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
AF_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

AF_{15} ＝ 0.0399
AF_{16} ＝ 0.0405
AF_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0375
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0300
AF_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0285
AF_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0368
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0270
AF_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03750
　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04125
AF_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.03600
　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975
AF_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.03525
　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03975
AG_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
AH_{12} ＝ 0.0300
AH_{13} ＝ 0.0318
AH_{14} ＝ 0.0212
AH_{15} ＝ 0.0239
AH_{16} ＝ 0.0243
AH_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0225
　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180
AH_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171
AH_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221
　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

		の　0.0162 AH_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475 AH_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385 AH_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
五　公園費	人口	算式 $\frac{B \times 0.3}{538円 \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償

		の　0.0162 AF_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475 AF_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02160 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430 AF_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02115 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385
五　公園費	人口	算式 $\frac{B \times 0.3 + C \times 0.0038}{530円 \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和63年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成3年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償

還金）とみなす。

六　下水道費　人口

算式

$$\frac{\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times D_n)\}\times\alpha\times 0.42+\sum_{n=14}^{令5}(C_n\times D_n)\times\alpha\times 0.37+\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times E_n)\}\times(1-\alpha)\times\beta+\sum_{n=14}^{17}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\gamma+\sum_{n=18}^{令5}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\delta+F\times 0.5+G\times 0.55+H+I+\sum_{n=12}^{令5}(J_n\times K_n)+\sum_{n=16}^{17}(L_n\times M_n)+\sum_{n=12}^{14}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{令5}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=12}^{30}(R_n\times Y_n)+(R_{令元}\times Y_{令元})\times\alpha\times 0.56+(R_{令元}\times Y_{令元})\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令5}(T_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令4}^{令5}(T_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令5}(U_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令5}(U_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\iota+\sum_{n=令2}^{令3}(V_n\times Y_n)}{105\text{円}\times A}$$

還金）とみなす。

C　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため平成15年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査した額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る額）とみなす。

六　下水道費　人口

算式

$$\frac{\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times D_n)\}\times\alpha\times 0.42+\sum_{n=14}^{令4}(C_n\times D_n)\times\alpha\times 0.37+\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times E_n)\}\times(1-\alpha)\times\beta+\sum_{n=14}^{17}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\gamma+\sum_{n=18}^{令4}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\delta+F\times 0.5+G\times 0.55+H+I+\sum_{n=12}^{令4}(J_n\times K_n)+\sum_{n=16}^{17}(L_n\times M_n)+\sum_{n=12}^{14}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{令4}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=12}^{30}(R_n\times Y_n)+(R_{令元}\times Y_{令元})\times\alpha\times 0.56+(R_{令元}\times Y_{令元})\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令2}^{令3}(S_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令4}(T_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.49+\sum_{n=令4}^{令4}(T_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\theta+\sum_{n=令4}^{令4}(U_n\times Y_n)\times\alpha\times 0.56+\sum_{n=令4}^{令4}(U_n\times Y_n)\times(1-\alpha)\times\iota+\sum_{n=令2}^{令3}(V_n\times Y_n)}{103\text{円}\times A}$$

$$\times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令5}(W_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令5}(X_n \times Y_n) \times 0.63$$

$$+ \sum_{n=16}^{令5}\{(Z_n + AA_n) \times AB_n\} + \sum_{n=18}^{令5}(AC_n \times AD_n \times \varepsilon_n)$$

$$+ \sum_{n=令3}^{令5}(AE_n \times AF_n) + AG_{令4} \times AH_{令4} \times \frac{K}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令5}(AI_n$$

$$\times AJ_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(AK_n \times AL_n \times \frac{K}{0.30}) + \sum_{n=令5}^{令5}(AM_n \times AN_n)$$

$$+ \sum_{n=27}^{令5}(AO_n \times AP_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{令5}(AO_n \times AQ_n) \times$$

$$(1-\alpha) \times \delta + \sum_{n=27}^{令5}(AR_n \times AS_n) + AT - AU \times 0.5$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業並びに雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10

$$\times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令4}(W_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令4}(X_n \times Y_n) \times 0.63$$

$$+ \sum_{n=16}^{令4}\{(Z_n + AA_n) \times AB_n\} + \sum_{n=18}^{令4}(AC_n \times AD_n \times \varepsilon_n)$$

$$+ \sum_{n=令3}^{令4}(AE_n \times AF_n) + \sum_{n=令4}^{令4}(AG_n \times AH_n \times \frac{K}{0.30}) + \sum_{n=27}^{令4}(AI_n$$

$$\times AJ_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{令4}(AI_n \times AK_n) \times (1-\alpha) \times \delta$$

$$+ \sum_{n=27}^{令4}(AL_n \times AM_n) + AN - AO \times 0.5$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　公共下水道（下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。）並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型（下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業並びに雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。）、未利用エネルギー型及び高度情報化型（下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業及び降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。）を除く。以下同じ。）及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和 34 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10

年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和46年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成3年度から平成7年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成3年4月30日付け自治準企第90号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）によ

年度及び平成11年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債、平成10年度補正予算債及び平成11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和46年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和50年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、公共下水道及び流域下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成3年度から平成7年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成3年4月30日付け自治準企第90号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）によ

り通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。以下この号において同じ。

C_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成18年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成12年4月1日付け自治準企第72号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債をいう。以下同じ。）、下水道事業債特別措置

り通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の1に相当する額及び符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。符号 C_n、符号 F_n、符号 G_n、符号 H_n、符号 I_n、符号 J_n、符号 L_n、符号 N_n、符号 P_n、符号 R_n、符号 S_n、符号 T_n、符号 U_n、符号 V_n、符号 W_n、符号 X_n、符号 Z_n、符号 AA_n、符号 AE_n、符号 AG_n、符号 AI_n、符号 AL_n、符号 AN 及び符号 AO において同じ。

C_n　公共下水道及び流域下水道の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業に区分された地方債」という。）、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため、平成18年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水道事業以外の下水道事業から支出する負担金に係るもの、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、下水道事業債広域化・共同化分（「下水道事業広域化・共同化推進要領の改正について」（平成12年4月1日付け自治準企第72号）により策定した広域化・共同化計画に基づく施設の整備に係る経費に充てるための地方債をいう。以下同じ。）、下水道事業債特別措置

分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成18年3月31日付け総財経第68号）により発行することができることとされたものをいう。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定

分（「下水道事業債（特別措置分）の取扱について」（平成18年3月31日付け総財経第68号）により発行することができることとされたものをいう。以下同じ。）、公共下水道及び流域下水道事業の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和57年度以降において施行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成8年4月1日付け自治準企第93号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成8年4月1日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、公営企業会計適用債並びに下水道事業債旧公害防止対策事業分（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第２条の２第１項に規定する公害防止対策事業計画についての「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定）を満たす地方公共団体が別に定

める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

D_{12} ＝ 0.0500
D_{13} ＝ 0.0530
D_{14} ＝ 0.0470
D_{15} ＝ 0.0532
D_{16} ＝ 0.0432
D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04974
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05529
D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04836
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05347
D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04699
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額を除く。以下符号 J_n、符号 L_n、符号 P_n、符号 Z_n、符号 AA_n、符号 AI_n 及び符号 AL_n において同じ。）
D_{12} ＝ 0.0500
D_{13} ＝ 0.0530
D_{14} ＝ 0.0470
D_{15} ＝ 0.0532
D_{16} ＝ 0.0432
D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0503
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04977
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05533
D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04838
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05350
D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04701
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.05273
D_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04687
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05214
D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04683
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05233
D_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04746
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05276
D_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0462
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0516
D_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478
D_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0488
D_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495
D_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04213
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04867
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448
$D_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02001
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818
$D_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615
$D_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

の　0.05277
D_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04690
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05219
D_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04691
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05246
D_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0474
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0524
D_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0463
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0517
D_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0479
D_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489
D_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495
D_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01941
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02596
$D_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01792
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02450
$D_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00379
イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00384
$D_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600
イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615
$D_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990
イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$D_{令5}$	ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.01254 イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283
E_{12}	＝ 0.0500
E_{13}	＝ 0.0530
E_{14}	＝ 0.0470
E_{15}	＝ 0.0532
E_{16}	＝ 0.0432
E_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0502 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
E_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0487 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
E_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0488 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
E_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04974 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05529
E_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04836 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05347
E_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04699 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05273
E_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04687 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05214
E_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04683 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05233
E_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.04746 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05276
E_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0462 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るも

E_{12}	＝ 0.0500
E_{13}	＝ 0.0530
E_{14}	＝ 0.0470
E_{15}	＝ 0.0532
E_{16}	＝ 0.0432
E_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0503 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
E_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0487 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
E_{19}	ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0488 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
E_{20}	ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.04977 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05533
E_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.04838 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05350
E_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.04701 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05277
E_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.04690 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05219
E_{24}	ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.04691 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05246
E_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0474 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0524
E_{26}	ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0463 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るも

の　0.0516

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0478

E_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0488

E_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.04213

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04867

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01790

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02448

$E_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.02001

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02818

$E_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615

$E_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

$E_{令5}$　ア　令和5年度市場公募都市に係るもの　0.01254

イ　令和5年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01283

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和34年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発

の　0.0517

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0425

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0479

E_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

E_{29}　ア　平成29年度市場公募都市に係るもの　0.0427

イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0495

E_{30}　ア　平成30年度市場公募都市に係るもの　0.01941

イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02596

$E_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.01792

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02450

$E_{令2}$　ア　令和2年度市場公募都市に係るもの　0.00379

イ　令和2年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00384

$E_{令3}$　ア　令和3年度市場公募都市に係るもの　0.00600

イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00615

$E_{令4}$　ア　令和4年度市場公募都市に係るもの　0.00990

イ　令和4年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01022

F　特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため昭和34年度から平成11年度の各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和50年度から昭和62年度までの各年度及び平成2年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を

許可された地方債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成 3 年度から平成 7 年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 3 年 4 月 30 日付け自治準企第 94 号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の 17 分の 1 に相当する額及び符号 AN の総務大臣が算定

許可された地方債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度に係る補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、昭和 46 年度以前において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、特定環境保全公共下水道の供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、昭和 57 年度以降において施行した特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する率を超える部分に係るもの、終末処理場、ポンプ場、管渠、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、下水道展示施設の設置費に係る地方債、住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債、下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号）に基づき施行された事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成 3 年度から平成 7 年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 3 年 4 月 30 日付け自治準企第 94 号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の 17 分の 1 に相当する額を除く。）の額

第三種郵便物認可　令和六年三月三十一日